

委員会議事録

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第3号 平成30年度光市簡易水道特別会計予算

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

今、40ページの説明で、一般会計繰入金が公債費の元金と、収支の不足額で、合わせて1,616万円という説明だったんですけど、これは元金部分と、その不足の部分、それぞれ内訳で金額が幾ら、幾らと分かれておるものなんでしょうか。

○宮崎水道局次長

先ほど歳出のほうで説明をいたしまして、元金部分につきましては450万2,000円、利子部分については89万9,000円ということでごさいます、それ以外は歳入歳出不足額に対して繰り入れをしているということでごさいます。

○笹井委員

理解しました。終わります。

○大田委員

今、説明があったんですが、ちょっと私、勉強不足であまりわからないので、教えてもらいたと思います。

やまとは簡易水道であったのが、現在は上水道になっておるんですが、今、牛島が簡易水道になった開始年度と施設概要について、もう一遍、教えてほしいと思うんですが、よろしく願います。

○森下浄水課長

牛島簡易水道は、平成11年4月から供用を開始しております。施設概要については、水源が深井戸であり、原水に通常の浄水処理では除去することができない困難な物質が含まれているため、膜ろ過による浄水処理方法を採用しております。原水槽、オートストレーナー、逆浸透膜装置、pH調整等処理水槽など、多くの施設を備えております。施設能力としましては、1日最大出水量49m³、浄水量36m³、給水量36m³、配水池の有効容量については33m³となっております。

以上です。

○大田委員

今、答弁で平成11年ちゅうたけど、約20年ぐらい近く施設が経ってると思うんですよ。それでこの耐用年数というのは、どういうふうになっているのか、教えてほしいんですが。

○森下浄水課長

耐用年数は法定年数で、今の現状についてご説明をさせていただければと思っております。

簡易水道の施設については、供用開始後、急激に塩水化が進んだため、耐腐食性の高いポンプや、配管への更新を適宜行なってきたところがございますが、施設が海岸沿いにあるため、現状においても一部腐食が進んでいる箇所がございます。また牛島は離島のため、制御盤による膜ろ過装置の自動運転を行っておりますが、制御盤の使用部品の製造が20年たっておりますので終了しており、設備のふぐあいが生じた場合の早期復旧の対応ができるかどうかというのが、現時点の懸案事項となっております。

○大田委員

耐用年数がきてると、どうしようかという答弁じゃったと思います。そうしたら今後、そのままで何とかごまかしながら使っていかれるじゃろうと思うんですが、もしそれを交換するとなると、費用というのは今、計算しておられますか。

○宮崎水道局次長

今、浄水課長が申しあげましたように、20年近くたちまして、環境も大変厳しい中での施設ということで、かなり老朽化もですけど、劣化のほうも進んでおります。私どもは施設の管理を担当させていただいており、財政的な面につきましては市民部のほうが所管になりますので、施設の状態についてはご報告を申し上げている状況でございますが、当然、市民部のほうでご検討されているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○大田委員

わかりました。そうしたらこの後の水の使用料について水道局はどのように見ておられるんか、教えてください。

○吉岡料金担当課長

今後の使用料についてでございますが、現在、牛島においては人口及び世帯数が減少傾向に推移しておりまして、大半を占めます家事用の契約件数や、使用水量についても年々減少しております。そのことから今後の使用料についても減少していくものと見込んでおります。

以上でございます。

○大田委員

だんだん減少していくと、今、説明がありました歳入で、一般会計繰入金金を1,600万円

から入れておられるんですよね。毎年、毎年出されて、使用料が少なくなるとまただんだん増えてくじやろうと予想されます。ただ今のところの給水原価と供給単価というのがあると思うんですが、それがわかったら教えてほしいんですが。

○宮崎水道局次長

28年度の決算値で申し上げますと、給水原価につきましては5,545円。供給単価につきましては、196円でございます。

以上でございます。

○大田委員

随分、負担するところが多いというように理解しました。今後とも住民の安心、安全のために水道局も頑張っていってもらいたいと思います。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第8号 平成30年度光市水道事業会計予算

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長、西工務課長、森下浄水課長 ～別紙

質 疑

○岸本委員

それでは、塩田地区の整備事業についてご質問させていただきたいと思います。

900万円の予算が付いているということは、この計画を進めていかれることだと思えます。そこで、もう一度確認しておきたいんですけど、その事業の地域は、3地区と聞いていますが、正確な地域と戸数と人口を、わかれば教えていただきたいと思います。

○福島水道事業管理者

3地区は、入野、十王、小倉でございます。所帯数、人口については、水道局としてはまだ把握はしておりません。

以上です。

○岸本委員

今までアンケート調査とか、地元での話し合い、また現地の視察というのもされて、こういう事業を進めていくということになったと思います。そこで、新設、決定された理由というのをお聞かせいただけませんか。

○福島水道事業管理者

この塩田地区の問題については、2年前に地元議員さんからの困ったことという一般質問から始まったわけですが、その後、昨年5月27日に塩田地区17自治会長を全て集めまして、今まで水道局が行ったアンケートの結果報告並びに今後、水道でやるのか、専用水道でやるのか、用水供給施設でやるのか、そのメリット・デメリット、地元負担、そういうことをいろいろ説明いたしました。また本管から個人に引く給水管については自己負担であると、これは相当かかりますよという旨も説明いたしております。

その中で、各自治会長さんをお願いいたしましたのは、17自治会ごとにその意見を取りまとめてほしいというお願いをしたわけですが、その中で、希望しないとか、判断できないとか、希望するとか、3段階の意見が出たわけですが、希望しないというところは除いていきました。自治会として希望しないんですから。

判断できない、希望するというのを順次集めて説明していったというのが経過でございます。その中で、先ほど言いました3自治会が要望するというので、この計画は成り立っているという解釈をいたしております。

○岸本委員

先ほど、17地区の自治会、全部集まって地元説明をされたということですけど、今回の新設事業というのはその17のうちの3カ所なんですか。

○福島水道事業管理者

はい、そのとおりです。

○岸本委員

先ほど、その話し合いで、地元負担についてもお話されたということで、その3地区の住民の方は受益者負担ということになると思うんですが、その点は理解されていらっしゃるんですか。

○福島水道事業管理者

水道事業において、そこに水道管を引くというのは、配水本管は、要するに行政持ちなわけですが、それから引っ張る給水管については地元負担というのが原則でございます。

以上です。

○岸本委員

大きい、本線、それは市が全額負担。そしてその本管から各家庭に給水するパイプは、地元負担というか個人負担ということでしょうか。

○福島水道事業管理者

基本的な考え方は、そのとおりでございます。

以上です。

○岸本委員

今までに旧岩田の東荷地区、それから室積の岩屋、伊保木、その給水施設はいかがでしたのでしょうか、お聞きします。

○福島水道事業管理者

岩屋、伊保木の関係につきましては、水道局に対して、従前から水道がほしいという、意見はあったわけですが、当時の考え方は海拔30m以上は水道を引かないということでお断りしておりました。ただ、その生活実態というのは、非常に水に困ったということで、市のほうが営農飲雑という簡易水道の方式で施設を整備したというのが経過でございます。その中で簡易水道を統合した。

東荷の関係につきましては、これは給水エリアではなかったわけですが、いろいろ市からの問題、地元要望等いろいろ出てまいりました。そういう中で、国庫補助の問題もあります。市の負担の問題もありまして、水道を引いて、採算ベースが取れるのか取れないのかという形の計算をはじき出しまして、これだったら十分取れるということで、そういう軽微な変更の認可をした次第でございます。

以上です。

○岸本委員

塩田地区は採算ベースに合いますでしょうか。

○福島水道事業管理者

塩田地区の問題は、9月議会の中で水道局は財政的収支が取れなければならないということを、はっきり私は申し上げております。そういう中で、市のほうにも、市民部のほうにも、そういう財政的な問題の部分については資料を提供いたしております。その後、市のほうが判断したということで、財政的収支の問題についてはこれからの話し合いでございますが、水道局の意見はご理解願えてると理解しております。

以上でございます。

○岸本委員

ちょっと話は1つ前に戻りますけど、東荷地区では受益者負担というのはなかったのでしょうか。

○福島水道事業管理者

本管から個人が引くのは、受益者負担でございますよ。当然あります。

以上です。

○岸本委員

17の自治体で、やっぱりどの自治体も安心、安全な水というのを希望される方は多いんじゃないかと思うんですけど、ほかの地区は、水道引いてくれという要望というのは、あまりなかったんでしょうか。

○福島水道事業管理者

17というのは塩田のことだろうと思います。塩田の自治会については、先ほど説明したとおり、希望しないと、自治会単位で希望しないというところは、もう説明会から除きました。要らないというところですから。判断できないというところは、入れて協議をしてまいりました。希望するというところも当然そうです。その中で残ったのが3自治会ということでございます。

以上です。

○岸本委員

その水道の新設にあたって、受益者負担金制度というのは、本市には条例か何か、ありますでしょうか。

○福島水道事業管理者

水道管というのは、個人の財産です。個人の財産、個人の財産は、個人がお金を出して引くというのは原則です。

以上です。

○岸本委員

以上で終わります。

○笹井委員

それでは最初に、さっき説明があった工事場所についての確認をしたいと思います。予算参考資料の17ページの下段、室積7丁目で、内容は耐震管に替えるということだと思います。これは右のほうの工事箇所、これは市道でもない、ただの赤線道、昔からある里道のところを全部耐震管にやられるということですけど、これはこの下に水道局が管理しとる、本管があるということなんでしょうか。割とこういう里道に入っちゃうのは個人の引き込み管なのかなという認識だったんですが、ここの管というのは、市の水道局の管理する本管なんでしょうか。

○西工務課長

昭和23年に引き込まれている管で、水道局が管理しています。

○笹井委員

はい、わかりました。

次、18ページ、番号で言うと22番の大明です。これも水道管の耐震工事だと思うんです

が、下水のほうの資料を見ると下水のほうも、今年ここで管を引かれるような計画です。これら工事について、スケジュール調整、あるいはやるとしたらアスファルトを剥がして埋めますけど、そういうふうなところの手順の調整というのはされておるのでしょうか。それとも、下水とは別々に工事をされるのでしょうか。

○西工務課長

工事名にも書いてありますとおり、これは管渠敷設替え工事に伴う水道管の移設工事で、下水道工事に伴う水道管の移設工事で、下水道管を入れる際に邪魔になるから先にずらしてくださいという工事になります。

○笹井委員

了解しました。

それでは塩田のほうの話にいきたいと思います。資料的には会計予算書の1ページ中段にあります塩田地区上水道整備事業900万円ということでした。この説明で変更申請と何かポンプの設置について、それぞれ900万円の内訳になるとは思いますけど、何百万円ずつで何をするのか、ちょっともう少し詳しく説明してください。

○福島水道事業管理者

900万円の内訳でございますが、軽微な変更認可に伴う費用が約800万円です。圧送ポンプの設計料というものが、これが100万円でございます。ただこれは、標準基準の金額でございます。これから入札かければ相当安くなるのではなかろうかというふうには考えております。

以上でございます。

○笹井委員

金額については、これは予算ですから、計算の段階では、もっと数字は変わってくると思います。圧送ポンプと言われましたけど、この圧送ポンプとはどこに設置するのか。そして何の水をどこまで送るための圧送ポンプなのでしょうか。

○福島水道事業管理者

塩田の場合に、基本的に自然流下が基本なわけでございます。その中で小倉地区の数件の家が非常に水質も悪く、劣悪な環境ということで、非常に希望が強かったのもので、その一部に送水を予定しております。送水するのは水道水でございます。

以上です。

○笹井委員

濟いませぬ、塩田の自治会のあたりの地名まで頭の中に入っていないんで、わからないんですが、確か自然流下で行くのは塩田小ぐらいままでというのは、何かどっかで聞いたような気がするんですが、そのエリアは何地区になるのか。そして小倉は、今、圧送ポンプ

でないと行かないという説明でしたが、小倉って何か具体的に建物がありますか。

○福島水道事業管理者

塩田小学校は入野のほうでございますが、小倉はその大分手前の、寺があるところでございますが、相当手前のほうでございます。

何と言ったらいいのかな、以上です。

○笹井委員

光照寺ですかね。はい。大体、私はそうなるとうわかりました。だから、その小倉はもう自然流下では絶対に行かないし、小倉というのは、光照寺のある周辺だけが小倉なんではないでしょうか。それとも県道の辺からずっと小倉なんではないでしょうか。

○福島水道事業管理者

県道の辺からずっと小倉でございます。その上のほうまで。はい。

○笹井委員

わかりました。じゃあ小倉自治会に水をやるとすれば、小倉の一部の県道のところは自然流下で行くけど、光照寺のある小倉の奥のほうはポンプが要ると、そういう理解でよろしゅうございますね。

○福島水道事業管理者

はい、そのとおりです。

○笹井委員

はい、わかりました。

今回の工事の経緯について、お尋ねします。説明もありましたし、先行委員の質問でもある程度わかったんですが、私なりにちょっと確認します。

まず、アンケートの結果はさっき言われましたが、アンケートというのは何回あって、どこがつくったアンケートなんではないでしょうか。

○福島水道事業管理者

水道局がアンケートを行っております。これは28年の4月から5月にかけてアンケートを行っております。対象は塩田地区の給水区域外全エリアです。対象戸数が250戸、その中でアンケートの回収が150戸という結果でございます。

以上です。

○笹井委員

今、250戸と言われましたが、それは塩田全エリアなんですか、それとも塩田の一部のエリアにアンケートをかけられたんでしょうか。

○福島水道事業管理者

先ほど申しましたように、給水区域外の塩田地区の全戸数でございます。
以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。給水区域外ですね。

それでは次です。地元住民との意見交換の場があったということですが、それは何回あったのでしょうか。そしてその主催者はどこになるのでしょうか。

○福島水道事業管理者

地元住民との意見交換は、昨年5月27日が初回だったと思います。その中で先ほど先行委員に申しましたように、今までのアンケートの結果、それから上水道整備での問題、専用水道の問題、用水供給施設の問題、個人の費用負担の問題等々について説明いたしたわけでございます。その中で、各自治会に取りまとめをお願いしたというのが1回目の経緯でございます。これは、主催は塩田コミュニティが主催いたしております。

2回目からは、塩田コミュニティと市民部が主催という形で行っておりますが、水道局としては、技術協力という形でオブザーバーで参加いたしております。聞くところによりますと、全体で6回ほど協議をいたしておると聞いております。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。最初の塩田コミュニティがやった5月27日は、私も新聞報道等で理解しているところですが、それ以降に第2ラウンドとして6回あったというふうに理解いたしました。

そしてこの塩田地区の地元から水道を引いてほしいという要望が上がっておるということは新聞報道で知ったところではあるんですが、市議会に要望書、請願とか陳情とかあれば、すぐわかるわけですが、上がっていないのは確認しております。執行部にその要望書というのは、いつどのような形で上がっておるのでしょうか。

○福島水道事業管理者

昨年12月に3自治会から、個人の希望も含めた署名付きの要望書が市長のほうに上がっておると聞いております。

以上でございます。

○笹井委員

3自治会からというのは、それぞれ3通上がっておるのでしょうか。そして、署名つきと言われましたけど、その自治会全員の名前が署名についておるのか、それともその自治会の中の一部の方の署名なんのでしょうか。

○福島水道事業管理者

水道を希望しとるところの個人署名だろうと思います。あと何じゃったかな。
以上です。

○笹井委員

その署名の、結局筆数というのは、その自治会の方の何割ぐらいの方が、戸数で言いますと何割ぐらいの方が署名されておるのでしょうか。

○福島水道事業管理者

水道局は把握しておりません。
以上です。

○笹井委員

それはどこに尋ねれば、お聞きできるんでしょうか。

○福島水道事業管理者

市民部だろうと思います。

○笹井委員

このような書類は、たとえ市民部に出されたとしても当然水道事業ですから、水道局も持って把握されていると思います。この場で答えていただければ、私としては審議が速やかに進むと思うんですが、この場ではお答えはできないのでしょうか。

○森重副市長

笹井委員からのご質問につきましてお答えします。これまでずっとルール、要望等々、現場に入りまして、お話をお伺いをさせていただいた結果、昨年12月11日に、塩田のコミュニティセンターの館長をはじめ、該当する3自治会の自治会長さんがお見えになられまして、市長に直接要望書が提出されました。

なお、要望書は26世帯の方からの署名がついて提出されたということで、その割合は約62%でございます。

以上でございます。

○笹井委員

62%と言うと、3分の2ですから40件ぐらい戸数があって、そのうちの26件が署名をして申請されておるといふふうに理解いたしました。

そして次、今回、計画されとるエリアですけど、先ほど光照寺のほうの入野ですか、これはポンプで奥まで送らないといけないということですが、それ以外の十王と小倉は自然流下で行く範囲内ということなんですか。

○福島水道事業管理者

はい、自然流下で行くところは、一応基本的には給水エリアにしたいと思いますが、ただ必要でないところは水道管は持っていきません。

以上でございます。

○笹井委員

ちょっとよくわかりませんでした。光照寺はポンプでないといかないよというのは、さっきわかりました。それ以外のエリアですと、三井の観音寺からの自然流下の圧力で行くことになると思うんですが、その自然流下の圧力で小倉と十王までは行くんでしょうか。

○福島水道事業管理者

塩田の場合に行く配水池は、石田にある大和配水池でございます。海拔105m、ハイウォーターが。自然流下で行くところは海拔73mが範囲内で、入野、十王はその範囲内に入るということでございます。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

先ほど、配水池と配水ルートで、ちょっと私、根本的な勘違いをしておりました、改めておわび申し上げます。

そして質問に戻りますが、今回の予算では塩田地区の上水道整備事業900万円が上程されています。このエリアに水道管を引くとしたら、当然全体事業費が幾らになるかというのも数字が出しておられると思うんですが、それは幾らになりますでしょうか。そして、当然、支出は水道会計になると思うんですが、これは水道会計の負担ということでもいいのか、それともやっぱり一般会計からの負担が見込まれるものなんでしょうか。

○福島水道事業管理者

総事業費のお尋ねでございましたが、まだ詳細にははじき出しておりません。概算では約1億円ぐらいかかるのではなかろうかというふうに考えております。負担の割合ですが、先ほど先行委員にお答えしたように、水道局としては財政的収支が取れない場合は実施しないということを市民部のほうにはお伝えいたしておりますので、その分の負担は市のほうでしていただけるものと考えております。

以上です。

○笹井委員

今の説明、私なりに解釈しますと1億円全部一般会計のほうの負担になるという、そういう理解でよろしいんでしょうか。それともまだその1億円の中の負担割合でこれぐら

いの金額という数字が出ておるのでしょうか。

○福島水道事業管理者

水道事業の財政的収支というのは、1戸が例えば水道引きますと、光市の平均使用水量17トンぐらいですかね。約2,000円ぐらいです、1月。それをあと1年分で計算しますと2万数千円になるのかな。それを40年分で換算しますと八十何万円ぐらいになるはずで。それが10戸あれば、要するにその部分については回収できるという判断の中でございます。その内容について市民部と今後のどういう形にするかというのは、今後の協議事項でございます。

以上です。

○笹井委員

今の数字を、全体の戸数で足せば何か数字が出そうな気もするんですが、それは今後の協議事項ということですね。

あと地元負担について、先行委員の質問と答弁で基本的な考え方はわかりました。配水の本管は行政側の負担で、そこから各家に呼び込むための取水管というか、配水管というのは地元負担が原則であるということ、先ほどお聞きしました。その原則の、基本的な考え方どおりにやるという理解でよろしいでしょうか。

○福島水道事業管理者

先ほどお答えしたように、ユーザーがいっぱい固まっておれば、そこまで本管を、40mm以上の本管を引く場合もあるということです。

以上です。

○笹井委員

今の、最初に言われた3自治会の範囲内ではそういうこともあるという理解でよろしいでしょうか。例えば自然流下で行かないエリアですけど、そこに水道管がどうしてもほしいから個人負担で圧送ポンプみたいなのを本管の近くに設置するということもあり得るのか。あるいは3自治会以外の隣接自治会で対象にはなっていないけど、私の家には引いてほしいからと言って、個人負担で、個々の配水管になるんでしょうけれども、引くというケースも想定されるんでしょうか。

○福島水道事業管理者

圧送ポンプの関係については、具体的に水道局はまだタッチしておりませんので、どういう形になるかというのはちょっと未定でございますが、一部負担があるようには聞いております。それと、給水区域外の人がほしいといっても、これは水道は引けません。給水区域内しか引けないのが原則でございますので、そういう考え方でございます。

以上です。

○笹井委員

ポンプ設置は今回、さっきの小倉ですか、奥のほうのポンプは、これは行政側の負担で設置するということは説明受けました。それは理解いたしました。それ以外の場所でもポンプを設置する可能性があるんでしょうか。私はそれ以外の場所のポンプ設置だったら、完全に100%各自負担じゃないかなと思うんですが、そういう可能性とか負担割合について、どのようになっていますでしょうか。

○福島水道事業管理者

塩田の場合に、小倉の一部以外は自然流下で行かないところについては、水道の給水区域内には入れません。

以上です。

○笹井委員

自然流下で行かないところは入れないということですから、そこには少なくとも行政負担で水を送ることはないというふうに理解いたしました。

ちょっとまた視点を変えます。過去、東荷地区で、4 抔の軽微の変更で給水エリア拡張して、給水をして、一応これも事業的には拡張工事としては終了しておるところでございます。これも私が議員をやった時代の話ですので、随分質問もさせていただいたんですが、そこをちょっと比較しながら確認していきたいと思います。

まず東荷エリアの給水エリアで、当初予定しとった戸数と実際に入った加入者数、何%が入ったんでしょうか。

○福島水道事業管理者

33.6%だったと記憶いたしております。

以上です。

○笹井委員

できれば何戸あって、何件入ったか、それで33.6%になったのか。その辺、わかりやすくお願いします。

○福島水道事業管理者

235件のうち、79件で33.6%でございます。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。当初、4 抔の軽微な変更で拡張するとき、大体そのエリア地区で何%ぐらい加入が見込めますよという説明があったと思うんです。その当初見込んでおったのは何%でしょうか。

○福島水道事業管理者

東荷地区の場合に、当初のアンケートが全戸にアンケートをとったわけではございません。抽出してアンケートをとったものであり、その中で60%ぐらいが必要であるというアンケート結果が出ておりますが、現実的には、自然流下の範囲内でいけば33.6%ということでございます。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。私も審議しましたし、恐らく議事録にも出てると思います。概して言えば60%見込んでいたけど、結果33.6%の状況である。その理由についても、確か私も聞いたと思いますが、そこはちょっと置いときます。

ただ東荷地区を広げたときの理由としては、一つには地元の要求、二つ目には市からの要望で、特に里の厨を設置してするという事情があったこと、そして東荷地区の井戸の水質が悪化しておること、また東荷地区には工業団地の水源が枯渇したというふうな説明を受けております。

塩田地区へ給水する理由というのは、今のように分けますと何項目、どういった理由になるのでしょうか。

○福島水道事業管理者

塩田地区は4項目あると思います。一つは、地元の要望。もう一つは、2点目は市からの要望。3点目は水質の悪化、4点目は水源の、井戸の枯渇。

以上でございます。

○笹井委員

今4項目あるということで、地元要望については要望書が出るとということでわかりました。市からの要望というのは、どういう理由なのでしょうか。

○福島水道事業管理者

塩田地区を、3部落を給水エリアで水道で引いてほしいという要望の中で、このたび予算計上しておりますので、その要望でございます。

以上です。

○笹井委員

ちょっと市の中の連絡体制はわかりませんが、水道の、こっちの市長部局から水道部局にあがるときは、そういう要望書とかいう文書で行くものなのでしょうか。

○福島水道事業管理者

文書で要望とか、そういうことがある場合もあれば、ない場合もあります。

以上です。

○笹井委員

ある場合もあれば、ない場合もあるんじゃないかと、今回はどっちなのか、ちょっと済いません、教えてください。

○福島水道事業管理者

今回は口頭でございます。

○笹井委員

わかりました。

3点目の水質の悪化についても、これもちょっと、いろんな委員会審議なんかで聞いてはおります。ここでちょっとまとめてお聞きしますが、水質がどのように悪化しておるか状況はあるのでしょうか。

○福島水道事業管理者

井戸で水が出ない。これはボーリングしても、また出ないというのは、これは鉄分の関係なんです。金気の問題ですね。ですから、井戸のストレーナーが詰まったりすると、赤茶い水が出てくるという内容です。

この鉄分の関係についても水質基準がございまして、恐らくそういう場合には基準をオーバーになつとるのではなかろうかというふうには考えます。

以上です。

○笹井委員

今回、いろいろ踏み込んで給水エリア拡大をするわけですから、その根拠は恐らくとかいう言葉じゃなくて、やっぱりもうちょっと具体的に示してほしい。水質悪化であれば、具体的にどういう項目で、どういう異常値が見られるとか、そういう井戸が何件あるとか、そういうふうな説明はしていただけないものでしょうか。

○福島水道事業管理者

現実的に考えていただきたいと思います。現実困っておると。水が出ないと。水が上がらないと。だからまたボーリングするんだという形の何件、多いのは6回ぐらいやるところはあるんですが、数回というのはざらでございます。それが何の原因かというたら、やっぱり鉄分です。金気です。金気で詰まると。金気で色がつく段階の中では、水質基準オーバーしとるという解釈でございます。

以上です。

○笹井委員

水道局さんとしては、その金気というか鉄分ですね、それは現地なり、水質なりを見て、そのとおり水質が悪いんだなという確認はされとるといふことですかね。

○福島水道事業管理者

水道局としては、そういう背景の中で判断をいたしております。
以上です。

○笹井委員

その井戸の枯渇や、井戸の水質悪化についての確認は市役所のどこの部局がどういう形で行っているのでしょうか。

○福島水道事業管理者

井戸の問題は、給水区域外は市民部です。水道ではございません。ですから、ただこのたび水道を引いてほしいという、住民の要望があるから、水道局は調査に入ったということでございます。
以上です。

○笹井委員

ここに市長さんも副市長さんもおられるわけですが、その市民部が確認したと思われるような水質の悪化とか井戸の枯渇状況というのは、どうなんでしょうか、この場で説明がいただけるものなんでしょうか。それとも市民部で聞かないとわからないのでしょうか。

○森重副市長

この問題は平成28年5月に、まず市に直接お話があったのは、対話集会で地域の方々から、こうした飲料水について非常に困っているんだという実情について、市長にお話がありました。その後、先ほど来から水道局長のほうからお話をさせていただいておりますとおり、現地に入りまして、まず希望調査をするとともに、現に水に困っておられる方と直に対話をしながら、どのような解決方法があるのかということ、これまで時間をかけて、調査、検討を進めてきた段階であります。

その中で、特に、やはり我々のほうに、水が困っておられる人の中では、やはりそこでの水の確保ができないので、他の地域に水を買に行ったり、水を求められたり、特に生活に窮するような実情を直接的にお話を伺いましたことから、その後、たび重なる現地への説明や協議をする中で、こうした飲料水確保については市として必要であるという判断をしたところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

市として必要な判断をされたという中には、結局、水質の悪化をきちんと検査をして確認をされると、そういうところまでされた上での、その市の判断でしょうか。

○森重副市長

水質検査について、検査をしたということはございませんが、現にこの目で直接見て判断をしている状況でございます。

以上でございます。

○笹井委員

市の水道局さん、市民部さんの現地対応については、理解をいたしました。

それで、ただ、この塩田の問題について、過去にも何回も本会議質問、委員会質問をやってきております。委員会質問については私もやってきておるわけですが、1年ちょっとさかのぼりますが、平成28年12月議会の環境の委員会の議事録を読み返してみますと、私も厚生労働省の考え方を問うた中で、その回答として、このように当時の次長さんが答えられておるわけです。過去には国民皆水道をうたっていたが、人口減少に伴い、今もって給水区域の拡大をするという考え方は毛頭ございませんと答えておられます。言い方はちょっとあるんでしょうけれども、国はもう給水区域を拡大するという考え方はないんだというふうな回答だと私は理解をしました。これは、今現在をもって国の姿勢には変化はないんでしょうか。

○福島水道事業管理者

国の基本的な考え方というのは、過去、国民皆簡易水道で補助もついておりました。今後、人口減少の中でそれをやれば、水道料金が非常に高額になるということで、国は補助を全てなくしたわけでございます。ですから、国としてはその気はないと。ただし、水道事業に携わる者として、本当に困っておるといふ、それも集団で困っておるといふことがあれば、やはり水道局単独ではできませんけど、市との協議の中でそういう方向を見出していったということでございます。

以上です。

○笹井委員

国は、とにかく国庫補助事業は、もう今、こういったものに対するものはないんだ、ゼロなんだということで、国の方向性としてはそういうことなんだろうなと思います。ただ、別に、単市で水道を引くことを禁止、規制されておるわけではありませんので、それは単市のほうでやっていくんだというふうな理解をしました。

最後に別項目に行きます。毎回お聞きしておる項目で、またかと思われるでしょうが、予算書の中に業務手当というのが、各費目ごとに分かれております。これはちょっとばらばらに計上されておるんで、総額は幾らになるのか、そして、現在の割合はどのような取り決めになっておるのでしょうか。

○宮崎水道局次長

予算書の32ページをお願いいたします。上の表のところに業務というふうに記載をさせていただいております。30年度の業務手当の総額につきましては、303万6,000円計上さ

せていただいております。率につきましては、現在2%ということにしております。
以上でございます。

○笹井委員

これも毎回お聞きしますが、県内における他市の実施状況はどうなっておりますでしょうか。そして、私、前からもう言っていますけれども、こういう職場ごとの手当というのは、これは、他部局、税務部局とかいろんな部局で、全国的にもう解消する方向にあるわけなんです。これについて、他市とか全国的な動向を踏まえて、やっぱりいづれなくなるものだと理解しておりますが、水道局の取り組みについてはいかがでしょうか。

○宮崎水道局次長

昨年この予算の中でも同じ質問をいただきまして、お答えしておりますのが、28年度をもちまして、岩国市がこの手当を廃止しております、現在、当市のみとなっております。また、こういった手当等はなくなる方向じゃないかということでございますけれども、人件費に限らず、水道事業におきましては、これまでも費用削減について取り組んでまいりました。当然、これからも取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

労働組合との団体交渉におきましても、岩国市を最後に県内業務手当がなくなったよというような情報や、このような御指摘をいただいているというような情報を出し合いながら、現在、粘り強く交渉を行っているところでございます。賃金と労働状況につきましては、労使合意のない限り一方的に変えることはできませんので、粘り強く交渉を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○笹井委員

ここだけで決められることじゃありませんが、その規制の中で、水道局さんとしては十分な対応をされておるといふふうに解釈しました。

手当については、個別の危険手当とか、当直手当とか、あるいは年末年始手当みたいなもの、あるいは税務の収納のときの手当みたいな個々の業務についてのものは、当然、私は認められるべきだと思っておりますが、業務手当については、水道局さんの今後の取り組みに期待をしたいと思っております。終わります。

○大田委員

先月ですかね、大島大橋で水道管が破裂して、大島町全域が全面給水停止ですか、断水して、復旧に3、4、5日ぐらい、かかったと思うんです。当然、光市もこの寒波によって水道管の破水事故も、水道管が破裂して断水になったということがあると思うんです。そこで、住民にとっては、インフラ整備ちゅうものは大変大事だろうと思っておるんで、破損事故について、今年は何件ぐらいの破損事故があったんだろうかとお聞きしたいんですが。

○西工務課長

今年のは、1月、2月の寒波による凍結による破損についてですが、水道局が把握している、水道局が段取りをした修理件数は94件でございます。いずれもこれは一般家庭内の給水管での破損でありまして、この間、寒波が影響した一般公道での水道管の修理件数はゼロでございます。

○大田委員

公道ではゼロだった。でも、家では94件あったと。給水開始によってから、インフラ整備がされてから、住民は安心されて水道を使っておられるんですが、この回復する事業にはお金が付きものです。今、13ページに修繕費というのが載っているんですが、それについて、この予算というのはどのような計画をされてはじき出されたのか、お伺いしたいと思うんですが。

○西工務課長

予算書の13ページの、今言われました6段目に修繕費っていうのがあります。この960万円で配水管等の修理は行われております。また、どういうふうに決められているのかっていう質問ですが、今、老朽管更新を計画的に進めています。年間の修理件数は、次第にですが減少傾向にあります。ですが、修理金額につきましては、破損の水道管の大きさや、布設の状況、道路の状況によって、金額が大きく異なりますので、近年の修理件数と修理金額の実績を考慮して、平成30年度の予算を算出しております。

○大田委員

はい、わかりました。この最後のほうにも老朽管の配水の位置が何カ所か載っておるんですが、その配水管の工事箇所ちゅうのは、どうして選定されたのか、お決めになられたのか、お教えてください。

○西工務課長

基本的には、水道管の法定年数40年を経過した非耐震管を対象にして選定しています。具体的には、管網を考慮した各地域における管の重要性と、鉛管のあるなしのことと、経過年数と修理の状況などを考慮して決定しています。

○大田委員

はい、わかりました。できるだけ破水事故のないような工事を今後からもよろしく願いしたいと思います。

それと、11ページの負担金990万2,000円と、27ページの周南都市水道水質検査センター負担金71万8,000円って載っているんですが、この違いがわかりましたら、お教えてください。

○宮崎水道局次長

今、議員が言われました2つの負担金につきましては、下松市、周南市と一緒に運営をしております周南都市水道水質検査センターへの負担金でございます。なぜ2つに分けているかということでございますが、これは予算の性質によって分けております。

11ページの負担金909万2,000円につきましては、営業活動に関する費用でございます。30年度の水の安全を検査するという営業費用にかかわる予算でございますので、収益的収支予算のほうに計上させていただいております。

一方の27ページの負担金につきましては、センターで使う機器購入にかかる費用でございます。機器購入後につきましては、施設の利用権という形で、無形固定資産ということで、私どもの資産になるという予定でございますので、資産の造成ということで、資本的収支予算のほうに計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

負担金の上の11ページのほうは、営業的な試験をいろいろやっておられるというような感じですが、どのぐらいの水質検査ちゅうのはされているんですか。実際のところを教えてください。

○森下浄水課長

市内15カ所で採水をしたものを、水道法に定められた51項目を毎月検査しております。そのほか、水道法に定められていないそのほかの56項目についても、適宜に検査を行っております。

以上です。

○大田委員

随分検査されているようにお聞きしましたが、毎年毎年これだけの水質検査をされて990万円も出しておられる。今は、民間委託ちゅうのが、流行っちゃうのが、経費の節減をもって民間委託したら、経費も多少削減されるだろうと思うんですが、そういうようなお考えはありませんでしょうか。

○福島水道事業管理者

周南都市水道水質検査センターの件なんですけど、これが設立されたのが、今から24年前だったと思います。当時は水道局内で2名の職員が検査をいたしておりました。ただ、その年から検査項目が大幅に増えたわけでございます。これでは人員を増やして精密機器を相当購入しなければならないということで、水道局としても苦慮しとったわけです。アウトソーシング、出す方法もあったわけでございます。ただ、その金額が非常に高かったということで、検査機関も、当時の厚生省が認定しておる機関は、2機関しかございませんでした。そういう形の中で、周南3市、当時は4市なんですけど、新南陽も入っておいりましたから。その中で、地方自治法上の252条の2項、協議会方式を採用いたしまして、要

するに、各都市の議会の議決を得て、これは、周南都市水道水質検査センターというのを設立した経過がございます。

検査項目は、当時の項目から比較しますと、今は倍以上に膨れ上がっております。恐らく1万件ぐらいは、1年間で、光市だけで検査していると思います。これを委託に出せば、非常に高くなると。それと、今言われました民間で検査するところもでございます。しかし、現在、厚労省のほうで、検査レベルの問題で非常に問題点があるという通達も出ております。そういう中で、周南都市水道水質検査センターはG L Pという認証試験もとっております。非常に精度が高い精度でございます。そういうレベルの高い検査を今いたしております。

それと、もう1点あるのは、十数年前、山陽町で工場からフェノールが流出した件がございます。それは、山口県の予防協会に山陽町は検査委託を出しておったわけですが、ただ、断水になって云々ということもありますが、予防協会ではリアルタイムの検査ができないということで、その当時は、小野田水道局と宇部水道局が1時間ごとに検査をして断水を免れたという経過がございます。

光市も十数年前に、熊毛のインターのところでタンクローリーが横転炎上しまして、その油が島田川の支流に流れ込みまして、林浄水場のほうまで油が流れ込んできた経緯がございます。職員が直ちに取水を停止して、それが下流に流れ終わったとき、周南検査センターが検査して、安全を確認して送水を行ったという経緯もございます。そういう形で断水を免れたということで、事故検査体制の重要性というのは、我々は今、新水道ビジョンをつくっておりますが、安全、強靱、持続というのをキーワードにいたしております。その安全を確保するためにも大事ではなかろうかというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○大田委員

わかりました。光市にとって、安全、強靱、持続ですか、それに安心の水を、インフラ整備を常に頑張ってもらいたいと思います。終わります。

○岸本委員

先ほどの塩田の新事業について、もう一度質問させていただきたいと思うのですが、この事業に対しまして、私は全く反対するつもりはないんです。先ほど4つの理由もお聞かせ願いましたし、納得いたしました。また、水道局の原則っていうのもお話になられましたけど、私は調べまして、受益者負担の原則っていうのがございまして、それを述べさせていただきます。公共サービスにおいて、その事業によって利益を受ける者が特定できるという場合には、受益の度合いに応じた費用負担を受益者に求めるべきである。また、受益者負担制度というのがございまして、今回で言うと、この塩田の新事業を全て税金で賄うと、水道を使用できない地域の人との間に不公平が生じる。このことから、利益を受ける人から建設費の一部を負担していただくというのが、この受益者負担制度というのがございますけど、局長、どのように思われますでしょうか。

○福島水道事業管理者

要するに、水道の考え方は、基本的には、配水本管は水道局の負担、給水管は個人負担というのが基本的な考え方でございます。ただ、4 拡の事業の中で、一部、高台給水の関係は圧送ポンプ等も行っております。これは局負担でやっております。

そういうことを考えれば、受益者負担の部分については、例えば、下水道だったら2年以内に引き込みをつながなければいけないということがありますが、水道局はそういう義務はございません。あくまで引くのは個人の自由でございます。そういうことで、個人の自由の裁量の部分については受益者負担をお願いしておるのが現状でございます。

以上です。

○岸本委員

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第16号 光市立幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、25ページ、26ページの議案についてお尋ねいたします。このたびの議案は、今、光市に3つある幼稚園を三井のやよい幼稚園に集約し、3つあっても1つは休園しておるということであつたかと思ひます。

従前この3つの幼稚園は、それぞれの所属する小学校区が通学区になつておつたと思ひますが、その小学校区、島田小、上島田小、三井小、周防小ですか、この4つのエリアがそのまま新しいやよい幼稚園の通学区になるということによろしいのでしょうか。そして、それ以外の学校区外から公立幼稚園に通園させたいという希望があればどうするのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

公立幼稚園は市全体における幼児教育、保育の量的な補完機能として、設置した経緯を

踏まえ、民間事業者への影響を考慮し、これまでの通園区域を継続するという事になっております。

区域外からの希望があればどうするかというご質問でございますが、幼稚園の入園決定は、光市立幼稚園管理規則により決めますので、教育委員会の判断になろうかと思いません。

○笹井委員

最後の答えですけど、教育委員会がオーケーと言え、学校区外からでも通園できるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

光市立幼稚園管理規則の中に、要件として市内に在住する保護者と同居している者、安全かつ容易に通園できる者、集団保育に耐える程度に精神的及び身体的に健康である者に該当するものの中から教育委員会で選考し、許可を出すということでございます。

○笹井委員

実際、現時点において今まだ2園があるわけですが、学校区外からその教育委員会の認定を受けて、通園している児童というのはおられるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

おりません。

○笹井委員

はい、わかりました。

次に、今、1つ休園しまして、2つの幼稚園は現在まだ3月末まで開いておるわけですが、そこで働いておられるスタッフの方々、市の正規の職員さんだったり、臨時・パートの職員さんであったりと、いろいろ立場はあろうと思いますが、それらのスタッフは、今回のやよい幼稚園一本化に当たってどうなるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

人事に関する事は総務部所管でありますので、ご回答しかねますが、現況を申し上げますと、現在、正職員が4名おまして、1名が今年度末で定年退職する予定となっております。また、臨時職員につきましては、半年契約となっておりますので、まず本人に働く意思があるかないかを確認し、公立幼稚園等で働く希望があれば、正職員の配置状況や他の園の雇用状況を勘案し、雇用を検討したいと考えております。

○笹井委員

正職員は今4名というのはわかりました。臨時・パートの職員さんは、今現在何名おられるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長
8名でございます。

○笹井委員
わかりました。
次に、今回廃止になる「つるみ」と「さつき」ですか、ここは土地があつて建物もあるわけですが、これはどのようになるのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長
まず、つるみ幼稚園でございますが、現在、海浜荘で行っております福祉作業所つつじ園の機能を移転し、民間事業者へ売却の方向で今考えております。
次に、さつき幼稚園でございますが、県道と隣接した土地でございますが、グラウンド等との一体的な活用の検討が、今後必要であるため、当面、売却、解体等を行わないということで考えております。
以上でございます。

○笹井委員
つるみのほうを聞きます。海浜荘、つつじ園を移転して売却するということですが、売却するのは土地なのか建物なのか、それとも、つつじ園の機能自体も売却というか、民営化みたいなことを考えておられるのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長
つつじ園機能の継続を条件に建物・土地を売却ということで考えております。

○笹井委員
つつじ園は今やっておられ方がおられるわけですが、その方に売却されるのでしょうか。それとも、また幅広くこういう障害者の福祉作業所的機能とその建物と土地があつて、それをセットで売却されるということになるのでしょうか。
わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②議案第17号 光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

議案第17号は、光市にはこういった特定地域型保育事業というのはあるんですか。

○西村子ども家庭課長

この特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業と言いますのは、子ども子育て支援法に基づきます保育所、幼稚園、認定こども園、それと小規模保育事業でございます。ですから本市の場合、保育園、幼稚園、認定こども園が該当となります。

○土橋委員

済みません。今までと何が違うと言われたんですかね。

○西村子ども家庭課長

28ページでございますが、これが28ページの(15条)の(2)のところにありますけども、この認定こども園のところの都道府県知事が公示をするというのが、同条の9項から11項にその「項」が変わるというものでございます。

○土橋委員

変わったらどうなりますか。

○西村子ども家庭課長

基準そのものの改正ではなくて、この国の法律の「項」を条例で整理するというものでございます。

○土橋委員

いいけども、もうちょっとわかりよいようにお願いします。次からも。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

③議案第18号 光市介護保険条例の一部を改正する条例

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

結局、前年と比べてみて、全体でどのぐらいの影響額がありますか。

○植本高齢者支援課長

それは、保険料のことでございますか。

一律、全て4パーセントの増額。

○土橋委員

いいです、いいです。

○都野福祉保健部長

ただいまちょっと答弁の補足させていただきます。予算書の92ページをお願いいたします。

ここは介護保険特別会計の歳入で、第1款保険料のところでございますが、今年度の保険料の収入見込み額を10億9,384万3,000円と見込んでおります。前年度が10億4,439万円で増額が4,945万3,000円でございます。前年度から4.7%増ということになっておりまして、介護保険料の今の改定はどの段階におきましても11段階全てで4パーセントの増額でございますので、この4,945万3,000円が4.7%ということでございますので、そのうちの4%分というのが影響額になろうかと思えます。ちょっと今計算のほうはすぐできておりませんが、そういう御理解をしていただければと思えます。

以上です。

討 論

○土橋委員

3年に一遍の見直しということではありますけれども、こういうふうに値段が上がるということについては、反対をします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

④議案第19号 光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

大変初歩的な質問で申しわけないんですが、今、この提案をされている施設というのはあるわけですか。

○植本高齢者支援課長

居宅介護支援事業所と言いまして、今、存在しております。

○土橋委員

そうすると、今の人たちのところで、あえてこの問題が出てくるというのは、どういうことなんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

この事業所の運営の基準等につきましては、今までは県の条例に基づいてやっておりましたが、このたび4月1日から市の条例を定める必要がございまして、条例を上げているところでございます。

○土橋委員

そうすると、現状から見て、その人員等については、どのようなことになっているんですか。

○植本高齢者支援課長

今後につきましては、市のほうがそういった事業所の指定申請、並びに指導監査を行うようになりまして、ほかの基準については、何ら変更はございません。

○土橋委員

いや、例えば、指定居宅介護支援事業者のところでは、常勤であるものを置かなければならないとか、何とかというのはありますね。あるいは管理者は常勤の管理者を置かなければならないというのがありますが、こういうふうなものは今現在の施設のところでは守られているのかどうなのかというのをお聞きしたいんですが。

○植本高齢者支援課長

現在のところ、県の条例に基づき守られているところでございます。

○土橋委員

そうすると、基本的には従来とそんなに変わりはないんだということですね。

○植本高齢者支援課長

基準については、変更はございません。

○土橋委員

条例改正なんというのは、なかなかわかりにくいので、説明のほうでわかりやすく言ってくれたほうが非常にいいんです。今回はもう原稿を書いて来ておられるだろうから、それをまた変えるというのはなかなか難しいんかもわからんけども、ひとつよろしくお願

いしたい。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第20号 光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

説明のときに地域包括ケアシステムというような名称みたいなものが聞かれましたけれども、これは24時間体制というのは、今ちゃんと構築されているんですか。

○植本高齢者支援課長

地域包括ケアシステムにおきましては、さまざまな取り組みにより、2025年度までに構築しようとしているものでございます。

○土橋委員

だから、まだ構築はされていないというのが現状だということですね。

○植本高齢者支援課長

取り組みの最中ではございまして、構築には至っておりません。

討 論：なし

採決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第21号 光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

今76ページのところで言われた介護医療院というのは、実際には病院のところにある

介護ベッドの関係じゃろうとは思わんじゃけれども、介護医療院というのはこの近くでどこがあるんですか。

○植本高齢者支援課長

介護医療院とは、この4月1日から制度が始まる施設でございます。現在はございません。

○土橋委員

病院のことを言うんですね。

○植本高齢者支援課長

主には病院の病床から転換を予定しているところでございます。

○土橋委員

考えられることは、大和病院も、表現は悪いんですが、介護用のベッドは5床か6床はありましたけれども、それはなくなっちゃうと思うんです。光の機関ですが、それを今から病院にそのベッドを確保するという意味ですか。

○植本高齢者支援課長

この介護医療院につきましては、医療機関が指定を受けてサービスを提供するもので、病院の中にあるというもではなく……。

○土橋委員

それは理解できます。つまり病院がその気になればできるというように解釈しとっていいわけ。だから、ぼやっとしよるんじゃね。

○植本高齢者支援課長

この指定については、県のほうがやるようになります。ただ、一応、そのように考えてよろしいと思います。

○土橋委員

それと、私は勘違いしておったんですが、身体的拘束は、まだ今でもあるんですか。

○植本高齢者支援課長

一応、基準の中には今も続いています。身体的拘束は概要についてはございます。

○土橋委員

どのぐらい現実的に、これは特養であったり、老健であったり、そのほかにもあるんですか、そういうことがやれるところというのはあるんですか。やっているところいうか、

やれるところというか。昔、大問題になりましたよね。

○堺地域包括支援担当課長

今、身体的拘束等につきましては、問題等もあり、本人の権利を守るというところで適正化というところでされております。なので、ただ、どうしても介護をする上で必要性があるときには、御家族等の同意を得ながらされているということもあるというふうには聞いてはおります。ただ、非常に少ないとは思いますが。

○土橋委員

わかりました。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

⑦議案第22号 光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質疑

○土橋委員

認知症というのをよく聞きますけれども、光で、実際に認知症のランクがありますけれども、どのぐらいの人たちが認知症として認定をされておられる人がおるのかわかりますか。

○堺地域包括支援担当課長

実際に認知症と診断等されている方の人数というのはきちんと把握は難しい現状ではありますが、今、国のほうで示しているのが、大体65歳人口の約15%が認知症の疾患のほうにかかっているだろうというふうを示されていますので、大体、高齢者65歳以上人口の15%というふうを考えております。

以上です。

○土橋委員

そうすると、大体、光だったらどのぐらいになりますか。

○堺地域包括支援担当課長

大体2,700人程度というふうを考えております。

○土橋委員

私も入っているのかもわかりませんね。昨日、テレビを見ていましたら、私も認知症の問題、自分でもならなきやいいがと思うちよるだけに、認知症の家族の人が、認知症で悩んでいる人たちの家族と励まし合うというか、あるいは愚痴を言い合うというか、そういうふうのがありました。ちょっとこの議題から外れますけども、そういうのは光市にはあるんですか。

○堺地域包括支援担当課長

今、認知症を支える会というのがあります。そちらのほうでも家族同士の話し合いをされていたりとか、あとは認知症カフェというのが、今、地域でありますので、そちらのほうでもそういう話し合いの場とかいうのが実際あります。

以上です。

○土橋委員

ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

⑧議案第1号 平成30年度光市一般会計予算（福祉保健部所管分）

説 明：松村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

まず、予算書の83ページです。上から4項目め、社会福祉法人等指導監査事業が1万2,000円計上されています。1団体当たりの監査は、どれぐらいの頻度でやるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

社会福祉法人の監査の指導の頻度ということでございますが、市内には、監査の対象となる法人が12ございます。これまでの一般監査ということで言えば、2年ごとに実施するということがされておりましたので、約半分ずつ1年おきに実施してきたところでございますが、社会福祉法の改正によりまして、一般監査が3年ごとというふうに見直されましたので、重要な指導等がなければ、監査の頻度は、これからは3年に1度ということになろうかと思えます。

以上でございます。

○笹井委員

了解しました。

次に、83ページ下から2行目に不動産鑑定委託料があります。今の説明にもありましたとおり、つるみ幼稚園の跡地を不動産鑑定して、つつじ園を移転して民間公募するということでした。この一連の流れ、特に、つつじ園の移転について、まず、どのようなスケジュールで行うのでしょうか。

○松村福祉総務課長

つつじ園の移転につきましては、先ほども少しご説明いたしましたが、その機能を、つるみ幼稚園跡地に移し、民間の事業所を公募して就労継続支援B型の事業として運営していただくとするものでございます。

現状では、明確なスケジュールまでは想定しておりませんが、不動産鑑定でありますとか、募集要領等の準備が整い次第、売却、それから事業公募を行いたいと考えており、その後につきましては、引き受ける事業者の事業内容等に応じた施設の改修等の時間も必要と思われるので、事業者の選定の状況に応じて進めてまいりたいと考えておりますが、落札後に長引くというのは適切ではありませんので、なるべく早いうちに進めたいというふうには考えておるところです。

○笹井委員

売却については、広く公募をするということだったというふうに理解しましたが、それでよろしいですか。そして、何を売却するのか。土地プラス建物プラス自立支援のB型の委託契約まで含めて売却をするのでしょうか。

○松村福祉総務課長

まず売却するものでございますけれども、土地それから建物を含めて売却をしたいと思っております。その後の施設の運営ということでございますけれども、B型の事業ということになりますので、自立支援の給付事業の対象となります。それを条件として公募をするということになりますので、それに関する費用は自立支援の事業費の中で賄っていただくということになるかと思っております。

○笹井委員

B型の事業自体は、これは市からの委託の契約で団体にやってもらっておると私は理解をしております。その売却をする前に公募の団体の審査をしてから、それがオーケーなところで公募するのか、それとも公募の書類の中であわせてB型の委託が大丈夫かどうかというのをチェックをするのでしょうか。

○松村福祉総務課長

済みません、失礼いたしました。B型の事業、自立支援の事業そのものにつきましては

各事業所が県の指定等を受けて実施しているものでありますので、市のほうがいろいろな自立支援の事業を委託して実施するというようなものではございません。もう民間の事業所が自主的に自分たちはこの事業をするというふうなところで運営しておりますので、委託とかいうのとは少しなじまないと思います。

○笹井委員

建物と土地の売却は公募であると、これはわかるんですけども、現在、海浜荘でやっている自立支援もやっていただきたいということであれば、そういうことができる能力のある団体の公募を、まず審査なり制限をしてからかけるのか。それとももうどこの団体でもいいですけど、ここを買ってやってくださいというフリーな状態で公募をかけるのか。その自立支援の業務のところと公募のところがひっついているのか、別々に審査をされるのか、その辺をちょっと教えていただきたいのですが。

○松村福祉総務課長

条件を付して公募したいと考えておりますので、そういった事業を実施するという前提で応募をしていただくということになろうかと思えます。

○笹井委員

なんとなくわかりました。「つるみ」のほうは今回、不動産鑑定をされるということはあるのですが、周防にあります「さつき」については不動産鑑定をして売却するというふうなことはとられないのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

さつき幼稚園のことですが、先ほどの議案第16号のところでお答えさせていただきましたが、県道と隣接した土地でもありまして、この辺にはグラント等もありますので、一体的な活用の検討が今後必要であるということで、当面、建物、土地の売却とか、建物の解体とかは行わないという予定であります。

○笹井委員

これはちょっと私どもの所管を超えるかもしれませんが、一般の予算のほうでは歳入不足のために売却を進めていきますよということは言われておられるわけです。こういった土地とか公共施設の不要施設の売却についても、公募じゃないけれども、さきにアイデアとか希望を募るやり方もあったり、ほかの市ですけれども、運営をしていますけれどもとりあえず民間の方に、使う予定はないですかというアンケートをとったりと、前倒しでやるやり方もあります。光市としては、ここの部分について特に売却を推進するような、スタンスはとられないのか。それとも今言われたように、しばらくは待たれるのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

今後検討をさせていただきたいと思います。

○笹井委員

ちょっと全体の財政とか売却の話も絡むので、またそれに合ったような場できちんと問いただしていきたいと思います。

次にまいりましょう。85ページに自立支援給付、下のほうには就労継続支援給付A型、B型あたりが出てきて、私も今一つこの区別がよくわかっておりません。自立支援給付の対象事業所、それから、さっき説明があった就労支援のA型とB型の対象事業所をちょっと教えてください。

○松村福祉総務課長

自立支援給付全ての事業の対象事業所をご説明した方がよろしゅうございますか。

○笹井委員

済みません、いっぱいあるみたいなので、とりあえず就労面をちょっと聞きたいので、自立支援給付事業の就労移行支援給付、本人に給付するのではなくて事業所が給付金をもらって、何か訓練をしているようなところで、どこがどういう性格なのか、ちょっとその部分を説明できますか。

○松村福祉総務課長

予算説明資料の款別事業概要の23ページ、一番下の段の下から3行目に訓練等給付費というのがございます。こちらの方が主に訓練に関連した事業になりますので、こちらのほうで御説明をさせていただければと思います。

こちらの訓練等給付費でございますが、こちらは予算書の中で言いますと、5つの事業で構成されております。1つ目が予算書85ページをお願いいたします。自立支援給付事業の8行目、就労移行支援事業630万円というのがございますが、こちらのほうは一般企業等への就労を希望する人に一定期間就労に必要な知識であったり、能力の向上のために必要な訓練を行う事業でございますが、市内に1事業所「みなくるはうす光」さんがございます。そのほか、周南圏域に2、柳井圏域に2の事業所がございます。

2つ目が、その2行下、自立訓練（機能訓練、生活訓練）給付費1,640万円で、こちらの事業は自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練、リハビリテーションとかということになります。こちらを行うこととなりますが、こちらの事業所のうち機能訓練の事業所につきましては市内にはございません。周南圏域に1事業所がございます。

それから、生活訓練につきましては市内に1事業所、こちら「みなくるはうす光」さん。それから周南圏域にはなくて、柳井圏域に1事業所ございます。

それから、3つ目、4つ目でございますが、下から6行目の就労継続支援A型給付5,130万円とその下のB型給付1億1,190万円で、こちらは障害者に対して生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練等の支援を

行うということになっており、A型事業所は雇用契約に基づいて支援を行うものとなり、市内に4事業所、「エーアンドエム」さん、それから「しあわせ」さん、「森林の里」さん、「西日本ケアサービス光」さんがございます。周南圏域には3事業所、柳井圏域には1事業所ございます。

それから、B型につきましては、これは雇用契約によらずに支援を行うということになりまして、いわゆる授産型という事業所で、こちらも市内には4事業所「岩田あけぼの」さん、「光あけぼの」さん、「みなくるはうす光」さん、「大和あけぼの」さんがございます。周南圏域には13、柳井圏域には11の事業所がございます。

5つ目は、その下の就労定着支援給付費10万円で、就労移行支援給付を利用して一般就労に移行した人の就労に伴う生活面での課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整を行うということですが、こちらの事業は新規に始まる事業でございます。これから県の指定を受けることとなりますので、現状では承知をいたしておりません。

以上でございます。

○笹井委員

ありがとうございます、わかりました。それで新聞報道等によりますと、この障害者の事業所、今で言うところの就労支援になるのかなと思うんですけども、そこが年度途中で急遽撤退し、障害者の方の働く場が急遽失われるという事例が、特に岡山県周辺で随分出てきております。山口県光圏域についてはこのような状況は発生してないのか。この事業が廃止になる理由などもわかりましたら、ちょっと教えてください。

○松村福祉総務課長

障害者の事業所が廃止となる事例が多いがということでお尋ねをいただきました。議員が言われたとおり就労継続支援A型の事業所のことであろうかと思えます。

はじめに制度の概要についてでございますが、解雇が相次いだと紹介されたのは、まさにA型の事業所でございます。A型とB型の区分につきましては先ほど少し御説明をさせていただきましたので、A型は雇車型、B型は雇用契約を結ばない授産型ということで御理解をいただければと思います。

A型事業所では、利用者10名に対して指導員を1名以上置く必要がございますが、利用者1名が20日間勤務をした場合には、月額約8万円の自立支援給付費が事業所のほうに給付されます。また、事業経営を軌道に乗せる、後押しをする施策といたしまして事業開始から最大3年間、事業所は障害者等の区分に応じて一人の雇用当たり30万円から80万円の幅があるのですが、特定求職者雇用開発助成金、これはハローワークの所管になるのですが、こちらを受けることができます。

こちらの制度では、平成29年4月に制度改正が行われており、利用者の希望を踏まえた就労機会を提供しなければいけないとか、事業者の情報公開の促進など4点の改正が行われております。解雇の事例に影響があった改正点といたしましては、利用者、障害者の方に支払う賃金の総額以上の事業収入を確保すべきとする原則が明示されたことでございます。つまり利用者の賃金は請け負った事業の収益から支払って、自立支援の給付金は

賃金に充当しないようにということで、十分な収益が上がっていない事業所が閉鎖されたものというふうに理解をしております。

また、障害者の雇用においては離職率も高い中で、ハローワークが所管しております特定求職者雇用開発助成金におきまして、離職率の基準が50%以下から25%以下と高められたことや、事業の開始が平成26年度から27年度に開始をした事業所が多く、ただいま説明いたしました雇用開発助成金の交付の年限、こちら3年となりますので、これを迎えるタイミングであったというようなことも影響があったのではないかと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。市内においては、特にそういうニュースとして聞いたことはありませんが、担当所管としても、こういうふうな途中でやめるといような動向とかは全く、現状ないという理解でよろしいでしょうか。

○松村福祉総務課長

市内において、そういう情報というのは耳にしておりません。

○笹井委員

わかりました。安心しました。

次、93ページ、中段、総合福祉センター管理事業は説明がありましたが、その中で修繕料が354万円計上されておるんですけど、これは何を行うんでしょうか。また、修繕の発注方法についても教えてください。

○松村福祉総務課長

総合福祉センターの修繕料についてお尋ねをいただきました。こちらの内訳でございますが、車検に関するものが8台分で64万円、それから車検以外の整備代が30万円、その他といたしまして、施設の修繕費が260万円計上いたしておりますが、これは特に大きな修繕の予定はございません。例年、水道であったりとか、照明であったりとか、ガラスであったりとかいようなものに当たる部分でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。光市の場合は修繕とか、こういう契約とかで50万円を超える場合は、一般競争入札となっておったと思います。このその他の整備などについても、50万円以上は全部一般競争入札をされておるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

市の規定どおり競争入札を行っておりますし、軽微なものについても、できる限り見積もり入札という形で複数の事業者から見積もりをとって実施しております。

○笹井委員

わかりました。

次、111ページに就労支援関係があるんで、ちょっと順番に聞いていきます。まず、上のほうに生活保護の補助費があつて、この中にさっき説明で臨時職員を雇つて就労支援をするというような説明がたしかあつたというふうに聞いております。生活保護についての就労支援の対象者はどういう方か、そして就労のために行政は何をどこまで行うのか、ちょっと教えてください。

○松村福祉総務課長

被保護者就労支援事業に関するお尋ねでございます。この事業は、生活保護係に就労支援委員、臨時職員になります。これを配置し、現に保護を受けている方に対して、ハローワークを通じた求人の紹介や職場体験、訓練など、被保護者の身体等の状況に応じた支援を行うものでございます。

対象といたしましては、高齢であつたり、病気等で働けない被保護者を除く全ての被保護者でございますが、それぞれの皆さんの状況を勘案しながら支援をしているところでございます。

行政は何を行うのかとのことでございますが、就労のあつせんにかかる対応につきましては、ハローワークの業務でございますので、そのハローワークにつなぐまでの助言や指導、また就労に向けて生活リズムを整えたり、中には家庭の管理というようなところまで指導を行う場合もございます。

以上でございます。

○笹井委員

その下の段に生活困窮者自立支援事業というのがあります。

さらに下の段には、就労自立給付金というのがありますが、これも相談は誰がされるのか。対象はどういう方で、結局その就労のために行政は何をどこまで行うのか。一番聞きたいのはここなんですけれど、これについて教えてください。

○松村福祉総務課長

生活困窮者自立支援事業の対象ということでございますが、こちらのほうにつきましては、保護を受けてない生活困窮者に対しまして、家計に関することや住居、就労、それから学習など生活や就労等の幅広い相談を受けて、相談者が抱えております課題を把握、分析した上で相談者に対して助言や関係機関との連携、調整を行い自立を支援するものでございます。対象者につきましては、生活困窮とされておりますが、その収入等の基準はございません。一定の収入がありながらも、返済等により家計が苦しい場合であつたりとか、もっと言うと浪費癖などで計画的な家計管理ができない場合などというのも対象となります。

当然、収入が少ないというような方も対象でございます。相談業務につきましては、社

会福祉協議会に委託しております、相談支援員や就労支援員など3名を配置して相談等に応じているところでございます。

○笹井委員

この就労支援は、ここの所管だけやなくて、ほかにも子どものほうにも、ひとり親の就業支援などもあったりします。結局、仕事を探すところはハローワークに行って、ハローワークの求人票の中で見つけてくださいというところまでしかやらないのか。それとも、市の福祉当局が不足している市内企業の求人情報とかを集めて、そこらの紹介、マッチングみたいなものまではやらないのか。福祉総務課のところでも聞くと、幅広いかもしれませんが、答えられたら教えてください。

○松村福祉総務課長

基本的には、あっせんというところはハローワークさんの業務になりますので、市のほうといたしましては、ハローワークが発行しております求人票とか、そういったものを取りまとめた求人情報、こちらのほうを対象者の方に提示をするというところと、あとはハローワークのほうに行き、求人の方法とかハローワークの担当の方につなぐということまでが市の業務としております。

以上でございます。

○笹井委員

私もいろいろ経済活動とか、団体の役員をやっていますけど、今、人手不足というのがどんどん来ておるようでございまして、本当に人の手がほしいというところは多いようです。ただ、実際ハローワークにその求人が全て出ておるかというところと、まあ、そうでもない場合もあったりしますし、他市などは支援の中に雇用の開発、専門員なんかも設けてやるところもどうもあるようでございます。今、私もこの点勉強は不足しとるんですけど、また、よく調査して提案したいと思っております。

最後に、予算説明資料のほうに行きますが、66ページの下から2段目の中に原水禁の補助金が昨年は8万1,000円あったのが、今年がゼロになっております。これについて、理由はなんでしょうか。

○松村福祉総務課長

原水禁の補助金につきましては、これは原水禁世界大会に参加する旅費に対する補助金で、これまでも事務事業評価でC評価、見直しと、対象ということになっていたところでございます。このため、補助金の削減の協議を行いましたところ、30年度につきましては、参加予定がないということでございましたので、予算計上をしなくてよいというお答えをいただきましたので、未計上といたしております。

○笹井委員

対応を評価します。終わります。

○大田委員

予算書の87ページの上から9行目、障害者総合相談支援事務委託料363万7,000円が予算計上されておるんです。先ほど説明で、障害者総合相談支援事業という違う名称の事業も紹介されました。この説明の中で予算説明資料の24ページの5段目の地域生活支援拠点の整備という名前で予算計上が190万円あるんですが、多分それのことじゃろうと解釈したんですが、それについての説明を、もう少し詳しく教えてほしいんですが。

○松村福祉総務課長

地域生活拠点の整備ということでございます。今、議員さんおっしゃられたように、190万円をこの予算の中に含んでいるものでございます。

地域生活拠点につきましては、先ほど少し御説明をさせていただいたんですが、国におきまして、第5期の障害福祉計画の期間中にそれぞれの圏域において、1カ所以上整備が求められたところでございます。

必要な機能といたしまして、24時間対応の相談をはじめ、緊急時の受け入れ対応、それから体験の機会、場の提供。それから専門的人材の確保、育成、地域の社会資源の連携などの体制づくりというものを目的で設置するものでございます。市内で新たに地域生活拠点整備事業を行いたいと考えおり、公募により30年度は半年分、190万円を計上をしているところでございます。住民からの要望といたしまして、相談事業を市内に置いてほしいというようなところもあります。その他の機能も取り組む地域生活拠点を整備して、障害者福祉の向上を図りたいというふうに考えております。

○大田委員

そうすると、障害者総合相談支援事業委託料の363万7,000円と、今の生活支援新拠点の整備190万円の差額は何を意味されているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○松村福祉総務課長

総合相談支援事業は、障害者の生活全般のことに関して相談を受ける事業で、現在、周南市、下松市と共同で委託事業を実施し、利用の実績に応じて各市が費用負担をしているもので、363万7,000円から190万円を引いた173万7,000円はこちらの事業の委託料となっております。

以上でございます。

○大田委員

それでは、障害者総合相談支援事業委託料を3市が共同でやっておるので、それに対して190万円引いた173万7,000円が今のこの予算でついちよる金額であるということで解釈しました。その事業所はどこにどのぐらいあるんでしょうか。

○松村福祉総務課長

先ほど、全て、3つとも市外というふうにご紹介いたしました。周南市に鼓ヶ浦のばれっとという事業所、こちらのほうが主に身体障害、知的障害を対象とされています。それから、同じく周南市に愛命会ウイング、こちらは主に精神障害を対象とされています。それからもう1つは、下松市のしょうせい苑で、ここは主に知的障害を対象に相談を受けていらっしやいます。

以上でございます。

○大田委員

今、周南3市の中で3カ所あって、光市に事業所がないということでした。それによって、公募をしているということで、市内にも絶対に確保してもらいたいと思うのですが、それに伴って85ページに相談支援給付費1,200万円が記載されちよるんです。この事業と障害者総合相談支援事業委託料との違いを教えてください。

○松村福祉総務課長

障害者施策にかかる相談事業というのが大きく2つに分類できるものでございます。

1つは、自立支援等のサービスを利用する際に、相談支援専門員、介護で言うケアマネさんになりますが、こういった方に障害者の状況に合わせて、必要なサービスの内容や事業所との利用調整を行っていただく。これが相談支援給付になります。

それと、障害者の生活全般、人間関係のことであったりとか。将来のことであったりとか、保護者の不安など、こういったものを総合して受ける総合相談支援というこの2つがございまして。前者の計画相談のほうが85ページの相談支援給付費の1,200万円で、後者の総合相談のほうが87ページにある総合相談支援の363万7,000円ということになります。

○大田委員

そのサービスを利用しようとしたら、その際、相談支援事業所ちゅうのは、市内にもあると思うんですが、それを教えてもらえれば助かるんですが。

○松村福祉総務課長

相談事業所は市内には、4事業所がございまして。歩夢さんというのが島田にございまして。それから、おりづるというのが小周防にございまして。それから社会福祉協議会が光井、あと、ひかり苑さんが岩狩、この4事業所でございまして。

○大田委員

相談事業所ちゅうのは、もし新しくつくろうとしたら、何か規定があるんですかね。

○松村福祉総務課長

当然、基準がございまして、その基準に沿った形で県の指定を受けていただくということになります。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。終わります。

○土橋委員

83ページの民生委員の関係ですが、民生委員さんは報酬をもらっていないというような、そんな話も聞いたことがあります。ここに、地区民生委員協議会、あるいは民生児童委員活動運営費というようなものが補助金であったり、交付金であったりするわけですが、報酬との関係でどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○松村福祉総務課長

民生委員さんの活動費につきましては、報酬という性格よりかは、どちらかと言うと実費弁償部分というふうに考えていただくほうがよろしいんじゃないかと思います。当然、御自宅を中心に活動をされますので、電話代であったりとかの通信運搬費、それから出向く際の燃料代、こういったあたりの実費を支出をしているという御理解をいただければと思います。

○土橋委員

ちなみに1人あたりどのぐらいのものが活動費として、支払っているのでしょうか。

○松村福祉総務課長

1人あたり2万9,500円、年額で委員さんの場合にはなります。
以上でございます。

○土橋委員

これ年額ですね。

○松村福祉総務課長

はい。

○土橋委員

地区の民生委員協議会にこれは金額的には少ないですけども、これは何ですか。

○松村福祉総務課長

これは地区民生委員協議会、市内に6つの地区の民生委員協議会がございますが、こちらのそれぞれの運営費ということで研修費などに充てていただいております。

以上でございます。

○土橋委員

先ほど来からいろいろな人たちがお聞きになって、漠然としているかもしれませんが、けれども、自立支援というのがあります。障害者の自立というのは、何なんですかね。

○松村福祉総務課長

障害者の方が、やはり共生社会というふうなのを目指しております。障害者の方も一般の方という言い方は失礼ですね。障害を持たない方と同様に地域で暮らしていけるようにというふうに取り組みをしていくということであろうかと考えております。

以上でございます。

○土橋委員

予算委員会ですから、いろいろ聞きますけども、すみませんが、85ページの下の方に、就労継続支援のB型があります。これは、こういうふうに記載はありますが、考え方としては、授産施設に振り分けるお金、給付するお金なんだという理解でいいんです。

○松村福祉総務課長

従前の支援制度に至る前の制度で言いますと、そういう考え方とさせていただくので結構かと思えます。

○土橋委員

じゃあ、従前じゃなかったらどうなる。

○松村福祉総務課長

自立支援になってからは、就労継続支援B型というくくり。その事業自体は自立支援になる前は、いわゆる授産施設と言われていたものでございます。

○土橋委員

A型は、例えば農業やっている。そこに個人として行き、そしてそこでどう言うのか、賃金というかもらうというような認識でいいんですか。

○松村福祉総務課長

基本的にはそういう考え方でよろしいかと思えます。

以上でございます。

○土橋委員

そうすると、そこで自立として定着をするということは、現状はそこで自立できるというようなことにはつながっているんですか。

○松村福祉総務課長

生活費全般、金銭的な部分ということでのお尋ねかと思えますけど。

○土橋委員

いや、そうじゃない。生活費全部という意味じゃなしに、いわゆるそういうA型とB型があるということは、授産の関係ならわかりよいんです。A型ということになってくると、個人でその施設なり何なりに行くわけでしょ。

○松村福祉総務課長

基本的には、A型の事業所がそういったことの対応というのは行ってまいるところがほとんどだと思います。

○土橋委員

そうすると、本人たちは、そのA型の施設に入るちゅう意味ですか。

○松村福祉総務課長

入所施設ではございませんので、入るというよりかは、その施設を利用するという考え方になろうかと思います。

○土橋委員

利用するっていうことは、その人はどこにいる人ですか。

○松村福祉総務課長

自宅から、そちらの施設を利用するということで、利用するという言い方はあれですけど。施設内での作業と施設外での作業がございますので、そちらの事業所に通って施設の中で作業する場合と、そこからまた外に出て作業する場合というふうなものがございます。

○土橋委員

そうすると、B型は1人頭何ぼというような形で施設に入ってくるけれども、A型の場合は、そういう形とは違うわけですか。

○松村福祉総務課長

A型についても、自立支援給付がございますので、その事業所の運営に関する部分というものは、公費で負担ということになります。いわゆる工賃の部分、先ほど笹井委員さんからの御質問にもお答えしましたように、工賃の部分については、受託した事業の中で賄っていただくとというようなことになります。

○土橋委員

それはどっちがですか。Aですか、Bですか。

○松村福祉総務課長

基本的には、A型もB型も工賃については、受託した事業の中で支払っているということになるかと思います。

○土橋委員

ちょっと次飛ばします。85ページです。

放課後等デイサービスということになると、放課後ですから、時間的には何時から何時ぐらいまでになるんですか。

○松村福祉総務課長

放課後等デイサービスにつきましては、放課後や夏休み等の長期休暇中ということになりますので、基本的には放課後なんですけど、夏休み等も御利用いただけますし、子どもの年齢によっては帰ってくる時間が違いますので、1年生、2年生対象であれば、少し早い時間からというようなこともあろうかと思います。

以上でございます。

○土橋委員

私が勘違いしているのかもしれないんですが、このデイサービスは、この辺では田布施養護の児童というふうな認識でいいんですか。それとも、全然違うわけですか。

○松村福祉総務課長

全てが田布施養護に通われているお子さんではございません。いわゆる市内の小中学校、高等学校はいらっしゃらないかもしれませんが。基本的には、就学後から18歳までの子どもさんを対象したものでございます。

○土橋委員

時間的には、大体何時から何時ぐらいまでをどうしているんですか。

○松村福祉総務課長

それぞれの事業所によって、恐らく異なると思うんですけど、一般的な部分で申し上げますと、3時ぐらいから夕方6時か、7時かぐらいまでお子さんをお預かりしているのが一般的な例かなというふうには理解いたします。

○土橋委員

光には何カ所あるんですか。

○松村福祉総務課長

市内には4カ所ございます。サルビアの家というのと、虹のかけ橋、ひかり苑、ひなたぼっこでございます。

○土橋委員

次に行きます。

87ページです。これは尋ねられましたんで、この真中辺のこれ何て読むんですかね。日中一時支援給付費ちゅうんですか。これはどういうもんなんでしょう。

○松村福祉総務課長

こちらのほうは、養護者の方が不在で一人で長時間を過ごすことができない障害を有する方に対して、日中の支援を行うということで、これ泊を伴わない事業でございます。

○土橋委員

何を伴わない。

○松村福祉総務課長

泊でございます。宿泊でございます。

○土橋委員

泊まりをね。どういう支援をしているの。

○松村福祉総務課長

いわゆる日常生活の支援ということでございますので、そちらのほうで場合によっては、学習であったりとか、それから居場所づくりというところがございますので、それぞれ苑のほうで得意なことと言うのも変ですけど、工夫した生活を送っていただくと言いますか、時間を過ごしていただくというような取り組みを行っております。

○土橋委員

これ年齢構成はあるんですか。

○松村福祉総務課長

こちらについては、特に年齢の制限等はございません。

○土橋委員

光でやっているというのはどこがあるんですが。

○松村福祉総務課長

先ほどと同じ、サルビアの家、ひなたぼっこ、虹のかけ橋、ひかり苑さんでございます。

○土橋委員

最後のほうです。重度心身障害者医療費というのがあるんですが、これはどのぐらいの

人たちが対象になっていきますか。

○松村福祉総務課長

いわゆる角福の助成対象者ということです。すみません。今手元に28年度の決算の資料しかございませんが、受給資格者数ということで1,281名の方が対象となっております。

○土橋委員

これもいきなりで申しわけないんですが、そうなってくると2億1,000万円を1,200で割ったらどのぐらいになりますかね。

○松村福祉総務課長

17万5,000円でございます。

○土橋委員

89ページになりますけども、上のほうです。特別障害者手当というのは、これはどういうものですか。

○松村福祉総務課長

特別障害者手当は、20歳以上で精神または身体に国民年金法1級程度の重複する重度の障害等があるため、日常生活において常時介護を必要とする方を対象に支給するもので、月額2万6,810円となっております。

以上でございます。

○土橋委員

何人ぐらいおられるんですか。

○松村福祉総務課長

特別障害者手当は30年度予算で申し上げますと、32名の予定でございます。

○土橋委員

その下の通所訓練サポート事業給付金というのも中身を知りたいと思います。

○松村福祉総務課長

通所訓練サポート事業給付金につきましては、自立訓練等、それから就労移行支援事業、それから就労継続支援事業所、こちらに車や公共交通機関を利用して通所する障害者に対して、交通費を支給するものでございます。

公共交通や自家用車等で通所する場合には、交通費経費の約7割、上限額1万円の範囲で助成をいたします。

○土橋委員

どのぐらいの人がおられるんですか。

○松村福祉総務課長

平成30年度予算の計画では、20名を見込んでおります。

○土橋委員

生活保護に入りたいと思いますが、111ページ。

これは前もってお願いをしておきましたが、生活保護を受けておられる人たちがおられるわけでありまして、母子、老人、障害、父子、ひとり暮らし、あるいは年齢構成というようなものをお知らせください。

○松村福祉総務課長

生活保護受給者の状況でございます。

1月末現在の受給世帯数でございますが、まずこちらが353世帯でございます。それから国に報告する累計別でのお答えとさせていただきたいんですけど、高齢者世帯が213世帯、60.3%で母子世帯が9世帯、2.5%、それから障害者世帯、障害をお持ちの方、こちらが40世帯で11.3%、傷病者世帯、病気の方の世帯が53世帯で15.0%。

○土橋委員

もう一遍。

○松村福祉総務課長

傷病者世帯が53世帯で15.0%、その他の世帯が38世帯で10.8%となっております。単身世帯についても、お尋ねをいただいておりますが、母子世帯以外の世帯におきましては、どの世帯累計におきましても、単身世帯がございます。ただいまご紹介した世帯累計のうち、高齢者世帯で単身の方が197世帯、障害者世帯が32世帯、傷病者世帯が43世帯、その他の世帯で20世帯となっており、全体で292世帯が単身で全世帯数の82.7%のような状況でございます。

年齢別の区分につきましては、すみません。今手元に決算時の資料しかございませんが、そちらの数字で申し上げますと、こちら世帯員の年齢ということになります。すみません。年齢別の世帯数については、今、手元に資料がございません。

○土橋委員

平成30年度から扶助費が削減をされると。これは国がやっていることでありますけれども。今回の削減理由は何だというふうに理解しています。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○松村福祉総務課長

ただいま土橋委員さんの御質問にお答えする前に、2点ほど先ほどの答弁に間違いがございますので、修正をさせていただければと思います。

まず、1点目が相談支援事業所の指定でございますが、県が指定すると申し上げましたけれども、市の指定でございます。これが1点目。

それと、民生児童委員さんの活動費でございますが、年額で1人2万9,500円と申し上げておりますが、民生員として2万9,500円、それから児童委員として2万9,500円、それから市の加算分として、同じく2万9,500円をお支払しておりますので、年額で通常の委員さんの方で8万8,500円ということでございます。

以上が訂正でございます。

それと、土橋委員さんの御質問の保護費削減の理由ということでございますが、昨年12月18日、このときに厚生労働大臣が会見において発言をされておりますので、そちらのほうを引用させていただければと思います。

世帯における家族の人数、地域、あるいは年齢といったことを細かく見ると、それぞれ消費の実態と現行の生活扶助水準にばらつきがあるので、その点を是正していく。実態に合ったものにしていくというのが、今回の改正であると説明され、行き先自体を目的にしているものではないこと。また、それぞれ現在の生活扶助で生活をされている実態がありますから、そこをしっかりと配慮していく中で減額幅を縮小する。減額のスピードを3年間に分けて対応していくということで、その影響を最大限に配慮するという発言をされております。

以上でございます。

○土橋委員

長いことの説明ありましたが、早い話がね、低所得者世帯の生活水準が下がったから、それに合わせて保護基準を下げたと、こういうことなんです。生活保護を担当する課長ですから、ちょっと聞いてみたいんですけども、健康で文化的な最低限度の生活がこの1人3万円ぐらいのところで補償されているとっておられるのかどうなのかというようなのを聞いておきたいなと思います。

○松村福祉総務課長

すみません。1人3万円というのは。

○土橋委員

1類ね、まあ、ぐらいよ。

○松村福祉総務課長

国が全国の状況等を勘案して定めた基準でございますので、私の私見でのお答えは差し控えさせていただければと思います。

○土橋委員

いろいろ、生活保護を巡っては、裁判沙汰になっており、有名な朝日訴訟というのがあるんですけども、東京地裁の一審の判決ではこう言っていますね。「現実の最低所得層、いわゆるボーダーライン層の生活水準を直ちに健康で文化的な生活水準とは介してはならない」とこういうような裁判例もありますんで、そこんところは、頭には入れておいてほしいなと思います。

それでお聞きしますが、29年度でもいいですけども、生保の申し込み相談というのは、年にどのぐらいあります。

○松村福祉総務課長

すみません。今、手元に資料がございません。

○土橋委員

大体全国的な例によると、相談があっても捕捉率は2割ぐらいだと言うんです。これが、まあ大体全国的な流れだと言うんです。それともう1つ聞いてみたいのは、わかればの話でわからなければ構いませんけども。例えば、生活保護者の家庭、中学校卒業後、高校や専門学校に入学した子どもがどのぐらいいるのか。あるいは中卒後の就職率、高校等中退率、大学等の進学率、高校卒業後の就職率というようなものを把握していますか、把握していませんか。

○松村福祉総務課長

申しわけありません。把握しておりません。

○土橋委員

ただ国が言うてきたからそうしますというのも、それは確かに光市というような、一自治体でどうのこうのなるもんじゃないかもわかりません。しかし、いつも私が言うように、国がそうだから地方もそれでいいんだということじゃなしに、いろいろな配慮をお願いをしておきたいと思います。終わります。

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

91ページ、高齢者福祉送迎事業です。今の説明で週に2回、東部と西部を回られるというのはわかりましたが、もうちょっと聞いていきたいと思います。

まず、これ回られるのは誰がどのような車で回られるんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

本事業はゆーぱーく光の指定管理者に委託を予定しておりまして、その事業者により

車両は10人乗りのタウンエースを予定しております。

○笹井委員

わかりました。今度は乗せてもらう対象者ですけれども、これは当然ながら東部と西部の利用者ということになるのでしょうか。対象者というのは、今まで使っていた方に制限されるのか、それとも今から、そういうのがあったら乗りたいという人も対象になるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

対象者につきましては市内の60歳以上の方々を予定しております。これは、今まで西部、東部の入浴サービスを利用しておられた方が60歳以上ということですので、一応60歳以上の市内の方々を対象としております。

○笹井委員

では確認ですけど、今まで東部や西部を利用していないけど、そういう送迎サービスがあるのなら利用して三島に行こうというのも、60歳以上の方だったらオーケーということですか。

○植本高齢者支援課長

お見込みのとおりです。

○笹井委員

あと、次、費用負担ですけど、これは基本的にゆーぱーく光のほう、指定管理者のほうに委託してるから、利用者としては行った後は当然温泉の利用料というのはかかりますが、送迎については無料で利用できるのでしょうか、それとも利用料金が必要なのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

無料でございます。

○笹井委員

わかりました。一応週2回ということですけども、これは曜日を定めて東部に2回、西部に2回ということなのか、それとも、東部、西部をぐるっと回るのが週2回あるという、どういう想定を考えておられるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

1日に3カ所を2往復ずつピストン輸送、それを2日。ですから、東部からゆーぱーく、西部からゆーぱーく、大和コミュニティセンターからゆーぱーくを1日それぞれ1往復。

○笹井委員

東部からと西部からと大和コミュニティセンターからゆーぱーくを1日1回ということ、それを週に2日やるという理解でよろしいわけですね。わかりました。これは事前申し込み制なんですか、それとも当日行っておられる方を乗せるということなんですか。

○植本高齢者支援課長

当日そちらに行って、時間を指定しておるので、そちらにおられた方にお乗りいただくということにしております。

○笹井委員

これもやってみなければ利用者がわからないというところもあろうかと思います。いっぱいで乗りきれないようだったら、また対処が必要になるかと思うんですが、一方で、しばらくやってみてお客さんがいないというケースも想定もあると思います。とりあえずそういう状態でも1年間やられるのか、それともある段階で利用状況を見て検討をされるのか、そのお考えがありますでしょうか。

○植本高齢者支援課長

現段階ではまず利用者状況の把握に努めまして、利用者の方々の意見、要望などを踏まえまして検討したいと考えておりますので、そのことについてはまだ考えておりません。

○笹井委員

先ほどルートは3カ所からの三島温泉までのピストン輸送だということだったと思います。時々、いろんな利用者の方でご注文があるわけですが、例えば帰り、ここがわしの家の前なんじゃが降ろしてくれまいかみたいなものも言われる方もおられると思うんですが、そういう対応はやりますか、やられませんか。

○植本高齢者支援課長

今のところやる予定はございません。また、そういった要望が多ければまた検討をしていきたいと考えております。

○都野福祉保健部長

一応発着地点以外での乗降はなしということで予定をしております。

○笹井委員

わかりました。質問としてこっちがドキドキしてはまずいなと思いますが、今の部長さんの回答、理解いたしました。終わります。

○大田委員

済みません、ちょっと腑に落ちなかったんで、西部老人憩の家、東部老人憩の家、大和コミュニティセンター、1往復と言われましたよね、確か。確かそうだったですね、間違いないですね。

○植本高齢者支援課長

はい。

○大田委員

そのときに1往復ということは、もし、朝9時か10時ごろから、8時か9時かわかりませんが、連れてきます。風呂に入って出られるのが、その人が4時間になるか、2時間になるか、1時間になるかというのはわからんと思うんです。それで1往復というのはちょっと考えられないんで、そここのところはもう一遍答弁をお願いします。

○植本高齢者支援課長

一応ゆーぱーくの滞在時間を3時間程度ぐらい確保できるようにしております、それぞれの施設から。帰りの時間も決めておりますので、そこら辺は事前に利用者の方にお示ししておきたいというふうに考えております。

○大田委員

連れて行った人には3時間、10時に連れて行ったら3時間後の1時ごろ帰りますから、その時間に来てくださいというお伝えをするということで了解でよろしゅうございますか。

○植本高齢者支援課長

はい、よろしいです。

○大田委員

わかりました。

続いて、91ページの介護施設整備事業で、今、特養のベット数が増えるから、これだけ値段をつけましたということで説明があったんですが、特養には今現在何床あって、何床増えるんでしょうか、お聞きします。

○植本高齢者支援課長

特別養護老人ホームは、現在市内で343床が整備されております。この第7期介護保険事業計画に基づきまして、先ほど申し上げました補助金を活用した地域密着型特別養護老人ホームを29床、それとこのほか広域型の特別養護老人ホーム31床の整備を予定しております、合わせてこの計画期間内で60床の整備を予定しております。これによりまして、60床合わせまして403床が本計画期間内に整備されるということになります。

以上でございます。

○大田委員

今は60床増床という答弁があったと思います。できて大変よいことだと思います。待機される方も少しは緩和されるんであろうと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

また、同じくその補助金で、グループホームを整備されるというようにお聞きしましたが、この事業によって市内でどのぐらいの整備されるのか、お聞きしたいと思います。

○植本高齢者支援課長

認知症高齢者グループホームにつきましては、現在市内で定員9名のものが8ユニット、合わせて79名分が整備されております。本計画期間に基づきまして、この補助金を活用いたしまして、2ユニット18名分を整備する予定としておるため、これにより合わせて10ユニットの90名分が整備されることとなります。

失礼しました、済みません、先ほど定員9名の8ユニットで79名と申し上げましたが、72名になります、が今整備されておまして、この2ユニットの18名分を加えまして10ユニット90名分が整備されることとなります。

○大田委員

18名が増えると、喜ばしいと思っておるんですが、特別養護老人ホームは要介護3以上というふうに今現在、聞いちょるんです。認知症高齢者グループのほうの基準はどうなっているのかお答えください。

○植本高齢者支援課長

認知症高齢者グループホームにつきましては、指定を受ければ要支援1、2の方から要介護1から5まで、全て要支援・要介護認定を受けておられる方は利用は可能でございます。

以上でございます。

○大田委員

先ほど特別養護老人ホームの入所者は要介護3以上で間違いはなかったですか。

○植本高齢者支援課長

原則要介護3以上の方を対象としております。

○大田委員

わかりました。そういうふうに認知症の高齢者グループというのは整備されるのは大変ありがたいことなんです、まだまだ足りないと思うんです。そういうに足りないというものの認識は持っておられるんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

当然、本市の高齢者、後期高齢者の人口も増加することに伴いまして、認知症高齢者も当然ふえておられますので、そういった方々の支援の場を確保する必要がありますことから、介護保険事業計画に基づき計画的に整備を進めるものでございます。

○大田委員

今の答弁で、またこの次に増える可能性があるかと期待しております。

それから、先ほど95ページの憩の家管理運営事業において、東部憩の家、西部憩の家、また大和老人憩の家というように説明があったと思うんですが、今、大和老人憩の家は解体されて運営されていないように記憶しちよるんですが、あるんですか。また、あるとしたらどこにあるんですか。

○植本高齢者支援課長

大和老人憩の家につきましては、大和老人憩の家設置条例に基づき11カ所設置をされております。

○大田委員

了解しました。ありがとうございました。

○岸本委員

2点ほどご質問させていただきます。

まず89ページ、下から4行目、老人ホーム入所措置費、先ほどご説明で41名の方が該当されると言われましたんですけど、この41名というのはどのようにして決められるのか教えてください。

○植本高齢者支援課長

まず、本施設に入る要件といたしまして、65歳以上で市内に居住があるとか、所得要件とか、環境状況です、お一人でもう住むことができないような困難な状況とか、そういうのを把握いたしまして、老人ホーム入所判定委員会というのがございますので、そちらで判定を委ねまして、そちらで入所をするということになりましたらこの施設に入所ができるようになります。

○岸本委員

単純に9,100万円を41で割りますと、年間約220万円、月にして18万円ですけど、大体そういう方というのは特養なんかの施設に入られて、そのような金額で入所の援助をされていらっしゃるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

特別養護老人ホームについては介護サービス事業所ですので、こちらは措置施設になりますので、こちらのほうが全額負担をする、自己負担がございましてちょっと種類が違

うものでございます。

○岸本委員

41人の中でも、所得のある人とない人ではまたこの援助していただく金額は変わってくるということでもよろしいでしょうか。

○植本高齢者支援課長

援助をする基準についてはまた国のほうで定めております。自己負担につきましては収入に応じてそれぞれ負担額が違ってくるということでもございます。

○岸本委員

毎年変動はありますでしょうか、人数の変動。

○植本高齢者支援課長

多少の変動はございます。

○岸本委員

またお伺いして、よくお聞きいたします。

それともう一点、先ほどの議員からの説明がありました91ページ、下から2行目と3行目、介護施設の補助金ですが、まだ新人ですから補助金制度がよくわからないんですけど、この補助金というのは事業者から補助金をくださいと言われるから県に行って補助金をもらってこられるんですか。それとも県に補助金があるからそれを光市に持って来て、施設の方にこういう補助金があるから使ってみられたらどうですかという形なんですか。

○植本高齢者支援課長

まずは事業者の方が整備をされたいという要望を出されまして、それでこちらもその施設をなるべく整備を支援をさせていただくという立場上、県のほうにそういった予算を確保できないかということでお聞きして、それを踏まえた上での予算計上というふうになっています。

○岸本委員

そしたら、ここの下から2行目に補助金1億5,500万円がありますけど、このうち、済みません、さっき聞いていなかったからですけど、県の補助金というのはいくらですか。

○植本高齢者支援課長

もうそのまま10分の10が県の補助金、本市での持ち出しというか、負担はございません。

○岸本委員

それで、その補助金を査定されるのに、一定の基準というのは設けていらっしゃるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

一応本市も要綱がございまして、県のほうも要綱がございまして、要綱に準じて査定をしております。

○岸本委員

以上で終わります。ありがとうございました。

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、101ページに、子ども相談センター事業があります。子ども相談センターきゅつとも含めてのことだと思っておりますが、先ほど建物を整備してスペースを設けられるという説明がありました。これ、もうちょっと具体的に、どこの建物のどこにどういうものを整備するのか、ちょっと具体的に教えていただけますか。

○西村子ども家庭課長

相談室のご質問でございます。あいぱーく内の子ども家庭課に隣接したスペースを専用相談室として活用するものでございます。それで、プライバシーに配慮した防音の間仕切りと、あと子ども相談センターと一体化するために執務室の間の壁に出入口を設置するというものと、あとはオープン保管庫、ホワイトボード等を整備するというものでございます。

○笹井委員

あいぱーくの子どもの家庭課がある手前のほう、隣にそういう部屋ができるということによろしいわけですか。

○西村子ども家庭課長

臨時給付金の執務室があったところでございます、奥のほうになるんですけど。

○笹井委員

わかりました。これができるにしても、相談するときはやはりあいぱーくの玄関から中を歩いていかなければいけないという相談者の動線は変わらないわけですか。

○西村子ども家庭課長

裏のほうからも入れますので、玄関からだけというわけではございません。

○笹井委員

わかりました。先日、岩国にある県の児童相談所に行ったら、ここが今までは相談のドアがあったのが、整備してあって二重ドアというか、二段壁みたいになっていました。市の抱えておる業務内容と県の抱えておる業務内容は違うとは思いますが、県のほうが相当、突然来られていろいろされる方のための対応もあるというようなことを担当の職員から聞いたんですが、ちょっとそこでお尋ねします。

県には児童相談所があって、市には当然この子ども家庭相談拠点施設があるわけですが、この役割分担と連携状況について、どうなっているのか、お答えください。

○西村子ども家庭課長

児童相談所との連携についてお答えいたします。

児童福祉法が改正されまして、市町と児相の役割が明確化されております。

まず市の役割といたしましてはポピュレーションアプローチということで、まず全ての子どもと家庭への支援をまず第一的に行うということと、地域の資源や必要なサービスをつなぐソーシャルワークが市の役割となっております。

児童相談所の役割といたしましてはハイリスクアプローチ、いわゆる危篤な虐待や施設入所等、そして専門的な知識や技術等での市町を支援するというものでございます。

こういったことから平成29年度より週に一回、周南児童相談所の援助方針会議というものがございまして、それにうちの職員を派遣しまして、援助の方針決定のプロセスや考え方などを学び、児童相談所と情報の共有化、共通認識等の確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

そうしますと、まず全てのそういう子どもに対しての一次的なアプローチは市である。これは当たり前だと思うんですけども、市レベルでは手に負えない、あるいは高度な部分のところは県に連絡して、県に対応してもらおうと、一応そういう流れでよろしいですか。

○西村子ども家庭課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。私も県の児相に何人か知っていますが、なかなか専門職の方が多くて、実際に業務は相当大変で、だからいろいろ二重ドアになっているんだなというふうな話も聞かせていただきました。とにかく全て市民に対して一次的なものは市ですけど、そこは役割分担で、市で、この相談センターきゅっとだけではおさまらないような高度専門的な相談もあると思いますので、きちんと県のほうにうまいこと連携していただければと思います。

次の項目ですが、103ページにひとり親家庭等福祉支援事業があります。さっき別の生保のほうとか、この支援のほうでもちょっとお聞きしましたが、ここもちょっとお尋ねします。対象者はどういうふうな方になるのか、そしてこの就業支援、自立支援とか職業訓練とかいろいろあるんですが、働くための支援のために行政は何をどこまで行うのかをお答えください。

○西村子ども家庭課長

それでは103ページの備考欄の上から5行目の、まず自立支援教育訓練給付14万4,000円ですが、これはひとり親家庭の父母が、就業を目的とした資格を取得するために雇用保険法に規定される教育訓練講座、例えば医療事務とかヘルパーとか、そういったものにかかる経費を助成するものでございます。

その1行下の高等職業訓練促進費給付金600万円は、ひとり親家庭の父母が、看護師等の自立に効果的な資格を習得し、1年以上養成期間で就業するもので、生活費の負担軽減を図るものでございます。

それから、先ほど委員さんより行政は就業支援をどうしているのかということですが、この2つの制度につきましては、子ども家庭課の中に母子父子自立支援員というのがおりますので、その職員がハローワークと連携をし、就業支援を行っているところでございます。

また、山口県母子・父子福祉センター内に、母子家庭等就業・自立センターという無料職業紹介所がございまして、この職員とその相談者等の間のマッチングをしまして、本市のほうに来ていただきまして、就業相談、職業相談、求人情報の提供などを行っているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。私も事業をしていますし、団体の役員などもしてまして、いろいろ見るに母子家庭の方でも頑張っておられる。それは本当しっかり働いておられますが、相対的にそういう人がどんどん増えてきておるなという認識は持っております。

仕事の紹介は、私はこっちの母子のほうについては、資格とかスキルの習得についてはこういう給付金で対応させていただいて結構ですし、その仕事は実際こっちのほうはハローワークで私は十分それで対応できる方だろうと思っております。今聞くとまた県レベルで無料の職業もあるということを新しく勉強しました。どっちかという、また畑は違いますが、さっきお尋ねした生活保護とか障害のほうに行政の支援が必要だと思います。これは相当やらないと就業まで結びつくハードルもあると思いますが、その辺また勉強して提案していきたいと思っております。終わります。

○大田委員

205ページの幼稚園整備事業において、施設整備工事を230万円上げておられて、やよい幼稚園で何か和式トイレを洋式トイレに改修しようという説明じゃったと思います。

今現在どのぐらい和式トイレと洋式トイレがあって、今度はどのぐらいに洋式トイレに改修されるのか、また何パーセントぐらいなのか、割合を教えてくださいなのですが。

○西村子ども家庭課長

やよい幼稚園のトイレ改修についてのご質問でございます。現在、大便器が10基ございまして、うち洋式が3基でございます。平成30年度に2基を洋式化することで10基中の5基が洋式化になりますので50%ということでございます。

○大田委員

これは私、以前にも聞いちゃったんですが、もう少し洋式トイレにして充実されたほうがよいじゃろうと思うんです。30%が50%になったということで、大小は充実されたということじゃろうと思うんですが、子どもたちがもっと健やかに育てられるように、もう少し充実してもらいたいと思います。要望としておきます。終わります。

○磯部委員

済みません、本来であれば、総務の所管である人事に聞くべきことと思うんですけれども、せっかくですから保育士さん、幼稚園教諭も含めて、福祉所管に関係すること、わかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

ページ数でいえば105ページが保育園の保育士さん等の給与費でしょうか。そして203ページは幼稚園、そのあたりのところに給与費が上がっております。今、全体的でどれぐらいの人数がおられるのか、また業務的にはどのようになっているのか、わかる範囲で結構でございます、お答えください。

○山本保育指導担当課長

人数についてでございますが、29年度末で保育士の人数は、保育園4園で64人となっております。そのうち正職員が24人、臨時職員が17人、パート職員が21人、延長保育のパート職員が1人、休日保育のパートが1人となっております。

○磯部委員

業務的にもいろいろ配置などもあると思うんですけれども、今64人で、そのうち正職員の方が24名とういことでした。育児休暇などお若い方が比較的多い年齢構成もあると思うんですけれども、この育児休暇取得者というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○山本保育指導担当課長

現在1名です。浅江南保育園に在籍しております。

○磯部委員

そういう場合、休暇中の業務はどのようになさっていますか。

○山本保育指導担当課長

代替の保育士として臨時保育士1名を配置しております。保育内容につきましては、主任保育士やパート保育士が補助に入り、保育、食事の世話や保護者対応などサポートしております。

○磯部委員

そのあたりも含めて、年齢構成というのは、大変申しわけないですけど、わかる範囲で結構です、教えてください。

○山本保育指導担当課長

幼稚園なども含めて全部で31人でございます。50代以上が10人、40代が3人、30代が7人、20代が11人となっております。

○磯部委員

なぜこういうことを聞くかと申しますと、やはり今、就学前のこの幼児教育というのは非常に大切な分野だと思っておりますし、現場の先生方というのは非常にご苦労が多いことと思います。今、光は年々そういったところにも充実をさせていただいて非常にありがたいし、相談も充実されて、各園でのさまざまな取り組みを、公立を主体にやっていたらという点に対して、私は大いに期待しているところです。最後に担当課長さんにお聞きしたいんですけども、やはり市民に寄り添う重要な役割としての専門職として、ある一定の課題というものが見えてくるのではないかと思います。新年度に向けてどのようなものがあるか、一度お聞かせいただきたいと思っております。

○山本保育指導担当課長

大きくいいまして2点ございます。

1点目は人材育成でございます。平成30年施行の保育所保育指針にも職員の資質、専門性の向上が示されておりますが、近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育園に求められている役割も多様化・複雑化する中で、保育士により高度な専門性が求められるようになってきました。新人からベテランまで今いる保育士がやりがいを持って働ける職場づくりは、保育の質の向上が大きな要素となっております。保育園内外の研修等を通じて職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めております。

○磯部委員

年齢構成等々、そのあたりも踏まえた中で、私は周辺市町との比較は、非常にこのあたりは難しいと思うんです。光市は以前から充実したところでもございますので、そのあたりの施設の充実ということに関しては、非常に優位性があると思っておりますので、職員の専門的な育成に、今先生がおっしゃったようにお金をかけていただきたい。さらにそ

れが市民の満足度につながる、子どもたちの育成に非常につながるということで、今後ともそのあたりに力を入れていただき、50代の方が10人、40代が3人、30代が7人、20代が11人ということで、なかなかそのあたりの年齢構成のバランス、そこを今後の課題として私たちも捉えております。しっかりとこれから頑張っていたいただきたいということで質問させていただきました。ありがとうございました。何か、どうぞ。

○山本保育指導担当課長

済みません、先ほどの市民に寄り添う重要な担う専門職としての課題、2点ございまして、2点目よろしいでしょうか。

保護者支援ということで、子どもの発達にかかわる問題や養育困難な家庭環境に育つ子どもたちの保育の難しさなど現場はあらゆる問題を抱えております。保護者と保育園との間で十分な話し合いのもと、子ども相談センターきゅっとや養育専門機関と連携しながら解決のための手助けや悩みを共有し、心の支えになり、安心感を持ってもらえるように努めているところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

丁寧なご解答ありがとうございました。人材育成、若い人たちを育てていく、そして今、多様な保護者のあり方が問われている中で、やはり幼児教育の重要性というのは光市もしっかりと捉えていらっしゃると思いますので、今後ともそのあたりの人材確保をしっかりとお願いをしたいと思っております。

以上です。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

説 明： 柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

予算書の121ページですか、がん検診委託料が5,350万3,000円とうたってあって、説明では40歳まででやりよったのが、40歳からはあまりないから、国の指針に基づいて50歳以上の2年に1回やるようになったとお聞きしました。それは胃の内視鏡検査もやるというような説明じゃったと思うんですが、従来どおりの胃のチェック検査も50歳以上を対象にされておられるのでしょうか、お聞きしたいと思えます。

○柏木健康増進課長

平成30年度から国の指針に基づき変更して実施するために、胃内視鏡検査導入にあわせて胃エックス検査についても対象を50歳以上に変更して実施いたします。

この国の指針では、胃部エックス検査については、当面の間40歳から49歳の者を対象と

して差し支えないとされておりますが、がん検診のあり方に関する検討会中間報告書によりますと、「1970年代以降、胃がんの罹患率、死亡率は減少傾向にあることから、胃がんの状況は胃がん検診を導入した当時と比べ大きく変化している。がん検診の不利益とのバランスを考えた場合、40歳代の者に対して対策型検診を継続する必要性は乏しく、胃がん検診の対象年齢を50歳以上とすることは妥当である。」とされたことから医師会と協議の上、50歳以上を対象としております。

なお、検診期間も2年に1回となります。

○大田委員

それに伴って予算説明資料の27ページですか、40歳がん検診推進事業というのがうたってあるんです。無料化で28万9,000円載っていますが、これは何ですか。

○柏木健康増進課長

これは、先ほど説明しましたように、40歳はがん検診を受けるきっかけづくりのために、胃、肺、大腸がんの検診の自己負担を無料としていたものですが、今回胃がん検診については対象が50歳以上となりましたことから、胃の検診を除いたことによる減額です。

○大田委員

今言われたように、胃がん検診なんかは検診されるのが低くなっているから50歳代以上を対象にされておる。それ以降はがん検診を2年に1回受けられるというようになったといえるんですが、40歳代でも受診者というのは現在何人かおられると思うんですが、何人ぐらいおられるのかお聞きしたいと思います。

○柏木健康増進課長

平成28年度の実績で申し上げますと、全受診者1,437人のうち165人でした。ここ5年間で申し上げますと、40歳代の受診者数は100人から150人の間となっております。

○大田委員

少ないと言わざるを得んじゃろうね。そしたら、100人から150人ぐらいだということですが、胃がん検診の受診を、今度は想定されておる人数というのはどのぐらいでしょうか。

○柏木健康増進課長

平成30年度は1,810人の受診者を想定しております。そのうち胃内視鏡検査は700人と見込んでおります。

○大田委員

では、その胃の内視鏡検査はどのようにしたら受けられるんでしょうか。

○柏木健康増進課長

検診期間は6月から10月の間であり、市内受託医療機関において予約をして受診することになります。詳細につきましては広報5月25日号において検診の御案内を掲載するとともに別冊「けんしんガイド」を折り込み、全世帯に配付いたします。また、対象者の方には5月末までに受診券を送付いたしますので、受ける際に医療機関に提出いただくこととなります。

○大田委員

全受診者に医療券を配るということではありますが、その受けるための医療機関というのはどれぐらいあるのですか。

○柏木健康増進課長

光市医師会と調整であります。現在のところ胃内視鏡につきましては3病院、6クリニックの計9医療機関を予定しております。

○大田委員

今後、それ以上に医療機関が多くなるということは考えられないですか。

○柏木健康増進課長

そうですね、新たな参入があれば、今ちょうど調整中でありまして何とも申し上げられません。胃エックス線検査で申し上げますと14機関受けることができますが、胃内視鏡については、どうしても1人当たりの時間がかかるために、そのようになっております。

○大田委員

わかりました。内視鏡やら、この器具やらいろいろそろえんにゃいけんから、その器具代もかかる。それで、補えんかもわかりませんが、よろしくお願いします。終わります。

○磯部委員

済みません、先ほど保育士さんのことを聞きましたけど、ここでは保健師さん、簡単に質問したいと思いますが、まずどのくらい人数的におられて、業務的なこと、そして続いて、育児休暇の取得者というのはどれぐらいおられるのか、お答えいただきたいと思えます。

○中邑福祉保健部次長

福祉保健部内の保健師の配属につきましては、健康増進課以外の複数課の課にまたがりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、保健師の職員数でございますが、全体で20人でございます。内訳といたしましては、健康増進課に10人、高齢者支援課に7人、福祉総務課に2人、子ども家庭課1人というふうになっております。

それぞれの部署における保健師の主な業務の内容でございますけれども、健康増進課

におきましては、母子保健事業や成人・老人保健事業、そのほか、感染症予防などの業務を行っております。

高齢者支援課におきましては、介護保険事業における要介護認定事務、高齢者の相談業務、介護予防事業、認知症対策などが主な業務となっております。

次に、福祉総務課でございますが、障害者の相談支援業務、また、被保護者の保健指導業務でございます。

最後に、子ども家庭課でございますけれども、母子保健コーディネーターとしての業務を行っているところでございます。

続いて、育児休暇の取得者数でございますけれども、全体で、今年度復帰の職員が2名おります。現在、育児休暇取得中の職員が2名となっております。

以上でございます。

○磯部委員

育児休暇のときの業務っていうのは、臨時さんとかパートさんとかで担っていらっしゃると思うんですけれども、プライバシーの問題等、多岐にわたると思うので、やはりそこは正職員の方が取りまとめなければならないという状況なのではないでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

育児休暇中の業務の対応ということでございますけれども、専門的な業務については、保健師資格などの資格を持った臨時職員で対応ができておりますけれども、やっぱり事務的業務の部分については正規職員がフォローして行っているといった状況でございます。

○磯部委員

先ほどと同じように、ちょっと年齢構成を教えてくださいたいんです。

○中邑福祉保健部次長

全体で申し上げます。まず、50歳代が5人、40歳代が4人、30歳代が10人、20歳代が1人、計20名となっております。

以上でございます。

○磯部委員

ここは非常に、オギャアと生まれた子どもからお年寄りまで多岐にわたる。私は、ここは専門性も要ると思うんですけれども、プライバシーの問題があったり、補うといっても、そして取得をするといっても、なかなかこの保健師さんっていうのが、今、どこも必要な部分が多いので、難しいと思います。

今、50代が5人、30代が10人いらっしゃいますけれども、この30代のあたりが、育児休暇、おめでたいことなので非常にいいことではあるんですけれども、業務といっても保健師の業務っていうのはなかなかすぐ、20代が過ぎて30代で、すぐにそのデリケートなところが相談できるかっていったら、私は非常に難しいと思っております。先ほどの保育士さ

んのように、人材育成というのは欠かせないところではないかというふうに思います。

以前から私は、この保健師の組織、そのあたりが、看護業務と同じように、この人材育成のそういうスキルアップのそのものが非常に大切になってくる、逆にこれが健康寿命を延ばす、このあたりにつながることに違いはないと思っています。担当所管としての課長に、このあたりの現状と今後の取り組みについて、思いをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○柏木健康増進課長

保健師は、現在、子育て中の世代、または育児休暇中の者が多くて、定期的なジョブローテーションも難しい状況にあります。また、産休・育休代替の臨時職員を見つけるのにも困難をきわめるとともに、正職員の負担が増し、疲弊しないよう調整するのに苦慮している現状がございます。

保健師の専門性とは、地域の中に入り込んで活動して、地域の課題を把握すること、そして、その課題を地域の特性に応じて、また住民とのパートナーシップ、協働に価値を置きながら、解決していく道筋を模索することにあります。あらゆる世代や健康レベルの人々が安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指して、保健医療、福祉や、産業、教育分野などの多様な機関との連携を強化し、P D C Aサイクルに基づいた主体的な公衆衛生看護活動を展開することが、保健師の使命でもあります。

保健師を取り巻く環境においては、自然災害や、新興・再興感染症、疾病構造の変化など、新たな健康問題も増えており、健康危機管理への対応や、虐待防止対策、生活習慣病対策、さらには地域包括ケアシステムの構築など、地域特性に応じた専門性の高い活動がますます求められております。こうした中、本市においても、部内4課6係に保健師が分散配置されております。より専門性が生かせる半面、縦割りの一領域に偏り、総合的に判断する責務、つまり地域を見る力が脆弱になることがないように危惧しているところがあります。

こうしたことから、保健師は相互に連携を図るとともに、他職種職員、関係機関、住民等と連携、協働して、保健活動を行うこと、また、必要に応じて部門や部署を越えて課題等を共有し、健康課題の解決に向けてともに検討するなど、部署横断的に連携し、協働することとともに、スキルアップが必要と考えております。

以上です。

○磯部委員

濟いませぬ、いろいろな専門職の方がいらっしゃる中で、私は、健康寿命の延伸というところにおきますと、小さなお子さんからお年寄りまで、幅広い所管に必要なこの人材育成、そしてスキルアップ、ここを充実していただけるよう、新年度からの事業も充実しておりますので、重ねてお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○笹井委員

予算書の121ページ、概要の14ページに詳しく書いていますが、胃がん検診の内視鏡検査ですが、これは、従来の胃部エックス線検査、バリウム検査に加えて、内視鏡検査も選択可能になるということです。これは、バリウムのエックス線検査と内視鏡検査を自由に選べるということなのか、それとも、バリウム検査に加えて内視鏡検査を受けることを最初から決めて選べるという、どういう選択が可能なのでしょうか。

○柏木健康増進課長

従来の胃部エックス線検査に加えて、胃内視鏡検査を新たに導入するものでありますが、市民は、胃がん検診の検診項目として、胃部エックス線検査か胃内視鏡検査のどちらかを選択することとなります。

○笹井委員

わかりました。さっきの説明で、この胃がん検診自体が、今まで40歳以上じゃったものが50歳に引き上げられるということですから、これについても50歳以上は対象になるということでしょうか。

○柏木健康増進課長

そのとおりです。

○笹井委員

わかりました。私もいつも胃がん検診でバリウムを飲んだら必ずひっかかって内視鏡検査のほうに回されるし、最初から内視鏡検査ができるとええなと思っちゃったんで、これは評価したいと思います。今まで40歳以上で、本当、バリウムを嫌々飲んでいたんですけど、今度は50歳以上ということになるということで、10年間、疲れしました。終わります。

○大田委員

先ほどのバスの件なんですけど、この東部憩いの家、西部憩いの家、大和コミュニティセンターから、1便、1往復ずつ、週2日行くと言われたんですけど、これを私は、予算、に載っているから、4月からじゃろうと思ったんですけど、施行期間はいつからなんですか。

○植本高齢者支援課長

事業開始については、10月からを予定しております。

○大田委員

10月からですか。もっと早くできないんですか。

○植本高齢者支援課長

今のところ10月を予定しております、また後日、利用者の方々にも説明会をしたいと思いますので。

○大田委員

今、説明会と言われましたが、このバス移行に対して、説明会ちゅうか、住民の意見を聞く場ちゅうのは何回ぐらい設けられたんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

事前に住民の方々の御意見を聞いてはおりませんが、一応予算に計上させていただいたということで、改めて利用者の方々に説明を、東部、西部、1回ずつ、利用者の説明会をする予定としております。

○大田委員

利用者の方々に説明会を行うということになると、利用者の方々が、もっと早くしてくれということもあると思いますが、説明会ちゅうのはいつを予定されておるんですか。

○植本高齢者支援課長

説明会につきましては、明日を予定しております。

○大田委員

明日やられると。それで利用者の方々が、はあ、すぐにでもやってくださいという要望が出た場合は、それが可能なんですか。

○植本高齢者支援課長

今、ちょっと今の段階では申し上げませんが、そういったご意見があったということは、持ち帰って、またこちらのほうで協議をさせていただきたいと思います。

○大田委員

もうぜひとも住民の要望をお聞きして、早い時期に施行開始日を決め直していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

討 論

○土橋委員

今のお話にもあるように、憩いの家を利用する人っていうのは、風呂に入ることも含めて憩いだと思うんです。それが一つと、もう一つは、何も、ボイラーを直したりすれば、東も西もそれはそれとして解決できるわけでありませうけれども、それともう一つは、地域の人たちと相談をするんだって言うけども、相談をするんならまだしも、もう予算が組んであるっていうことになってくると、それは相談じゃなくて、皆さんに通告をするというような形になるんじゃないだろうか。しかも、これは人にもよりますけども、風呂なんていうのは、普通、1週間に一遍入るっていうような、そういう人もいるかもわかりませうけれども、どちらにしても、問題、いろいろ苦情が出るだろうというふうに思っております。

それと、生活保護の問題について、私もいろいろお尋ねをいたしましたけども、結局、生活保護基準より低い収入で生活をしている世帯もあるんだから、低いほうに合わせるのとは当然だと言わなければならない形でこのことが進んでいるわけでありましてけれども、それもおかしいというふうに思うんですが、いわゆるセーフティーネットっていうのは何のためにあるんだらうか。上見て暮らすな、下見て暮らせちゅうて言うけども、生活保護世帯の対象になるんだけれども、しかし、それはいろいろあって、もらわないというような人に、いや、あんたよりもっと低い人がいるんだから、生活保護のほうがいい生活をしているんだからっていう、わけのわからないような論法で論議をされるのが、生活保護の特徴なんですけれども、私は、さっきも言ったように、セーフティーネットっていうのは何なのかっていうふうに言いたいと思います。そういう意味において、残念ながら、この問題については反対をいたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

⑨議案第6号 平成30年度光市介護保険特別会計予算

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○笹井委員

107ページに地域介護予防活動支援事業がありまして、その中で、地域ふれあいサロン活動支援事業委託料があります。今の説明ですと、社協に委託しておる中で、看護師さんを1名から2名に増員するという説明はわかりました。この事業、結構ニーズが、あちこちのふれあいサロンから依頼があつて、それで、1名では対応できないということで、過去、問題にもなつて、委員会でも聞いたことがあります。結局、増員することによって、年間でも週でもいいですけど、何回しかできなかつたものが何回できるように拡充をされるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

現在は、パート看護師1名体制でございまして、28年度実績で申し上げますと、そのとき、サロンが76カ所ございまして、そのうち33カ所へ、延べ192回派遣をしております。

このたび、フルタイムの看護師を追加でいたしまして、2名体制にするものでございまして、この2名体制によりまして、53カ所のサロンに月1回のペースで派遣をして、延べ640回程度派遣を予定しております。

この2人体制によりまして、今までは派遣日時が重なつた場合でも対応ができなかつたんですが、2人が別のサロンに同時期に行つて効果的な活動が期待できるというふう

に、ニーズには対応できるものと考えております。

○笹井委員

はい、わかりました。過去、サロンの運営をされる方から、希望を申し込んでも、もうその人が、バックの人が1人しかなかなか来ていただけないというお話も聞いておったわけですが、今回、640回可能になると、そこまで拡充されるということで、この対応を大変評価したいと思います。終わります。

○大田委員

111ページの6項ですか、6款ですか、生活支援体制整備事業の中の説明欄の中に、生活支援コーディネーター活動事業委託料325万3,000円が載っています。今、ちょっと説明があったんですが、活動委託料325万3,000円の内訳をたしか聞いていなかったと思うんですが、お願いしたいと思います。

○堺地域包括支援担当課長

生活支援コーディネーター活動事業委託料は、社会福祉協議会に業務委託をするもので、内訳ですが、第1層生活支援コーディネーターの嘱託職員1名分の253万5,000円と、コミュニティ協議会単位を基本とした第2層の協議体や生活支援コーディネーターの活動費が、1地区上限10万円の5地区分で50万円、その他、事務費となっております。

○大田委員

第1層が253万円、第2層の協議体ということの説明がありましたが、2層の活動費ちゅうのはどういうものか、具体的に説明してほしいんですが。

○堺地域包括支援担当課長

第2層の活動費の具体的ということなんですが、第2層の活動費の対象となるものですけれども、高齢者の生活支援等サービスについての協議の場である協議体の活動としては、住民アンケートやワークショップの開催、資源マップ作成や配付などの地域ニーズや地域支援の把握、情報の見える化の推進にかかわる費用や、サロンやボランティア活動など先進地への視察、県研修参加、地縁組織を対象とした研修会など、担い手養成や協議体メンバー等の研修等にかかわる費用を想定しています。

また、協議体の活動を促進する役割の生活支援コーディネーターの連絡会議出席や研修会参加など、人材育成にかかわる費用でございます。

以上です。

○大田委員

今の説明では、連絡会議の出席とか、研修費とか、人材育成などの説明がありましたが、それは、1団体10万円の説明の内訳だろうと思います。今現在、第2層の活動団体はあるんだろうと思うんですが、これからまた第2層に含まれる団体があるかとかいうのを説

明をお願いしたいと思うんですが。

○堺地域包括支援担当課長

平成29年度は、第2層のモデル地区ということで、2地区ほどモデル地区として活動をしていただいております。2地区は、伊保木地区と中島地区の2地区でございます。

平成30年度につきましては、残り3地区については、現時点では未定ではございますが、生活支援について検討をしようとしている地区がありますので、本事業の趣旨等を説明しながら、地域と調整を図っていきたいと考えております。

○大田委員

じゃけえ、今、2地区の20万円と、これから3地区が予定されているので30万円の計50万円ということだろうと思います。もし、これが、まだ、あと4地区とか5地区とか増えたときには、予備費か何かで充用してできるんでしょうか。

○堺地域包括支援担当課長

今年度については、第2層については5地区の予算ということになっておりますので、地区によって、その活動が5地区以外にも活動をとということになりましたら、その辺はまた検討をとるか、協議の上になるかと思っております。

○大田委員

はい。ぜひとも2層でのボランティア団体が今後とも増えていって、活動して、皆さんの支援、役立つよう、強力な支援をよろしく願いいたします。終わります。

討 論

○土橋委員

条例等の整合性で、反対をいたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

(2) 報告

①第3次光市障害者福祉基本計画及び第5期光市障害福祉計画（案）

説 明：松村福祉総務課長 ～別紙

質 疑：なし

②光市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（案）

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 平成30年度光市一般会計予算（環境部所管分）

説 明：原田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

今、説明があったんですが、ちょっとわからないところがあるので教えてもらいたいと思うんですが、当初予算案の概要の26ページと予算説明書の28ページに、みんなでつなぐ環境「まなび」プロジェクト、環境「まなび」推進事業という項目が上がっているんですが、今、予算書の中には上がっていません。これはどういうことなのか。また、どこに載せているのか教えてほしいと思うんですが。

○原田環境政策課長

後ほどの報告でも触れることとなりますが、みんなでつなぐ環境「まなび」プロジェクトは第2次環境基本計画後期リーディングプロジェクトの中で立ち上げておりますプロジェクトの一つで、子供から大人まで幅広い世代が環境に関して学べる機会を創出することにより、環境保全意識を醸成し、環境保全への取り組みにつなげることを目的とするものでございます。

具体的に環境政策課が所管しております事業を申し上げますと、予算書の113ページをお願いできますか。説明欄の下あたり、自然敬愛・環境基本計画推進事業の中の下から5行目、消耗品費、ここに小学生を対象とした自然体験の場を設定することを目的としております（仮称）ひかりエコくらぶの事業の消耗品費として21万6,000円のうちの5万4,000円、それと同じく（仮称）ひかりエコくらぶの事業の商品等製作委託料11万円、一番下の行でございまして、これが小学生を対象とした自然体験の場を創出するための（仮称）ひかりエコくらぶの事業でございまして。

それと、このプロジェクトの中のもう一つの事業として環境学習推進事業、これが113ページの下から7行目、講師謝金等のところに2万8,000円計上してあると思いますが、これは自然環境とか地球温暖化等に関して、市民の有識者を小学校に派遣する、いわゆるゲストティーチャーとして派遣するための経費として2万8,000円などを計上しているものでございまして。

3つ目の事業といたしましては、115ページとなりますが、説明欄の上から6行目、環境フェスティバル交付金20万円。これは夏に行くことを予定しております、光市内でさまざまな環境に関して取り組んでおられる市民の方とか、事業所とか団体等が一堂に会して環境フェスタというのを、もう10年程度行っておりますが、それに対する交付金でございまして。この3つの事業が環境課が所管しております環境「まなび」プロジェクトの中の

事業でございます。

○大田委員

今、言われたのが概要のみんなでつなぐ環境「まなび」プロジェクトと環境「まなび」推進事業44万6,000円と16万4,000円が入っておるということで理解をしたらいいわけですか。

○原田環境政策課長

ただいま申し上げたのが、先ほど委員がおっしゃられた予算説明資料の28ページの2段目のみんなでつなぐ環境学びプロジェクトの44万6,000円の内訳でございます。

○大田委員

そうしたら概要のその下の16万4,000円は環境部じゃなくて教育委員会の担当になるわけですか。

○原田環境政策課長

今、おっしゃられるのは予算案の概要のほうの表でございますね。これは44万6,000円の内数っていうか、44万6,000円の中にさらに内訳として16万4,000円があるという形で表現させていただいております。

○大田委員

了解しました。今、全部、環境部のほうで、小学生を対象にやるというような説明だったと思うんですが、これはプラス環境部のほうじゃなくて、教育委員会のほうと一緒に合同でやる事業という理解でよろしゅうございますか。

○原田環境政策課長

教育委員会と合同でっていうのは、実際に学校に出向く部分で、環境学習推進事業等は教育委員会と合同でという形になると思います。

○大田委員

はい、了解しました。終わります。

○笹井委員

じゃあ1項目ほどお尋ねします。予算書123ページの上段のほうにアルゼンチン対策事業9万9,000円が計上されています。室積にとって残念ながら息の長い事業になるんですけども、今年度は何をするのでしょうか。エリア的なものがわかりましたら教えてください。そして、現状、何年も対策をしておるわけですけど、どのようになっているのか、お答えください。

○原田環境政策課長

9万9,000円につきましては、アルゼンチンアリ生息地域の自治会と調整して、駆除に効果的な交尾期の6月及びアルゼンチンアリが一番活動的となる9月に一斉防除に取り組むための費用でございます。その際、これまでも継続的に取り組んでおります該当エリアにおける道路や公園等の市が管理している土地について、市職員により防除作業を行うための経費及びアルゼンチンアリモニタリングに係る必要物品等の購入費を計上したものでございます。

現状につきまして、経緯も含めて申し上げたいと思います。平成21年5月に室積の東部地区でアルゼンチンアリの生息が確認されて以来、生息地域の状況の把握や注意喚起等を行ってまいりました。平成23年度に行った室積地区を中心とした生息地域調査の結果、室積の東部を中心としたエリアが生息域であると推測されたことから、当該地域を防除区域と定めて平成24年度から3年間の継続事業として年2回、一斉防除及びモニタリング調査を地元自治会と共同で実施しました。平成27年度からは、同様の事業をさらに3年間継続して実施してきております。結果、6年間の実施した事業によりまして、アルゼンチンアリの拡散防止には一定の効果がありましたが、減少または根絶には至っていないと判断しております。

○笹井委員

わかりました。ちょっとこの事業、私も近くにはおりますが、詳しくないんですけど、自治会との連携はどうなっているのか。特に、今言われた市が管理する道路や公園は市のほうでやるということですけど、個人もしくは自治会が管理しておるような物件については誰が薬を買って、どういうふうにされるのでしょうか。

○原田環境政策課長

実施時期につきましては、自治会と協議しまして、一斉防除に取り組んでおります。該当エリアを一度にやるのが一番効果的であると現時点では評価されていますので、6月と9月に日程を決めて取り組んでいただいております。

薬剤については、平成29年度までの6年間については、その薬剤の一部を市のほうから配付しておりました。30年度以降については、その薬剤の一部の配付につきましては、廃止という形で予算計上をしております。

○笹井委員

今、審議しているのが30年度予算ですので、今まで一部を公費で見ておったものを30年度はなくなるというのであれば、そこはまず質問をする前に説明がほしかったなと思うところでございます。

29年度までは一部を市が買ったものを配付していたが、30年度はそれがなくなったということになると、自治会とか個人のものは、それぞれ自分で買って自分でやってくださいということで、市は市の管理する道路と公園しか見ないということになるのでしょうか。

○原田環境政策課長

一斉防除は行いますけど、おっしゃられるように、個人の宅地内等については、今までは薬剤の一部をご負担いただいておりますけど、市のほうからの配付がなくなるということですので、その全部のご負担という形になります。

○笹井委員

それは該当の、今までずっと協力している自治会には全部説明が済んでおるんでしょうか。それとも今からなんでしょう。

○原田環境政策課長

連合自治会と該当の自治会についてはご説明させていただくとともに、毎回6月と9月に一斉防除をしておりますけど、平成29年の9月にはその旨を表現した、9月ですから確定的な表現ではないですけど、内容の印刷物をお渡ししております。

○笹井委員

わかりました。あと最後、自分で買う場合、薬の種類というのはどうなんですか。市が買われる薬というのはホームセンターで売っているようなレベルのものなのか、それとも特別なものなのか。個人で買う場合はどういうものをそろえてやるべきなんでしょう。

○原田環境政策課長

今まで配付しております薬剤については、ベイト剤といいまして、毒の餌です。こういう容器に入っているものをアリが持って帰って、巣の中で広げて駆除するという形で、これについては一般の薬局でも販売されております。

○笹井委員

はい、わかりました。終わります。

説 明：小山環境事業課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

129ページ、じん芥収集車購入費で740万円上がっていいです。1台更新するという説明だったんですが、もう少し詳しく説明してもらいたいと思うんですが。

○小山環境事業課長

じん芥処理収集車の購入についてというお尋ねですが、現在、環境事業課のじん芥車保有台数は通常の収集業務用の3台と、主に公共施設から排出される可燃ごみやボランテ

ィア清掃等の収集に使用するパッカー車が1台、災害用プレスパッカーが1台で合計5台を保有しております。

購入する理由でございますが、通常業務のパッカー車1台が平成30年度末で購入から約10年以上経過することから、家庭ごみの収集に支障をきたさないよう、今回更新するものでございます。

以上です。

○大田委員

パッカー車1台が、10年以上たったからという説明で、うろ覚えなんですけど、以前、何年前か前、じん芥収集車、俗に言うパッカー車を減していこうという答弁があったように思います。そのこのところのつり合いっっちゃうのは、どねえなっちょるか、ちょっと教えてください。

○小山環境事業課長

じん芥収集車の保有台数につきましては、現在、パッカー車を使用した業務といたしまして、可燃ごみ収集以外にも災害時の廃棄物収集、公共施設のごみ収集、学校や自治会などのボランティア清掃による草木の収集、ふれあい訪問収集のほか、幼稚園、保育園、小中学生を対象とした環境学習の実施をしております。保有台数につきましては、現状の台数が今現在では必要であると考えております。

以上です。

○大田委員

今後これですっと推移していくということで理解しました。

それから5行下のまちかど環境美化推進委託料ですが、今、河川やら海岸のごみ収集を行っておるということでございますが、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○小山環境事業課長

まちかど環境美化推進委託料についての業務内容でございますが、本事業は平成11年度より自然環境保全のため、海岸、河川、自然公園及び主要道路沿いのパーキングエリアを中心に、散乱したごみの回収を行うとともに、あわせて不法投棄箇所の発見等、環境巡視活動を行ってまいりました。なお、平成18年度からは大和地域の農道、石城山周辺にも拡大をしております。

以上です。

○大田委員

今、大和地域にも拡大するというようなことを言われたんですが、前年度よりも60万円ぐらい削減されたという、ちょっとそのところがよくわからないんですが、お答えください。

○小山環境事業課長

昨年度との比較で60万円減額ということですが、これにつきましては、道路管理者等による不法投棄ごみの処分や発見情報などの連携協力を図り、さらには快適環境づくり推進協議会などによる不法投棄巡回パトロールの実施や各種団体等によるボランティア清掃などによる清掃活動も行われていますことから、平成30年度からは作業日数の見直しをしておりますが、関係機関との連携により目的達成のできるよう働きかけをしてまいります。

○大田委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。また、これでごみ回集ちゅうのは、どのくらいの本数が出るんでしょうか。

○小山環境事業課長

回収の実績ですが、平成28年度の実績でお答えしますと、袋にして約5,000袋、重量にしましては約8トンのごみを回収をいたしました。

○大田委員

随分あるんですね。今後の方策としてはどのように考えておられるんでしょうか。

○小山環境事業課長

今後についてでございますが、費用対効果により削減の方向について協議検討する中で、依然、不法投棄の量は減少していないことから、環境美化の観点から、今後は不法投棄されたごみの回集について、関係部局と連携協力を図りながら事業のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○大田委員

わかりました。これは多分、やってもらっている業者、あるいはボランティアやら、また委託するところは多分シルバー人材センターじゃろうと思うんですが、それで間違いないですかね。

○小山環境事業課長

現在、シルバー人材センターに委託しております。

○大田委員

今後もまちの清掃に頑張ってください。終わります。

○岸本委員

115ページの周南地区衛生施設組合負担金についてです。昨年度に比べて、約4,000万円ぐらいアップしておりますけど、その理由がわかれば教えていただきたいと思ひます。

○小山環境事業課長

周南地区衛生施設組合負担金について、昨年度より増額しておる理由といたしましては、清掃工場管理費の増加によるものと、あわせて新斎場整備にかかる経費が新たに計上されたことによりまして増額になったということであります。

○岸本委員

ありがとうございました。

○笹井委員

予算書127ページの下段に可燃物・不燃物ごみ等収集事業があります。ごみ収集処理の委託の方法について、昨年3月議会でもお聞きしまして、従前とルールが変わったという説明は受けたわけでございます。平成30年については、その委託の業者の選考方法はどのようにされるのでしょうか。

○小山環境事業課長

委託業者の選考方法につきましてですが、ごみ収集処理の委託業者の選考方法につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の委託基準を順守し、かつ業務の確実な履行が求められることから、現状では随意契約による契約を行っております。なお、選考方法につきましては、昨年と変わりはございません。

○笹井委員

昨年と変わらないということで、私はわかるんですが、一応、30年度はこういう方法でやりますっちゅうところを教えてください。

○小山環境事業課長

平成29年度同様、合理化事業計画による支援事業及び廃掃法の施行令に基づいて随意契約を行う予定としております。

○笹井委員

一応、押さえておきたいんですけど、ごみの収集方法はさっき説明があったように、光は可燃と不燃、大和は可燃と不燃が一本だったですか。それと、古紙があったと思いますが、それぞれがどういう業者に随意契約されるのか、個別に教えてください。

○小山環境事業課長

まず、光地域の可燃につきましては、直営が3車、あと4車分が合特法に基づく合理化計画による随意契約でございます。光地域の不燃につきましては、合理化計画に基づく随契が1業者と、合理化計画以外の随意契約に基づくもので1業者ということになっております。大和地域につきましては、可燃、不燃合わせてでありますので、1業者が合理化計

画による随契と、そのほかもう1業者が合理化計画以外の随意契約に基づいて行っております業者となっております。以上です。

○笹井委員

了解しました。

では、次の項目にまいります。129ページのまちかど環境美化推進委託料、これは先行議員も聞きましたが、シルバーに委託ということによろしかったですかね。

○小山環境事業課長

シルバー人材センターのほうに委託をしております。

○笹井委員

わかりました。これは、さっき説明があったように、河川、海岸、道路という公共の場所に汚いごみが捨てられたとかということが対象になると思うんですが、よく、山の中の道路から山の下の方の民地にごみを捨てられたっていう例があります。私も1年ちょっと前、そちらのほうに1件相談に行ったことがあると思うんですが、本当、山の、法面の下にいっぱい落ちとるなというのが見えるわけです。こういうのは行政に相談してお願いしてやっていただくような方法というのはないんでしょうか。自分で対応するしかないんでしょうか。

○小山環境事業課長

ごみの処理につきましては、原則、排出者が行うこととなります。ただ、民地、いわゆる私有地に捨てられたものにつきましては、投棄者が判明しない場合につきましては、土地の所有者、管理者の方が処分することとなりますが、投棄ごみの種類や量などの状況にもより、まずは警察に一報を入れていただくようになろうかと思えます。

○笹井委員

まず警察に相談して、誰が捨てたか、きちんと警察の力で、まずはそこを特定するのが民地の所有者としてとれる第一の手段と、そう理解してよろしいですかね。

○小山環境事業課長

はい、そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。撤去まではなかなかいかないかもしれませんが、またそんな事例があったら、そういうふうにも私も対応したいと思います。終わります。

○西村委員

指定ごみ袋の件でちょっとお尋ねをしたいんですが、初日の補正予算で指定ごみ袋は

前年度4,446万円から入札減額で3,856万円に補正をしました。それで、今回予算を見ると4,500万円余りの予算をとっていますが、歳入のほうにもやはり4,500万円近い雑入があります。これって売るほうの単価に反映はさせないんですか。ようは、安くつくれたんですから、安く市民の方にもお譲りするべきだと思うんですが、その差額は市のほうがポケットに入れちゃうんですかっていう質問なんですけど、いかがですか。

○委員長

ページは127ページでよろしかったですか。

○西村委員

127ページ。補正予算は32ページ。

○小山環境事業課長

指定ごみ袋についてでございますが、まず、歳入と歳出、歳入につきましては、平成30年度に販売された枚数を見込んでの枚数で歳入を計算しております。というのが、歳入につきましては、在庫も含めて、30年度に在庫を含めた数で、ある程度どのぐらいの枚数が売れるかということで歳入を見込んでおまして、歳出につきましては、その年度作製委託、あるいは保管配送といった経費について計上しておりますことから、その差額についてというのは、当然、年度ごとでそれぞれ歳出、歳入の差が出てきますが、それは次年度ずつずれていくような形にはなろうかと思っております。

○西村委員

ということは、このたび586万円余りの不用額が出たと。それは販売する業者に指示をして在庫の管理をしながら、末端のユーザーに売却する単価に反映をさせるというふうに考えていいんですか。

○小山環境事業課長

それはしていないということでありませう。

○西村委員

それは予算と決算、単年度主義なんで、なかなか難しいとは思いますが、こんな600万円近い金額の差額が出ているんですから、それはエンドユーザーに対して何か私は反映をさせるべきだと思います。ようは安く売るべきだと思います。在庫管理をしているところがどういうシステムなのか知りませんが、つくる人と売る人とが違うかもしれませんが、その辺は市のほうからも、今年は安くできたんで、少し末端のユーザーに対する単価を反映させてくださいねというふうに指導を検討していただきたいと思っております。

それともう一つ、127ページですが、カレンダーをつくっている予算が載っていたと思っております。それと、ごみ分別システムによるアプリの維持管理、現状で外国語の表示というのはどうなっていますか。

○小山環境事業課長

カレンダーとアプリにつきましては、外国語表示に関しては作製はしておりません。

○西村委員

近年、外国人の方、これはアメリカ人という形ではありませんが、東南アジアの労働者の方が光市にもたくさんお住まいになるようになっていっています。それは中国とかインドネシアとかいうケースもあるんでしょうが、とりあえずは英語とか韓国語とか、在住者600人か700人ぐらいだったと思うんですけども、汎用性を含めて、英語あたりから表記を検討していただきたいと存じます。これは要望です。以上です。

説 明：中本深山浄苑長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、深山浄苑について、131ページになろうかなと思うんですが、一般質問でもお伺いしましたが、ちょっとまだ把握できないところがありましたのでお尋ねします。深山浄苑、建物と機械もさすがに20年たって老朽化が見られるということなんですが、なかなか深山浄苑の機械というのが、普段、私ども見なれない機械です。いま一つよくわからないのですが、あの機械が老朽化するというのは具体的にはどういうことなんでしょうか。

○中本深山浄苑長

それではお答えいたします。連続運転によりポンプ等の摩耗などの経年劣化による性能や精度が低下することです。

以上でございます。

○笹井委員

建物のほうは50年もつというのを聞いたような気がするんですが、今の機械のほうはそれをきちんと更新していけば、建物と一緒に50年間使えるという理解になるんでしょうか。

○中本深山浄苑長

機械等整備更新等で継続運転は可能で、建物は50年もちますが、施設内の設備等、いわゆる一般的なし尿処理場の耐用年数は、し尿処理広域化マニュアルに明記されておりますおおむね20年から30年程度と考えているところでございます。

以上です。

○委員長

笹井委員、一般質問の続きではないので、聞き方をちょっと変えていただいて、予算の

聞き方という流れで質問をお願いいたします。

○笹井委員

わかりました。これ最後にします。いつかの段階で老朽化への対応について、きちっと方向性を出すことになると思いますけど、結局、今後どうされるおつもりなのか。ここだけちょっと聞かせてください。

○中本深山浄苑長

今後につきましては、2月の27日の部長の答弁にもありました施設の建てかえや下水道設備との共同化を視野に入れ、関係する機関と研究を進めてまいりたいと考えますが、現状の答えですが、今後、深山浄苑といたしましては、平成31年度、32年度で精密機能検査及び施設整備方針検討業務等を専門業者に委託業務、予算を計上……。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本深山浄苑長

今後どうするかということにお答えいたします。2月27日の部長答弁にもありました「今後は深山浄苑におきましても、施設の建てかえや下水道施設との共同化を視野に入れ、関係する機関と研究を進めてまいりたいと考えます」が現状の答えです。
以上です。

○笹井委員

はい、了解しました。終わります。

説 明：小田環境部次長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

131ページの浄化槽設置助成事業ですが、30年の事業の概要は、今、御説明があったところですが、29年度まで行ってきた対象となる部分と事業内容が変わったところがあったら説明してください。

○小田環境部次長

変わった部分ということでございます。事業認可区域外につきましては、30基程度の補助を継続して国のほうに要望してまいりたいと思いますし、下水道の事業認可区域内につきましては、昨今の浄化槽の補助申請数、あるいはわずかではございますが下水道の事業の進捗等を検討いたしまして、5基程度の補助を継続して要望してまいりたいと思います。

○笹井委員

わかりました。今の説明であれば、区域内のほうの予算で計上した対象基数を少なく見積もったと、そういう理解でよろしいですかね。

○小田環境部次長

そのとおりです。

○笹井委員

了解しました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第4号 平成30年度光市墓園特別会計予算

説 明：原田環境政策課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第5号 平成30年度光市下水道事業特別会計予算

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

まず、歳出のほうで69ページからいきたいと思います。下から5行目、周南流域下水道維持管理費負担金3億6,000万円、今、説明で維持と資本費に分かれておって、維持が2億9,000幾ら、資本が7,000万円という説明は了解をいたしました。このお金は、結局、負担金で県に行ってしまいますので、その後、どう使われておるかっていうのが、なかなか、少なくとも書類では全く見えない。お尋ねしていかないとわからないわけなんですけど、この周南、岩国も光も含めたお金というのは、どのように利用されるのか。適正に使用されているかどうか、光市のほうでわかりますでしょうか。

○小田環境部次長

流域下水道の維持管理費負担金につきましては、毎年、経営会議というのを開いておりまして、これは山口県と構成3市が一堂に会しまして年度当初の、どこを施工するとか、そういう予算の説明、それと年度末には、その年度の実施した決算報告でありますとか、そういったものの説明を受けて協議を行ない、確認をしているところでございます。そのほかにも疑義が生じた場合には、山口県と構成3市がそれぞれ集まって協議をしていますので、今、議員のご質問にありましたように適正に処理をされているものと考えています。

○笹井委員

説明は受けており、中身もわかっておるといふふうに理解しました。ただ、私もこの問題は過去から質問をしてきていまして、結局、浄化センターについて、県の職員の方がおられ、その人件費とか物件費は当然この負担金から出ているのはしかりだと思えます。しかし、若干の額ですけど、県庁の中の下水の人件費や事務費も、このお金から出されているといふふうに私は聞いたと思えますが、実際、その県庁の中の人件費や事務費が出されているのでしょうか。

○小田環境部次長

周南流域下水道の浄化センターに勤めている職員は浄化センターの維持管理に当たっていますが、例えば、長寿命化に係る工事の発注でありますとか、国の申請でありますとか、そういったものを行う本課の職員が1名ほどおります。その人件費の部分につきましては、山口県が建設費に対して起債します県債の事務費の部分で負担をしている状況でございます。その1名分が全てかというのと、県の部分というのは、県が借りた起債から交付税措置を除いた部分を構成3市が後年負担するようになりますが、建設事業費が少ない場合は、全てを負担しているかといえば、なかなか賄っていないということを県のほうからは報告を受けております。

○笹井委員

その部分が結局、県庁の中の職員で、しかも財源は3市が負担しておる。県からすると外の財源で建物の中で働いておるところだから、なかなか県ではチェックがききにくい、こちら側がしっかりチェックをしなければいけない部分なのかなと思っております。結局、この流域下水道に関しては、お金は全部3市で出すけれども、運営は全部県のほうでやるということです。過去の質問で、協定を5年に一遍、継続で見直しておるといふのが、もっと短い頻度でやるようになったといふのがあったと思えますけど、現在、県との協定の内容について、どのように締結されているのでしょうか。

○小田環境部次長

維持管理費に対する協定は、浄化センターで処理する処理費、人件費や部品の交換費とかを含めて維持管理費で支払うわけですが、これについては、構成3市のその年度の汚水流入量比で精算をしますし、これに加えて山口県が起債をしております建設改良費で借

りた起債の元利償還金のうち交付税措置分を除いた額を構成3市で合意した建設費負担割合で負担をすることになっています。こういう内容を山口県と構成3市が協定を結びながら実施をしているということです。その負担割合が変わったときには、その協定書の見直しを行うこととなります。

○笹井委員

過去には、この協定の内容が議会にきちんと説明がないままに内容が変わったという指摘をされた議員もおられるわけですが、今回の予算書に関しては、この3億6,000万円の説明のときに、そういう内容の変更についての報告はありませんでした。従前、ここ数年の契約が全く同じように更新されておると理解してよろしいのでしょうか。

○小田環境部次長

建設費の負担割合が変わった段階で協定の見直しをするというご説明をしたと思いますが、周南市のほうで処理区域の見直しをされましたことから、昨年度、光市の建設費負担割合は60.3%でございましたが、0.1%上がりまして60.4%に平成30年度は変わりますので、今回、この協定の変更をする必要があろうかと思えます。

○笹井委員

わかりました。やっぱりいろいろ聞いてみないとわからないこともあるもんだなと思いました。

今度、歳入のほうに行きます。65ページのところで、下水道特別会計の繰入金12億5,000万円が計上されています。ここの部分が義務的な経費と政策的な経費に分けられると思うんですが、特に義務的経費の定めの方、算出方法、金額について教えてください。

○小田環境部次長

一般会計から下水道特別会計へ繰り出していただいております一般会計繰入金でございますが、義務的経費というお尋ねですが、一般会計で負担すべき経費という理解で申し上げますと、雨水処理負担金、雨水については公費で負担をするということで、それと不明水処理費、あるいは分流式下水道に要する経費など、総務省が定める繰り出し基準に基づいて算出している繰り入れ分と、本来、一般会計で行うべき浄化槽の事務などに対する繰り入れ分の合計となっております。基準内で言いますと6億2,830万円程度のものが義務的経費と申しますか、一般会計から本来、下水道特別会計へ繰り出す基準内の金額となっております。

○笹井委員

最後の質問にします。先ほども長寿命化の工事箇所の説明などあったわけですが、もうちょっと大枠で長寿命化の取り組みについて、こういうことをしなければいけないという今後の進展について、お尋ねしたいと思います。

○小田環境部次長

現在行っております長寿命化計画でございます。平成27年度で、下水道事業が認可されましたのが昭和52年になるわけですが、それ以前に開発をされております丸山、岩狩、旭丘団地の老朽管渠を対象として長寿命化計画を策定をしております。事業の実施でございますけれども、平成28年から平成33年度の6カ年を実施期間として事業を展開しております。

来年度でございますが、継続して長寿命化計画を進めていくということでございますので、平成30年度でストックマネジメント計画を策定をいたしまして、さらに長寿命化事業を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

終わります。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

①第2次光市環境基本計画リーディングプロジェクト（後期分）（案）

説 明：原田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

12ページ、13ページでごみ処理の有料化の検討と、有料化制度の実施に向けた検討というのが加わったという説明でございました。これは今、光市は家庭のごみなんかは、無料でやっておるわけですが、どの部分についての有料化なのか。これが答えられるものならお願いいたします。

○原田環境政策課長

この部分につきましては、前期のリーディングプロジェクトで調査研究という形で挙げておりましたものを検討という表現に引き上げたものでございます。具体的には、現時点ではごみの種類について、例えば不燃ごみとか、可燃ごみの有料化とか、そういう部分については、まだそこまでの検討には至っておりません。

○笹井委員

どういうごみについてするかっていうのも、今から検討するという理解ですかね。

○原田環境政策課長

はい。そのようにご理解いただいで結構でございます。

○笹井委員

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第24号 光市都市公園条例の一部を改正する条例

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

申しわけないんですけど、これ100分の50と今回からするというふうに言われたんですが、以前はどういうふうな規定で都市公園の運動施設の割合を決めておられたんですか。濟いませんが。

○松並都市政策課長

昨年、都市公園法施行令が改正されまして、それまでは全ての都市公園一律上限が100分の50でございました。それが、地域の実情に応じた整備等を可能とするために、地方公共団体それぞれが条例で定めると。100分の50、これまでの基準を参酌基準といたしまして、それぞれの自治体が条例で定めることというふうに政令が改正されたことを受け、本市といたしましては従前と同じ100分の50を定めようとするものでございます。

○大田委員

はい、了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成30年度光市一般会計予算（建設部所管分）

説 明：酒向道路河川課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

171ページの下から2段目の道路維持管理委託料ですが、説明資料の31ページの下から7行目に2,149万8,000円とうたっています。道路法面なんかの主要木の伐採とか、草刈り等というふうに書いてあるんですが、前年度よりも下がっておるんですね。これは市内全域をやるんじゃないと思うんですが、草刈り等、何回ぐらいの予定でこれだけの予算を組んでおられるんでしょうか、お聞きします。

○酒向道路河川課長

草刈りの回数でございますけれども、市道については1回を計上しております。

○大田委員

市道については1回、それは何月ごろでしょうか。

○酒向道路河川課長

現地を確認して、一番効率よくできることを計画しております。

○大田委員

私としては、もう少し予算をつけていただいて、最低でも2回ぐらいはしてほしいと思うんですね。幹線道路も草が生えたら、片側1車線が両側1車線みたいになっておる。当然、道幅が狭くなったら、交通のすれ違いなんかもうまくいかず、事故等が起こる可能性も高くなると思うんです。そここのところはどういうふうにご考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○酒向道路河川課長

市内市道につきましては年1回の草刈りで実施させていただいております。その他、先ほど説明の中で臨時職員の賃金ございましたが、職員で現地を確認しながら緊急に対応しなければならないものにつきましては、職員での対応もできますことから、そのような対応をとっていきたいと考えております。

○大田委員

これは業者に委託するわけですか。それとも、今、職員が対応するというふうな説明があったんですが、そここのところを教えてください。

○酒向道路河川課長

ここに予算計上されておりますのは、業者委託する委託料として計上させていただいております。その他、市民等からの要望で、危険でありますとかいう話がありましたら、道路河川課で確認いたしまして職員の対応も行っております。

○大田委員

ぜひとも対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、予算説明資料の31ページ、節のところに土木関係と書いてあって、それから2行下の市内橋梁整備事業に5橋の実施設計及び6橋の補修工事で、1億1,900万円って書いてあります。まず、これ何橋ぐらいあって、今までどのぐらいの整備をされたのか。また、これをなぜ6橋選ばれたのか、ご説明願ひたいと思ひます。

○酒向道路河川課長

市内の橋梁数でございますけど、市内181橋ございます。その中で点検を行いまして、点検結果に基づきまして橋梁を選定しております。その結果で、今回につきましては早急にやらなければいけない橋ということで、工事が6橋の補修工事とあわせまして補修設計が5橋の計上になっております。

○大田委員

今の6橋はいつごろからやられたんですか。

○酒向道路河川課長

この基となっておりますのが、橋梁点検でございますして、橋梁点検は平成26年度から着手しているところでございます。

○大田委員

その橋梁点検っていうのは、もう全部終わったんですか。それとも、まだ終わってないところもあるんですか。

○酒向道路河川課長

平成26年度から始まりまして、平成30年度が一サイクル目の終わりになります。このため、来年30年度で181橋の点検は終わります。

○大田委員

大体、橋は50年から70年ぐらいまでもつじやろうと思ひんですが、橋梁を補修したことにより耐用年数ちゅうのはどのぐらい延びる可能性を含めて工事をしておられるんですか。

○酒向道路河川課長

橋梁の寿命というのが50年というふうに言われておりますけれども、この点検を繰り返して、補修することによって、その橋梁を長く使っていこうということで、その都度点検をして、悪いところは直していく、補修を加えていくという形で、長くもたそうという考えでございます。

○大田委員

大体、耐用年数は50年ぐらいですが、長く使っていくということです。そうしたら補強工事を行うことによって、もう30年長くこの橋は使えるんですよとか、もう50年長く使えるんですよとかいう目標値があるじゃろうと思うんです。そこはどんなふうに考えておられますか。

○酒向道路河川課長

今の国の計画では、この補修を進める上で100年もたそうということを国は揚げております。

○大田委員

全部で181橋あって、今、6橋をやると、181橋の6橋やけえ、随分先の長い話なんですけど、一応、これからの計画では古い橋を全部、補強工事していこうという計画をお持ちですか。

○酒向道路河川課長

点検結果に基づきまして、どういう形で直していくかということになるんですけども、点検結果に基づきまして補修する橋、もう少し待てる橋が出てくると思いますので、補修をしなければいけない橋が確定した場合は、架け替え、もしくは補修、どちらが安くなるかで、トータル的なコストも換算して決めている状況でございます。

○大田委員

今、国道でも末武川とか切戸川で古くなったから橋の架け替えを行っておるわけです。架け替えを行うことによって100年ぐらいもたす。補修工事で100年ぐらいもたすのと、どっちのほうで寿命が長くなると考えておられますか。

○酒向道路河川課長

どちらが長くなるかということですが、架設して、その橋梁がもつ年数というのは、手を加えないと50年と言われておりますので、それに補修を加えていって長く使っていきたいと思いますということですから、一概にどっちが長いというのはなかなか難しいかと思われます。

○大田委員

わかりました。今後とも人命を守ることで橋梁工事なんかも適度に、皆さんのためになるように進めていってください。終わります。

○笹井委員

では、予算書の171ページに道路新設改良事業がありまして、1億4,000万円計上されております。具体的な路線名は市道改良工事のところ3路線上がってきておるわけなんですけど、過去の一般質問か委員会かでお尋ねしたとき、江ノ浦道路も平成30年には何とか

着手したいみたいな回答が、確か過去にあったと思います。しかし、今回、予算書を見ますと、その道路の名前は出ておりません。何で出ていないのか、進捗状況についてお聞かせください。

○酒向道路河川課長

江ノ浦地区の道路の進捗状況ということでございますけれども、議員ご承知のとおり、今、国道、県道、市道との交差点部分につきまして、山口県の交通規制課及び国土交通省山口河川国道事務所と現在、引き続き協議を行っている状況でございます。

○笹井委員

確か1年前も2年前も協議中と、ずっと協議中だったと思うんですけども、その協議に進展はあるのか。あるいは、ほかに何が課題になっているのか。お金なのか、それとも周りに家が建っておるからそのせいなのか、その辺まで教えていただかないと、ずっと協議と言われても、こっちも納得しかねるところがありますので、もう少し詳しくお願いします。

○酒向道路河川課長

協議内容ですが、協議する中で国道をさわってくるということで、1番、国道との協議でありますけども、国の山口河川国道事務所と県道、山口県の規制課、この3者で協議は進めてまいります。行くたびにこちらの意見を聞いてください、また違うところへ行くと、こちらの意見を聞いてくださいということで、いろんな調整が入ってまいります。このため、なかなか思うように進んでいないというのが現状でございます。

○笹井委員

またいずれかの段階で聞きますが、そのときは協議中から次の段階に行っておることを期待します。

同じく171ページで、先ほど橋梁の関係について、同僚議員からも質問がありまして、181橋あるんだというお答えありました。ちょっと私は歩道橋についてお聞きしたいんですけど、市が管理する歩道橋っていうのはどれだけあるのでしょうか。

○酒向道路河川課長

市が管理する歩道橋につきましては2橋ございます。一つは光駅にかかっております虹ヶ浜と虹ヶ丘を結ぶ跨線橋でございます。もう一つは県道光柳井線をまたぎます光井地区にある金山陸橋でございます。

○笹井委員

わかりました。だから国道の歩道橋は全部国管理で、市の管理ではないというふうに理解いたしました。この項を終わります。

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは5項目お尋ねいたしますが、177ページに都市計画費があります。その中で下から4行目に立地適正化計画策定委託料があります。市長さんの施政方針で、コンパクトプラスネットワークという言葉がありました。恐らくこれがこの立地適正化に絡んでくると思うんですが、そこでうたわれておるコンパクトプラスネットワークというのは何になるのか。そして、特にコンパクトにするというのは、縮めるという意味だと思いますが、そこはどういったものを対象にしておるのでしょうか。

○松並都市政策課長

まず、コンパクトプラスネットワークについてお答えを申し上げます。急激な人口減少や少子高齢化が今後も見込まれる中、効率的で持続可能な都市経営への転換の観点からコンパクトなまちづくりによる拠点の創出、それから公共交通網による拠点間のネットワークの形成、これが重要となっており、国におきましては、こうした考え方による都市構造をコンパクトプラスネットワークと称しているところでございます。

次に、どういったものをコンパクトにするのかといったお尋ねについてでございます。コンパクトにつきましては、都市における居住や生活サービス機能などを集約あるいは誘導してコンパクトにまとめた集約型の都市、これをコンパクトシティと称しているわけですが、どういったものということについて、あえて申し上げるのならば、都市構造そのものをコンパクトにするものというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。全国的にこういったコンパクト都市みたいな計画はつくられておるんですが、なかなか実行に行くまでが難しい。富山市なんかは結構きちっとやっていて、バス路線なんかも縮小したようですが、私もよく勉強して、この辺、また質問していきたいと思えます。

同じページの上に光駅周辺構想策定事業がありまして、その上と下にワークショップやシンポジウムというのがあります。これは全部、一連に絡んでいると思うんですが、まず、どのようなシンポジウムやワークショップを行うのでしょうか。

○松並都市政策課長

まず、シンポジウムについてお答えを申し上げます。29年度から取り組んでおります光駅周辺地区における基本構想を30年度、取りまとめることとしておりまして、その策定過程での取組みといたしまして、光駅周辺で進めようとしております拠点整備の周知あるいは市民の皆様の意識醸成を図ろうとして、まち全体でこうした機運を高めていこうとすることを目的に行おうとするものでございます。現時点での想定といたしまして、学識

経験者によります基調講演でありましたり、パネルディスカッションといったものを行いながら、来場者、参加者の皆様への周知あるいは意識醸成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、ワークショップについてでございます。予算説明資料、今、出ておりますが、若者ワークショップという名称を付しております。これは、やはり同様に、基本構想策定過程における若い世代の方の意見聴取を目的とするものでございます。想定といたしましては、高校生を除きます18歳から30代程度といったような方にお集まりいただきまして、駅周辺への思い等、計画づくり、構想づくりに生かしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

ワークショップのほうですが、18歳からということで、10代、20代の方を行政の企画に集めるというのは、大変苦勞をされる部分だと思うんですけど、その集め方というのは何か考えておられますでしょうか。

○松並都市政策課長

説明資料の32ページにも少し掲載をさせていただいております。若い世代への声かけの工夫といたしまして、現時点の案でございますけれども、無作為抽出した市民の皆様への個別案内、それから市のフェイスブックなどの活用によりまして、声かけあるいは周知を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

ここは、今聞いても、やっぱり苦勞するだろうなと思う部分です。私もこういうところについては世代が離れてきて、よくわからない状況の中、実際に意味のある、中身のあるワークショップになることを期待します。

光駅の関係ですけれども、シンポジウムであれば参加者、あとはワークショップであれば市民の方がおられます。光駅は誰もが見えますが、やっぱり同じようなバリアフリー化とかコンパクト化した駅を見て、事例を積み重ねて議論しないと、いい議論にならないと思うんですが、そういった先進駅などの視察は行われないのでしょうか。

○松並都市政策課長

先進地の視察にかかります普通旅費などの予算計上はいたしておりません。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

次の項目で、179ページの中段に公園緑地維持管理事業があります。ここの中で市内の

公園を管理しておる。東荷にあります伊藤公記念公園の公園部分についても、ここの中で管理されておるといふことによろしいのか。そして、この伊藤公記念公園は山口ゆめ花博の連携会場だったか、サテライト会場の一つだと思いますが、建設部としては何か企画は考えておられるのでしょうか。

○松並都市政策課長

まず、伊藤公記念公園につきましては、本市管理の都市公園であり、私ども建設部で管理をいたしております。

次に、山口ゆめ花博の関連についてでございますが、仰せのとおり市内3つの連携会場の一つが伊藤公記念公園でございます。建設部といたしましては、伊藤公記念公園でのイベントは予定をいたしておりません。

以上でございます。

○笹井委員

伊藤公記念公園はネットなんかで見ますと、結構いろいろ、写真撮影に使われておる。特に、結婚式の前撮りで使われておるんですね。予算書で言うと17ページに都市計画使用料が入ってきておるので、きちんと手続をした撮影については、この都市計画使用料の中に入ってきておると思いますが、まずそういうことで予算上はよろしいのか、確認したいと思ひます。

○松並都市政策課長

結婚式の前撮りなんかにつきましては、都市公園内で行う許可行為といたしまして、業として行う写真撮影ということで、公園管理者の許可を受けてすることは可能でございます。その際の使用料につきましては、17ページのその他都市公園使用料、こちらで計上しているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

きちんと手続をとってやっていただいて、なおかつ使用料も入るといふことですから、これはばんばんPRしてやってもらったらええんじゃないかと思ひながら、私も似たような企画を過去やってきたときに、写真撮影の料金算定のもとになる面積とかはどのようふうに算定するのかって思ひました。これは大変難しいといふか、その場の雰囲気みたいななんかで決まってしまうところもあるんですけど、その撮影の使用料の算定はどのようになされておるのでしょうか。

○松並都市政策課長

先ほど申し上げました結婚式の前撮りなど、業として行う写真の撮影につきましては、都市公園条例に定めております。これは1日につきカメラ1台、カメラマンのカメラの台数により使用料を定めているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

それは勉強になりました。ちなみにカメラ1台だったらいくらなのか。ちょっとそこまで教えてください。

○松並都市政策課長

業として行う写真撮影につきましては、1日カメラ1台につき390円でございます。
以上でございます。

○笹井委員

わかりました。そういった写真を見ると、確かに伊藤公記念公園の公園部分でいろんな建物を背景に撮影されています。これは、許可もとっているからいいと思うんですけど、よく見ると建物の中でも撮影されておられたりします。建物の中は教育委員会所管だと思うんですが、建設部サイドとしては中の撮影は別の許可が必要ですよとか、あるいは、中は別に許可をとってくださいとか、そういうふうな指導というのはされていますでしょうか。

○松並都市政策課長

窓口で手続きのときに聞き取りをする中で、建物の中というようなことがありましたら、管理をしております現地の事務所、あるいは教育委員会と相談するように申し添えているところでございます。
以上でございます。

○笹井委員

いろんな市役所の手続、特に転入とか子育てとかはワンストップサービスということで、よくやられておると思います。しかし、このことについては、都市政策課と教育委員会、それぞれのところに相談に行ってくれということになっておるんじゃないかと思えます。

もう一つ、確認したいんですけど、結婚式の前撮りは今のように許可をとったらできるということですが、現実的にコスプレはできないというふうに言われています。結婚式はよくて、コスプレがだめな理由、そちらで考える理由がありましたらお答えください。

○松並都市政策課長

コスプレはだめだというのは、私の知る限りではないんですけども、過去に許可をしたケースといたしまして、そういったイベント、催しをされるということで、同じく都市公園内行為の集会その他の催しとして許可をしたことがございます。
以上でございます。

○笹井委員

ある程度、この世界はわかっていますので、私のほうから言いますけど、更衣室として使える場所がないんですね。伊藤公記念公園のところには更衣室がない。あの建物の中を更衣室で借りられるかという、写真撮影の更衣室は基本的にはだめだという教育委員会のほうの判断のようでございます。それを具体的に相談したのか、それとも相談する前にやりたい人がそう判断しているのかは、わからないんですけども、実際に、普通にコスプレをやりたい場合は、まず今の話ですと相談も大変ですし、ハードルがものすごく高い。今年、ゆめ花博の年でもありますし、連携会場にもなっていますんで、ぜひそのへんを博覧会期間中に限ってでも、間口を広げていただければいいんじゃないかと提案させていただきます。

181ページですが、今言いました山口ゆめ花博関係の取り組みが市町村振興事業で280万円計上されております。実行委員会をつくるということは、さっき説明がありましたが、実行委員会の構成と活動のスケジュールはどういうふうになるのでしょうか。

○松並都市政策課長

山口ゆめ花博につきましては、市町デーがございます。こうしたことを本市の魅力発信の好機と捉えまして、全庁挙げての協力体制のもとで、市民の皆様との協働に努めながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。光市の取り組みの円滑かつ効率的な実施のために、いわゆる実行委員会形式で実施することとしておりまして、先ほど来申し上げておりますように、実行委員会を立ち上げることであります。

構成といたしましては、光市、それから教育委員会のほか、観光団体や都市公園の指定管理者などを想定しております。

なお、スケジュールにつきましては、具体的には未定でございますけれども、早いうちに立ち上げてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

実行委員を集めて、その参加のための体制を整えるのは、これは当然だと思うんですけど、その場において、例えば、ゆめ花博に出演したいとか、何か催しをしたいとか、そういうことでの市民に対する参加募集というのは行わないのでしょうか。

○松並都市政策課長

現在、検討を進めているところでございますが、市民の皆様のお力もお借りしながら、円滑に会場運営等をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

でも今年の秋の話ですから、この時期で検討しておって、そんなスケジュールでいいの

かなと、ちょっと疑問を持っているところでございます。

最後の項目です。同じく181ページ、冠山総合公園管理運営事業、予算的には5,900万円計上されています。こちらの冠山総合公園も山口ゆめ花博の連携会場に指定されていると思いますが、どのような企画を実施するのでしょうか。

一般質問でも梅まつりをやっていますというような答えもあったと思うんですけど、山口ゆめ花博があることしに関して、もうこれが済んだら梅まつりになってしまうのかなと、来年なのでよくわからないところがあります。通常の梅まつりと何か違いがありますでしょうか。

○松並都市政策課長

連携会場でのイベント、例年との違いといったことでお答えを申し上げます。一般質問で建設部長がご答弁申し上げましたように、スタンプラリーが始まっておりますほか、現地ではのぼり旗でありましたり、ポスター掲示などでゆめ花博のPRを行っております、機運の醸成に貢献をしているところでございます。

また、例年との違いという意味では、これはフェア本部との調整次第でございますが、可能な範囲で、やまりんやちよるるといったゆるキャラを含みますフェア実行委員会が市内の連携イベントに出向いて、来場者の方に直接PRをしたり、あるいはPRグッズを販売したりといったようなことが想定をされておまして、一昨日、梅まつり最終日に、こうしたことで県のほうからお見えになったところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

そういうPR関係だけじゃなくて、何か光独自のものがあるべきなのではないかなと思います。まだ半年後のことですけども、ただ単に県がつくったものをお披露目だけではなくて、この年は光市としてはこれの企画があるんだみたいなものを期待します。

終わります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

説 明：国広建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは183ページ、市営住宅についてです。2項目お尋ねします。

まず、下から5行目ぐらいに施設解体工事で、南汐浜住宅一部解体工事とあります。これは、一部と書いていますけど、今、2棟とも聞きましたんで、2棟全部除けて更地になるのか、それとも今2棟あるうちの一部を解体して、あとまだ運用するところがあるのか、どちらでしょうか。

○国広建築住宅課長

次年度解体を予定しております南汐浜住宅につきましては、今現在6棟あります。そのうちの2棟が全室空き室となりましたことから、2棟ほど解体する予定としているものです。

以上です。

○笹井委員

済いません。南汐浜と汐浜2区をごっちゃになっていました。南汐浜のほうは2棟を解体するということですが、これは残りの4棟も順次解体していくという方向なのか、それとも2棟解体して、とりあえずはそこで一旦終わりになるのでしょうか。

○国広建築住宅課長

今後も全室空き家になれば、順次、解体をしていく予定としておりますが、それよりも前に入居者説明会等を行って、この住宅は用途廃止になりますので、ほかの住宅に移ってくださいというような説明会を開く対象の住宅にもなっておりますので、ちょっとどちらが先になるかというところは現在申し上げられません。

○笹井委員

わかりました。私としては公共施設マネジメントを進める観点や市の財政に期する観点から、できるだけ土地の販売などにつながるような方向でやってほしいとは考えています。ただ、今、住んでいる人もおってということですから、またそういうことをクリアしながら進めていっていただければと思います。

次に、同じく183ページの市営住宅建設料ですが、今、県住に加えて市住の設計もするから、県に公営住宅建設事業費負担金を払うという説明であったと思います。ここは市住と県住がひつついた形でできるというのは、認識しておるんですが、その入居者募集はどうされるのか。あるいは家賃はどうなるのか。そして、県営と市営の家賃とか駐車場使用料について差があるのでしょうか。

○国広建築住宅課長

基本的には管理運営につきましては、県・市双方で管理運営ということになりますが、このたびは同時期に運用開始ということが予想されますので、入居者の募集方法等、現在、県と協議を重ねているという状況でございます。御質問のお答えに対しましては、今のところお答えできるところまで至っていないというところでございます。

以上です。

○笹井委員

光市内の市営住宅では駐車場使用料をとっていないというのは、私も本会議で説明したところですが、光市内の県営住宅というのは駐車場使用料はとっているのでしょうか。

○国広建築住宅課長

光市内に建設されております県営住宅につきましては、駐車場等もラインも引かれ、整備等も行われているところが全住宅になっております。よって、駐車場料金のほうは県営住宅全て徴収をしている状況です。

以上です。

○笹井委員

そうすることになりますと、溝呂井住宅もできるタイムスケジュールはわかっているわけですが、その段階で、県住を、まずそこだけだだにもならないと思います。ということであれば、同じ一つの建物の中で県住は駐車場有料、市住は無料と、これもどうかと思うったりもするところです。その辺も含めて、今まだ調整中ということなんだろうと思いますが、同じ建物で同じような似たものであれば、きちんと同じ負担を求めるべきだというふうに提言させていただきます。

今回、市住単独じゃなくて、県住併設としたわけですが、どうもいろいろ負担金とかの話聞くに、明確なメリットが見えづらくなっている。私は少なくともそう見えるんですが、県住を併設したことによるメリットというのを改めて説明してください。

○国広建築住宅課長

市営住宅は、既存の住宅からの住みかえが主となっているため、高齢者及び障害者世帯や単身世帯が多く、少人数世帯を主としたタイプの住戸を多く設けるような予定にしております。県営住宅は、子育て世帯を初めとした多人数世帯や他家族世帯、そういった方を目的とした住戸タイプを多く設けるような形としておりまして、異なったタイプの住戸を建設することによって、大和複合型施設等整備基本計画にもありますように、世代や分野を超えた多くの人が集い、出会う、多世代交流の場の創出というところを住機能の側から担うものと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。同じようなタイプですと、同じような家族形態ばかりになって、いろんな進学とか子育てとかでふくそうしてしまうということもありまして、違うタイプのものがつくられておるということは理解しました。そこは考えておられるけど、結局、駐車場の使用料については今現在、まだきちんとした調整が済んでないというふうに理解しました。オープンも、タイムスケジュールも終わりも決まっていますので、ぜひきちんとした調整と対応を、区画が同じであれば同じ料金が当然だと思っております。ひとつ調整のほうをよろしく願いいたします。

○土橋委員

ページはどこでもいいんですが、現在、空き家住宅が何件ぐらいあるんですか。

○国広建築住宅課長

現在、1,226戸の住宅がございまして、約20%弱が空き家という形になっております。

○土橋委員

何でそういう尋ね方をするのかっていうと、申し込みから入居までの日数、これ随分分かるでしょう。

○国広建築住宅課長

今現在、申し込みから入居までの日数ということですがけれども、まず、入居希望者の方に申込書を出していただき、入居の資格審査をして、入居の資格があるということが判断されて、空き家の修繕を行っているという状況でございます。空き家の修繕につきましては、1カ月以内を目安に空き家の修繕を終わらすようにしている状況です。

以上です。

○土橋委員

1カ月がいいか悪いかっていうのは別にしても、民間なら、明日からでもいいですよっていうような、そういう構えですよ。だから、市営住宅もそういうふうな形で早急に対応できるような形にしてもらいたいというふうに思います。

それと、溝呂井住宅は溝呂井住宅でいくんですか。溝呂井住宅は、大塚にできる。大塚にできても名称を溝呂井でいきますかって言っているんです。

○国広建築住宅課長

名称のほうは溝呂井住宅ではないものになるろうかと思っております。まだ正式な決定のものはありません。

○土橋委員

これ、もう前々から言ってきたことなんですが、先ほど来から駐車場の問題が出ておりますけれども、今や一家に2台ぐらいは必ず持っているというのが常識です。もし県住でもできた日には、間違いなく駐車違反が出ますが、駐車違反が起こることを想定をして住宅をつくっているんですか。

○国広建築住宅課長

1世帯当たり1台の駐車場のスペースは確保しようと、この住宅につきましても考えてはおりますが、場所的などところで狭小なため、1世帯で2台のスペース確保は、この住宅についてはできないということで考えております。駐車違反を覚悟でということではありますけれども、一応、車庫証明につきましては一家に1台しか出さないという形を今現在、ほかの住宅で行っておりますので、同様の手法にはなるろうかと思っております。

○土橋委員

車庫証明は県営住宅に住んでいたら絶対に1台はとれるけれども、あとの2台目は絶対にとれませんか。私、ちょっとその辺詳しくないんで。とれるでしょう。

○国広建築住宅課長

隣接した場所で入居者が探されてとることであれば、車庫証明はとることは可能でございますけれども、市営住宅の敷地内で入居者の方が申請された2台目につきましては、車庫証明を出すスペースがないというところで、出していないのが現状でございます。

○土橋委員

心配しているのは、老健施設のところだとか、あるいは今まであった商工会館の前の駐車場とかに、夜ならそんなに問題はないかもしれませんが、トラブルがないような形で準備を進めていかなきゃならんだろうと思っています。されとて、現実問題としてはとめらせんぞというわけにも、いかないと思うんだけど、何か国広課長のほうでうまい方法を考えてもらって、この事業を進めていってもらいたいと要望しておきます。

○大田委員

ちょっとわからないんですが、概要の27ページの右側の黒星の市営住宅の計画的用途廃止事業、予算説明資料では32ページに同じものが載っているんですが、予算書の中にはないんです。これの説明をお願いしたいんですが。

○国広建築住宅課長

予算説明資料の32ページの黒い星、市営住宅計画的用途廃止の1,395万8,000円の内訳といたしまして、南汐浜解体工事590万円、それから解体前に行います便槽の消毒5万8,000円、それから住宅は変わりますが上島田住宅、汐浜2区住宅の方々に引っ越しをしていただく移転補償費350万円、それからその方々が移転先として市営住宅を希望しておられる方につきましては、移転先の市営住宅の修繕料450万円、これを合計いたしまして1,395万8,000円ということになります。

以上です。

○大田委員

移転補償費の350万円というのは、何軒ぐらい予定されているんですか。

○国広建築住宅課長

上島田住宅が6世帯、汐浜2区住宅が5世帯、合計で11世帯の移転を予定しております。以上です。

○大田委員

そしたら、11世帯とういことですが、移転補償費っていうのは1世帯当たりどのぐらい見積もりをされておられますか。

○国広建築住宅課長

1世帯当たり25万円から40万円程度を予定しております。これは世帯によってエアコンが設置してあるとか、電話を引いているとか、そういった付帯施設の移転も伴いますので、差異が出ていると考えていただければと思います。

以上です。

○大田委員

古い住宅だから移転すると、新しい住宅になったら家賃が上がるじゃろうと思うんですが、古い家賃のままで入れるんでしょうか。

○国広建築住宅課長

家賃についても当然、新しいところに行けば家賃が高くなるということで、今の家賃と差異が出るというところではございますが、この辺は経過措置がございまして、5年かけて本来の家賃のところへ上がっていくというような経過措置の適用を今回しようと思っております。

以上です。

○大田委員

わかりました。そこから出られる方にとっては最大限の配慮をしてあげてもらいたいと思います。

また、収入のことでちょっとお聞きしたいんですが、一般質問でも同僚議員が聞いておるんですが、市営住宅の収納率で現年度が98%、過年度分が11%と、結構、回収率がよくなったと思うんです。そこは何か努力されているのかわかるようなことがあるんですか。

○国広建築住宅課長

収納率につきましては、現在、県内の13市の平均を上回っているというところが現状でございます。

収納率向上に向けた取り組みというところではございますが、この二、三年、口座振替率が近隣の市に比較して低かったことがございましたので、現在、家賃の口座振替率の向上に向けた取り組みを行っております。具体的な取り組みといたしましては、新規の入居者には入居の前に、もう口座振替の手続きを行っていただくとか、今、納付書でお支払いの方がいらっしゃいましたら、直接、御自宅のほうに訪問して口座振替の手続きを行うように依頼していくという取り組みをしております。現状で申しますと、この口座振替率も近隣の市に何とか追いついてきたという状況になっております。また、口座振替率の向上につきましては、収納率向上対策プランにおいても口座振替率の向上を目標にしているところでございます。

以上です。

○大田委員

口座振替によって収納率が上がったということです。今までは持ってきてもらうて、収納があまり上がらなかったというんで、今後とも口座振替で収納率を上げていてもらいたいと思います。

終わります。

○西村委員

181ページ、山口ゆめ花博の振興というので、伊藤公の会場がゆめ花博の会場になるというような説明があったかと思うんですが、伊藤公前の道路は市の道路でしたか、県の道路でしたか、ちょっと教えてください。

○酒向道路河川課長

県道になります。

○西村委員

それじゃあ県に対して要望をぜひしてほしいんですが、伊藤公前の植え込み、草ぼうぼうで、見るにたえない。いつか議員の方がボランティアで、その草刈りとか剪定をしてくれたのを見かけたことがあります。県のほうにも、ぜひ会場にするのであれば、伊藤公前の植え込みはきれいにして、美観を保ってほしいと思います。もしできないようであれば、当方のほうできれいにさせてもらうというようなことを添えて、ひとつお願いをいたします。

以上です。

○大田委員

予算書にはないんですが、ぜひとも予算に取り上げてもらいたいと思っているんですが、ハザードマップが配付されたんですね。この配布は、いつ認定で、いつ配付されたんですかね。

○橋本監理課長

その土砂災害警戒区域の指定につきましては、平成28年度の12月に指定されております。その後、今、お手持ちのハザードマップを作成いたしまして、平成29年5月の広報と一緒に配付しております。

○大田委員

この中にレッドゾーンというのがあるんですね。レッドゾーンは、家を今後建ててはいけない。また、増築とかするときには、補強をして建てなさいとうたってあるから、建てようと思ったら、補強工事なんかして、すごいお金がかかるんですよ。その中で、市営の土地の虹ヶ丘公園の下にレッドゾーンができて、家を建てようと思ってても建てられない状況になっておるわけです。それは土地開発公社が以前、土地開発公社の基準におい

て造成したんだろうと思うんですが、建てられないというのであれば、土地開発公社の基準もおかしかったんか、以前建てられた基準はそのままじゃったんだろうと思うんです。新しく、こういうふうにレッドゾーンになった場合において、都市公園のほうで、今回、私は予算がついちよるじゃろうと思ったんですが、ついてなかったんです。そのところはこういうふうに思っておられるのか、お聞きしたいと思うんですが。

○松並都市政策課長

公園管理の観点でお答えを申し上げます。

まず、土砂災害特別警戒区域などの指定は、住民の生命、身体を守るため、警戒避難体制の整備や、あるいは建築物の構造規制といったソフト対策を目的にしているものでございます。指定を受けた土地の対策工事を行うことは必ずしも連動していないと認識しております。仰せのように、虹ヶ丘公園の南側の法面の一部は、隣接する民地にかけてレッドゾーンに指定されておりますが、現時点では、この対策をする予定はございませんし、このたびの予算にも計上はいたしておりません。

以上でございます。

○大田委員

計上しておりませんかと言われたんですが、レッドゾーンになったときにおいて、そこに以前から土地を持っておられて、新しく家を建てようと思ったら家が建てられない。レッドゾーンのところで土砂災害に対する擁壁ないし人口建造物で重力型の擁壁なんかを建てるとなると、全域にやらずに自分の家は建てられないと思うんですよね。そうなると、やっぱり、市が造成した土地であって、今現在も、法面の下までは市の土地なんですよ。それがレッドゾーンになって建てられないということは、なかなか複雑な問題になるじゃろうと思うんです。そのところも解除されたらいいんだろうと思うんですが、解除もできないだろうというので、民間が市の土地に対する法面をつくるっちゅうのもどうかなと思うんですよ。そのところの規制なんかを緩やかにしてもらうたほうがええんじゃないかと思うんですが、どういうふうに考えておられるんですか。

○橋本監理課長

土砂災害防止法上は特別警戒区域に指定された土地の所有者が対策をなさいというところまでは求められておらないのが実情で、公園に限らず、そういった箇所が多数あるとは思いますが、まずはソフト対策として警戒避難体制の整備を図るなど、土砂災害防止のために日ごろから備えを心がけて、降雨時には早めに避難をしていただくようお願いしているところが実情でございます。

○大田委員

実際にそこに住んでおられる方はそうかもわかりませんが、今から住もうと思うために土地を買われた場合なんかは、建てられない。高い土地代を払って、せっかく住もうと思っておられている人が、家を建てられないということは、何か理不尽な感じが私はして

おるんですね。だから、防災上の観点からも市民の安心安全のために、市の土地に対する防災措置なんかってというのは、今後とも住民の安全安心のために、予算計上していただきたいと思います。こういう虹ヶ丘公園のようなところが市内各地、約700何カ所、大分あると思うんですが、そういうところをちょっと調べてもろうて、またお知らせ願いたいと思うんです。また、今後は改善していただきたいと思います。要望といたします。よろしく申し上げます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第26号 市営土地改良事業計画の変更について

説 明：酒谷農業耕地課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成30年度光市一般会計予算（経済部所管分）

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

163ページの光ブランド創出事業で、概要の17ページにも上がっているんですが、その詳しい説明をお願いしたいと思うんですが。

○芳岡商工観光課長

光ブランド創出事業は、12月の本委員会で中間報告、そして、この後、改めて最終案を報告させていただくこととしております。光市観光アクションプランの施策例に掲げた、光という名前や地域資源を活用した魅力のある土産品や特産品の開発促進の具現化策の一つとして平成30年度から新たに取り組むものです。

詳細については、これから制度設計を進めていくこととなりますが、現時点におきましては、光市の土産品としてふさわしいものにするため、光の名前を入れた飲食物土産に特化し、光を訪れた人や市外へ出かける人にとって第一印象となる見た目のデザインも含めて、手土産として手に取りたくなる商品の新規開発または既存商品のパッケージ改良等にかかる経費に対して、その一部を補助していくものでございます。

さらに、土産品としてさらなる価値を付加するため、こうした商品等の中から優れた商品のブランド認定を行い、商品PRにも取り組んでまいりたいと考えております。

また、こうした取り組みの機運を高めるため、土産品開発の成功事例から学ぶセミナーと合わせて、土産品を手がける人とパッケージやネーミングを考えるデザイナー・プランナーのマッチングの機会を設けたいと考えております。

以上です。

○大田委員

そのブランド品認定とかされた場合には、それに対する懸賞金とか報奨金とか出るのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

ブランド認定におきましては、認定証は作りますが、具体的には検討中でございます。

○大田委員

せっかく新しく光の名がついたり、光名産のお土産物とか食べ物とか作っておられる商店の方に対しても、大小、そういうふうな補助金を出すような感じで今後ともいってもらいたいと思います。

次に移ります。165ページの周南広域観光連携推進協議会負担金32万9,000円について、この取組状況と事業計画などがありましたら教えてください。

○芳岡商工観光課長

周南広域観光連携推進協議会の取組状況と新年度事業について、ご質問いただきました。周南広域観光連携推進協議会は、平成29年の幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーンや平成30年に明治維新150年を迎えるに当たり、県下で平成26年度から継続して、やまぐち幕末ISHIN祭として取り組まれている大型観光キャンペーンを活用し、周南地域への観光誘客促進を図るため、協議会事業として県外での観光誘客プロモーションの実施や受入態勢を整えるべく、観光ボランティアの育成等に努めております。

平成30年度は、平成28年度から観光周遊促進事業で取り組んできました周南市・下松市・光市SETOUCHIまちドラガイドブックの内容を一部見直して継続実施するほか、平成29年度に新たな試みとして実施した広島東洋カープわがまち魅力発信隊でもプロモーションを継続して行う予定としております。また、人材育成事業として、市民、観光関係団体、地域の学生などにも参加を呼びかけ、おもてなし講演会を開催する予定としております。

以上です。

○大田委員

それを具体化して観光客が来るような催し物なんかをして、光という地域を今後とも発展していってもらいたいと思います。

次に移ります。予算説明資料の76ページに光市観光協会事業分としてうたっているんですが、光市観光協会、29年度には1,190万7,000円から今度は30年度1,293万7,000円と上がっているんですが、どうしてこうなったのかちょっと教えてほしいんですが。

○芳岡商工観光課長

予算説明資料の76ページ、光市観光協会補助金の増額について、ご質問をいただきました。まず、観光協会が所有し、イベント等において観光PRに使用しております、はっぴの更新と新たにPR用の観光のぼりを作成することとしております。はっぴは、県の観光キャンペーンやレノファ山口のホームゲームでのPRなどで県内外を問わずPR機会が年々増加している中、現在使用しているはっぴは、作成から20年近くを経過し、旧光市の市章がついたままのもので、かつ使用できる枚数も少なくなっている状態です。また、のぼりについては、現在、光市をPRするものがなく、イベント会場において他の自治体等と比較をした場合、光市のブースが目立たないといった声も寄せられておりますことから、イベントにおける光市の観光PR効果を高めるために、はっぴ及びのぼりを作成するものでございます。

以上です。

○大田委員

その、はっぴやのぼりのデザインちゅうのは、市が公募するんですか。それとも市独自で、市の中で考えてやるんですか。

○芳岡商工観光課長

こちらは、観光協会への補助金であり、今後、観光協会のほうで検討されることとなりますが、その辺の計画、デザイン等については、まだ決まっていない、これからだと聞いております。

○大田委員

これだけ増額されているんですが、はっぴとのぼりを実際どのぐらいつくるつもりなんですか。

○芳岡商工観光課長

はっぴものぼりも10枚程度です。

○大田委員

10枚程度でそんなに高くなるんですか。

○芳岡商工観光課長

訂正させていただきます。のぼりは20枚程度を予定しております。

○大田委員

ぜひ、作られたら見てみたいと思います。よろしく申し上げます。終わります。

○岸本委員

163ページの企業立地推進事業についてご質問いたします。次年度、30年度は山口県推進課とか、東京都の推進事務所、大阪にも推進事務所がありますけど、そことの連携をどのようにされていくか。具体的な計画でもありましたらよろしくご願ひいたします。

○芳岡商工観光課長

企業が進出を考えられるときには、光市にピンポイントで声がかかれば一番いいのですが、まず、西日本であったり、山口県であったりといった大きな方向で考えられますので、県の東京営業本部や大阪営業本部に連絡があろうかと思ひます。そうした場合は、直ちに県の企業立地推進課または直接私どものほうに連絡をいただくことになっており、その後、私どもから企業に連絡を取って、ご説明をすることもありますし、改めて東京営業本部、大阪営業本部から企業にお答えを返すこともあります。また、さらに、光市の現地を見てみたいという話があれば、県や私どもと一緒にご説明をさせていただくことになろうと思ひます。

以上です。

○岸本委員

スピード感を持って、小さな企業でも立地していくんだという意気込みを、次年度も継続して持たれて、頑張っていたいただきたいと思ひます。

以上です。

○笹井委員

まず、161ページ、バスのことから聞いてみたいと思ひます。民間バスの運行助成事業の中に広域乗合バスの補助金があります。これは、先ほどの説明ですと防長バスということですが、まず、この中でも何路線かあると思ひますので、補助金の路線ごとの内訳がわかりましたら教えてください。

○芳岡商工観光課長

広域乗合バス支援事業は、平成29年度と同様に防長交通が運行する光市役所前から周防方面を経由し、周南市の旧熊毛町方面に向けた路線に対して補助するもので、平成30年度予算における補助金1,517万円の内訳は、兼清線444万9,000円、岩狩経由兼清線292万

5,000円、筏場線228万8,000円、高水駅線551万1,000円となっております。

以上です。

○笹井委員

今、高水と言われましたが、従前は、もっとすごい山の奥まで行っちゃったのが、とりあえず高水駅行きになってバス表示も変わったんですけど、これは別に光市の補助金の支出の要件としては全然関係ないわけでしょうか。

○芳岡商工観光課長

こちらは、以前は魚切まで走っておりましたが、平成29年10月に周南市と事業者等の協議により高水駅まで路線短縮となっております。補助額は関係市の距離案分となりますので、この路線に関しては光市の総距離に対する案分率が若干上がっております。

以上です。

○笹井委員

総距離に対しての案分率が上がったということは、路線は縮小したけど光市の負担は増えたということではよろしいのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

案分率は上がりましたが、総距離が短縮し、経費の減少が考えられますが、最終的にどうなるかは、まだ計画段階であり、把握をしておりません。

以上です。

○笹井委員

ルールはルールで総距離の案分なんでしょうけど、周南市側の距離が減ったから光市の持ち出しが増えたというのは、何か納得いきかねるようなところもあり、結果精算の作業がどこかであるのかなと思います。

次の路線行きましょう。地方バス路線のほうですが、今の説明では、防長バスが周防を通過して兼清に行くやつと、それから海回りのやつと、それに加えてJ Rバスも今年度から対象になったというふうに聞きました。一応、この地方バスの498万円の内訳を教えてください。そして、中国J Rバスを今回初めて補助する理由は何なのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

地方バス路線維持対策事業の内訳でございます。平成29年度と同様に、防長交通が運行する徳山駅前から柳井駅前の路線に対して359万5,000円、それから徳山駅から兼清へ行く路線に対して47万円、それに加えて平成30年度から新たに中国J Rバス株式会社の運行する室積公園口から下松タウンセンターへ行く路線に対して91万6,000円を補助することとしております。

中国J Rバスが運行する路線系統につきましては、平成29年10月から平成30年9月ま

での運行計画が国庫補助及び県補助の補助要件を満たし、補助金交付の内示を受けたことから、欠損額から国・県補助額を差し引いた残りの金額を関係市とともに光市相当分を負担しようとするものでございます。

以上です。

○笹井委員

今までJRバスは、過去から何とかぎりぎり独立採算事業であったと。その昔はドル箱だった時代もあると聞いておるわけですが、結果、去年まで補助の対象にはしていなかったわけです。今、補助要件になったから補助するんだということですけど、その補助要件ってというのは何なんですか。人数とか収益とか、要件で数字の定めがあるんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

国・県補助の要件ということでございますが、バス運行事業者が国や県から補助金の交付を受けるためには、まず、複数の市町をまたぐ路線であること、それから平日1日当たり3回以上運行すること、それから1日の輸送人員が15人以上であることなど条件がございます。以上です。

○笹井委員

今の複数市町3回以上、15人以上、それはクリアしておると思うんですけど、黒字なのか赤字なのか。赤字だから補助すると思うんですけど、その収支の確認というのは、市当局としてはされていないんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

当然に、欠損額に対して補助するものとなります。まずは国・県の補助金監査が行われ、その後市に交付申請がされるようになっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。逆に、今まで黒字だったのが欠損になったというのは、ちょっと残念な気もいたしますし、それが今、見込みであれば91万円の補助金で何とか運営できる状況になるというふうに理解をいたします。

今までこのJRバス路線については、補助事業じゃなくて、市とは直接、認可的あるいは収支的なやりとりがないので、乗降者数とかが決算付属資料の中に入っていませんでした。今後は他の補助路線と同様に、きちんと決算時において利用者数などの報告があると解釈してよろしいんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

新年度の新たな事業であるため、事業者からこういった形で補助申請がなされるのか

が未確定の部分もございますが、室積公園口と下松タウンセンターを結ぶ補助対象系統の輸送人員については、他事業者の補助系統と同様に平成30年度決算で合わせてお示しをしております主要施策の成果への掲載について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○笹井委員

当然、市の補助金を出しているものに関しては、それがどの程度利用されておるのかっていうのは、私どもが確認する義務があり、責任があると思います。過去にも同僚議員がその人数が出ていないということで随分長い間追及されて、今、補助路線については全部わかるようになったという、その対応は評価したいと思いますし、JRバスについては、その部分についても報告をされるよう期待します。特に、下松のほうに延びましたんで、やっぱり光駅から光市側と光駅から下松側がどれだけ利用できているのかっていうのは、個人的に興味を持っているところでもございますので、また決算のときにお尋ねしたいと思います。

次の項目にまいります。161ページ、光まつり380万円でございます。これ、例年と同額かなと思うんですけど、企画内容についても例年と同様なんでしょうか。それとも、今年は明治維新150年ということで、何か特別な催しがありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

161ページ、光まつり交付金380万円へのお尋ねでございます。平成29年度予算額と同額となっておりますが、平成30年度の開催については商工会議所や商工業者等で構成する光まつり実行委員会の事務局から大枠として例年同様に光市民ホール周辺を会場にパレードやステージイベント、物品販売等の実施を想定しているとお聞きをしております。さらに具体的な内容については、今後開催される実行委員会において協議され、決定されるものと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。ちょっと飛んでしまいましたが、上へ戻ってバスロケーションシステムについてです。先ほど説明で、スマートフォンとかで場所がわかるようにするという、そういう整備なんだということですけど、これは光市単独なんでしょうか。それとも山口県全域で、バス会社もいろいろありますけど、それが全部網羅されておるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

バスロケーションシステムの導入は、県内の主なバス事業者が導入することとしており、路線がある関係市町でそれぞれ負担することとなっております。

以上です。

○笹井委員

そこまで言ってもらったら、もうあと一つ、防長バス、JRバス、それから西日本バスネットサービスが入っておるのか、ないのか、そこをちょっと確認したいと思います。

○芳岡商工観光課長

現在、システムの導入を検討している業者は、中国JRバス、防長交通の2社でございます。

以上です。

○笹井委員

今のでわかりましたが、一応確認ですけど、光市営バスは入ってないんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

入っておりません。

○笹井委員

了解しました。了解というか、とりあえず状況はわかりました。

次の項目、163ページ中段のほうに事業所設置奨励金267万円があります。去年の予算書を見ると2億4,670万円で随分減っておるんですけども、この減額理由は何でしょうか。

○芳岡商工観光課長

事業所設置奨励金について、昨年度が2億4,670万円、平成30年度予算は、267万2,000円で、比較すると大幅な減額となっております。これは平成30年度の交付対象事業者の固定資産税額が大幅に減少したためでございます。

以上です。

○笹井委員

いつもこの項目のときに、どこの事業者なんかと聞いても結局返事は一緒で、名前は問いませんが、対象となる事業所の数と、その対象相手というのは一緒なんですか。それともどこかの事業所は対象から外れたということなんですか。

○芳岡商工観光課長

昨年度と比較しまして、昨年度は3事業所、今年度が2事業所です。昨年度から継続して補助対象となる事業所が1社、それから新たに補助対象となる事業所が1社でございます。

以上です。

○笹井委員

とりあえず、現状は認識いたしました。

ちょっと上のほうに行きますが、中小企業金融対策預託金が3億いくらありまして、こ

のたび事業継承について融資制度を拡充するのか、新たに設けるのかだったかと思いますが、その融資制度というのはどういうふうなものなのか。継承される事業者からすると、そういうふうなご利益のある制度なんではないでしょうか。

○芳岡商工観光課長

事業継承制度の概要につきましては、このたび議会の一般質問で部長より説明をさせていただいておりますが、商工会議所からの平成30年度要望の中で事業継承対策が喫緊に取り組むべき重点課題であり、円滑な事業承継を促進するため、補助金制度の創設など、さらなる支援拡充について御要望を受けたところです。

これらを踏まえ、平成30年度から市の小口融資の資金の一つに新たに事業承継資金を設置し、事業を引き継いだ事業者の円滑な資金調達を支援したいと考えております。

具体的には、今後、山口県信用保証協会や金融機関、商工会議所や商工会と協議・調整をしながら制度設計を進めてまいります。まず、融資利率は現行の長期資金、短期資金の基準金利から大幅に引き下げ、創業資金の特定創業支援事業認定者に適用する優遇金利と同程度の利率を適用する方向で調整をしたいと考えております。

また、信用保証協会に納める保証料につきましては、他の小口融資の資金と同様に融資を受ける事業者に代わって、本市が全額を負担したいと考えております。

以上です。

○笹井委員

金利が何ぼぐらいまでわかればよかったんですけど、今、数字がなかったんで、今後も聞いていきたいと思えます。保証料がないというのは、確かに事業所側にとってはご利益のあることかなと思うんですが、ただ、市内を見渡しますと、いろんな事業者がどんどん閉めてきておるといことですが、それに対して、融資制度だけで対応できるのか。なかなか難しいんですけど、後継者の紹介とか、チャレンジみたいなもの、そこにやっぱり手を突っ込んでいかなきゃいけないんじゃないかなと私は思っているところなんです。市として事業の継承者の紹介などは行わないのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

この度の事業資金は事業を譲り受けた人を支援対象としておりますが、一方で、現在事業を営まれている事業者のうち、どれくらいの事業者が後継者等の課題を有していらっしゃるのかなど、まず現状を把握する必要もあろうかと思えます。会議所では平成28年度において、県の事業承継実態調査の一環として、全ての会員に対して後継者の決定状況などの調査を行ったという実績がございますが、こうした会議所等を通じて、まずはそういった現状を把握して、相談に応じれる体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

私もいろんな事業所仲間がおりまして、閉めたとことか、これから閉めるとこなんかも

話を聞きました。なかなか自分の直系の後継者もやらない、いろいろチャレンジはしてみたけど結局続かなかったみたいなどころがありまして、そこをどういうふうにうまいことつなげていくのか、大変難しい課題だと感じております。

さっきも同僚議員のほうから質問がありましたが、ブランド化について市の予算で上がってきています。市内のいろんな団体から要望とか、あるいは一緒になって、このブランド創設をしましょうっていう連携体制はありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

光ブランド創出事業についてご質問をいただきました。このたびの光市観光アクションプラン策定懇話会において、観光協会を始め、商工会議所、商工会、料飲組合、菓子工業組合、また観光文化施設、旅行業、宿泊業などから選出された委員の方々から、光はこれだというもの売り出していくとよいのではないかなど、光市らしい土産品を望む意見や要望を数多くいただいたところです。また、転出や転入者を対象にした観光に関するアンケートからもお土産物の充実が上げられたところです。

こうしたことから、このたびのプランの施策例の一つに光という名前や地域資源を開発した土産品、特産品の開発を掲げ、光ブランド創出事業に取り組むこととしております。

先ほど申しました懇話会を構成する各団体から多くの要望も上がっておりますので、今後も連携が図られるものと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。市だけではなくて関係団体からの要望もあるというふうに理解をいたしました。

最後の項目、165ページ、梅まつりと観光協会がこのページに載っていますんで、一遍に聞きますが、今年がゆめ花博の年ですので、梅まつりも何かゆめ花博関係の取組みがありますでしょうか。また、観光協会でもそういうゆめ花博関係の取組みというのはありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

新年度予算における梅まつり実施体制強化事業交付金270万円は、来年、ちょうど1年後になりますが、平成31年2月から開催する第32回梅まつりの開催に向けた予算でございますので、その時期には既に山口ゆめ花博は終了しているため、予算上、協議会での取組みはございません。

しかしながら、本年度、平成29年度の交付金を基に先日3月4日まで行われておりました第31回梅まつりにおきましては、山口ゆめ花博との連携イベントとして、3月3日に山口県によるブースが設置され、観光PRだけでなく、グッズ配布やスタンプラリーの紹介、さらに期間中のナイトプログラム「夢のたね」に使う素材への協力など、積極的に呼びかけを行ったところでございます。

また、観光協会では、既に花館において、花博のポスターの掲出やチラシ、ポケットテ

イッシュの配布を行うなど、花博開催に向けてPRを行っているところでございます。

また、こちらも昨年のお話ではございますが、5月に行った春のバラまつり期間中に県によるPRブースを設置し、ちよるもPRに駆けつけ、チラシの配布や認知度調査などを行ったところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

3月3日に山口県ブースが設置されたということで、私不勉強だったのか、全然知りませんでした。これについて、何か市の広報とか、発表とかでPRみたいなものはされたのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

広報によるPRは行っておりません。

○笹井委員

広報以外でもいいですけど、何か、こういうのがありますから来てくださいという、そういう活動みたいなものはされたのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

商工観光課では、PRは行っておりません。

○笹井委員

取組みとしては、山口ゆめ花博を半年前に迎えて、県のゆめ花博PRブースがあるということは、大変いい取組みだと思えるんですけども、それが設置はしたけどPRされていないというのは、ちょっと疑問に思うところです。これは終わってしまったことですので、もったいないなという感想を残して終わります。

○磯部委員

簡潔明瞭に2点だけお聞かせください。

まず1点目ですけれども、先ほどから2人の議員さんから161ページのバスロケーションシステム並びに地域公共交通協議会交付金のところでワークショップの開催というふうにお聞きいたしております。私は、今、公共交通の存続、そういう意味においてでも、このあたりのワークショップで、私たちも含めて、普段、運転する方のご協力なしには、このあたりのことができないと思っております。そのあたりのご回答もあるやに聞いたんですけども、このあたりをもう少し、ワークショップのやり方、市民の御協力をいかに周知徹底していくかということについて、どのようにお考えなのかを1点お聞きしたいと思っております。

○芳岡商工観光課長

地域公共交通形成事業として行いますワークショップについては、地域公共交通網形成計画において、島田駅周辺における交通網の整備を掲げており、今月には島田駅周辺地域2カ所を対象に、市が国からの補助金を得て作成した公共交通利用促進冊子を用いて、公共交通利用促進説明会を開催し、計画の概要を説明するなど、本市の公共交通の現状や課題、今後の施策展開の考え方等について説明することとしております。

さらに引き続いて、平成30年度には同地域においてワークショップを開催し、地域に必要な公共交通のあり方や、利用率向上に向けた取組み、新たな地域内交通について意見交換などを行ってまいりたいと考えております。詳細につきましては、今後実施される協議会において検討していくこととなります。

以上です。

○磯部委員

このあたりを重点的に行うということで、市民の協力、周知徹底、現状の把握ということをしかりと周知していただきながら、次につなげていかれるよう期待をしております。

そして、もう1点目ですけれども、163ページ、先ほどから光ブランド、このあたりの質問も何人かの議員さんが言われましたけれども、私、これ非常に期待しているところなんです。女性観光客も非常に多い冠山や伊藤公、このあたりで女性らしい、買いやすい商品、そういうものを求めていらっしゃると思うんです。このたびは飲食物に限定されるというふうにもお聞きしましたが、新しいもののみだけでなく、既存のものパッケージとかデザインのご説明がありましたけれども、もう少し、このあたりをご説明いただけますか。

○芳岡商工観光課長

観光事業に取り組むに当たって、市内において土産品が少ない、なかなか持っていく物がないんだよという声が数多く寄せられているところであります。今までは特産品だけに目を付けて、新たに地元の素材を使った食べ物を作ることに注力していましたが、このたびは、まず、手に取ってもらえる、お土産屋などでまず、最初にパッと目を引く、そういった物も対象にしようということで、既存の物であっても、このたびの事業対象となるよう検討しております。

以上です。

○磯部委員

私が理解したのは、例えば、地域で昔からある、今まで商品として非常にいい商品を作っていたけれども、パッケージやそういうものを変えることによって、非常に売り上げも伸びたということを聞いております。そのような形で、既存のものでもパッケージやデザイン、そのあたりにも補助の対象になるという認識でよろしいのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

はい、そのとおりでございます。

○磯部委員

デザイン力というのは非常に大きなウエートがかかると思いますので、これには大いに期待をしておきたいと思います。ありがとうございます。

説 明：國本農業委員会事務局長～別紙

質 疑：なし

説 明：酒谷農業耕地課長～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは141ページ、農業振興対策助成事業の中で、このたび新規事業として中段に6次産業化促進事業、予算的には90万円ついております。商品化するに当たって、加工のための機械に対して3分の1を助成するというような説明であったと思います。これは、基本的にはどなた、あるいはどういう団体が何のための機械を今回買うのでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

本事業は、本市の6次産業化を促進するため、今年度末に改定する第3次光市地産地消プランに基づき、農林漁業者による6次産業化の促進を進める施策を具現化するため、新たな事業を行おうとするもので、これまでの第2次光市地産地消プランに基づいて実施してきた6次産業化農・商・工連携事業補助金での課題を踏まえた上で制度を再構築するものでございます。

ポイントといたしましては、農林漁業者による主体的な取り組みをより一層進めていくために、ハード事業に特化した形で特産品の商品化に向けた初期段階の環境を整えてまいりたいと思います。

制度設計はこれからになりますが、農林漁業者による6次産業化の取り組みを一層進めていくため、地元農林水産物を加工するための機械や設備の整備にかかる経費の3分の1を支援し、特産品の商品化に向けた初期段階の環境を整えようとするものでございます。上限は30万円以内としようとしております。したがって、特定の事業者に対する補助ではなく、広く事業に取り組む農林漁業者を募集することとしております。

○笹井委員

今から募集して決めるわけですか。私はてっきり、例えば、豆を擦るための臼とか、大根を切るための機械とか、そんなものがもう決まって、この予算立てされておるんじゃないかと認識しておったんですが、今からこの対象事業を募集するという事によろしい

んでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

そうですね。今から広く6次産業化を促進するために募集しまして、審査を行い、補助するものでございます。対象事業としましては、加工用機械の購入費用や設備の費用でございます。例としましては、業務用のオーブン、食器乾燥機、ミキサーやフライヤーなど、加工に必要なものでございます。

○笹井委員

今からというふうに理解しました。

最後ですけれども、里の厨については、これは農業拠点施設管理運営事業で指定管理でやっています。支出的には126万円と小さいですけど、指定管理で運営されて、随分収益とか利用もあると認識しております。里の厨も山口ゆめ花博との連携会場となっておりますのでございますが、何か取り組みがあるのでしょうか。イチゴフェアなんかが事例として上がっておった感じがあるんですが、これを含めてゆめ花博との関係で何か取り組んでいることをお知らせください。

○酒谷農業耕地課長

里の厨のイチゴフェアは、例年、イチゴの生産の最盛期となる3月中下旬に開催しており、今年は3月24日土曜日と25日の日曜日に市内の農家が丹精込めて育てたさまざまな品種のイチゴやイチゴを使った加工品を販売するほか、イチゴスイーツづくり体験などを行う予定にしております。

里の厨は山口夢花博の連携会場に位置づけられておりまして、連携会場間での周遊を促すということで、地域振興と山口ゆめ花博をPRするスタンプラリーの実施やポスター掲示などを行っておりますほか、今後は入場前売り券の販売についても直売所を運営する里の厨事業協同組合に協力してもらう予定にしております。

こうしたことから、イチゴフェアの当日は、山口ゆめ花博の連携会場としてチラシの配布を初め、PRグッズの配布を予定しているところでございます。

なお、イチゴフェアのほかに山口ゆめ花博に関係する施策については、7月に実施予定の「創業祭」、9月に実施予定の「新米まつり」などにおきましてPR活動をする予定にしております。その他については、現時点では未定でございます。

以上でございます。

○笹井委員

いろいろ言いたいことは既に言ってしまいましたので、終わります。

説 明：弥益水産林業課長～別紙

質 疑

○大田委員

149ページの有害鳥獣対策事業において、有害鳥獣捕獲奨励金275万4,000円で、イノシシ、サル、カラス、小動物、その他にシカと言われたように思います。シカと小動物というのは今までなかったような記憶があるんですが、なぜシカと小動物がなったんでしょうか。

○弥益水産林業課長

小動物は、ヌートリア、タヌキ、アナグマ及びイタチの4種類です。シカ、小動物については、被害実態はございませんでしたが、この4月、10月に目撃をされております。ヌートリアにつきましても、今年度に入りまして目撃等々いただきまして、30年度より捕獲奨励金を設定することとして予算計上をしております。

以上です。

○大田委員

シカを捕獲する場合は、イノシシと同じような箱わなとか、足にかかるワイヤーわななんかで奨励するわけですか。

○弥益水産林業課長

委員おっしゃられましたシカにつきましては、くくりわなで捕獲、ヌートリアにつきましては箱わなで捕獲を予定をしております。

以上です。

○大田委員

来んことを願っております。

それと次の151ページ、有害鳥獣捕獲対策協議会交付金87万1,000円ですが、今説明では協議会に交付すると言われたように思いました。30ページには集落ぐるみによる大規模な有害鳥獣防止施設、ワイヤーメッシュ等の設置というふうに書いてあるんですが、そのところを説明よろしくお願いいたします。

○弥益水産林業課長

この取り組みは、地域と一体となって取り組む事業でございます。事業実施主体は、光市有害鳥獣捕獲対策協議会となります。

以上です。

○大田委員

この光市有害鳥獣対策協議会というのはどこにあるんですか。

○弥益水産林業課長

本市におきまして、猟友会、捕獲隊、J A南すおう他で構成されている協議会ござい

ます。

以上です。

○大田委員

猟友会とか捕獲隊と一緒に入っちゃう協議会。

○弥益水産林業課長

各種団体等で構成されております。

○大田委員

ここに、集落ぐるみによる大規模な有害鳥獣防止施設、ワイヤーメッシュ等の設置とありますが、これはどう理解したらいいんですか。

○弥益水産林業課長

この事業は県に対して、光市有害鳥獣捕獲対策協議会として要望しており、共同作業で防護柵を設置して鳥獣被害を防ぐというところでございます。その設置作業におきましては、地域の方のお力をおかりしまして、設置するものでございます。

○大田委員

私が思ったのは、これは佐田地区なんかが集落ぐるみでやるところのワイヤーメッシュの補助金で、それに対して有害鳥獣対策協議会っていうのをつくってやるのかなと思ったんですが、そうじゃなかったんですね。

○藤井経済部次長

少し補足させていただきます。事業主体は、現在、市が設置している「光市鳥獣捕獲対策協議会」であり、これは事務処理上は、協議会が行うわけですが現地の整備作業については、地元の農家や地域住民の方に参加いただき、国の交付金で購入した資材によって防護柵を設置するといった事業でございます。

○大田委員

協議会がその場所に行ってワイヤーメッシュなんかも決めて、設置するようになるわけですか。

○吉本経済部長

まず、最初から整理をさせていただきたいと思うんですが、予算説明資料で委員さんがお尋ねになった87万1,000円の交付金は、先ほどから申し上げておりますように、協議会に対する交付金でございます。それともう1つ、その上に鳥獣被害防止対策事業補助金というのが250万円ほどございます。これは、これまでどおりの農家の皆さんが、例えば防護柵であったり、ワイヤーメッシュであったり、そういうのを設置される場合の補助金で

ございます。

先ほどからご質問のテーマになっておりましたのが、地域ぐるみによる大規模な防護柵ということなんですけども、これは国の補助金を活用して、お金の流れが市の一般会計を通るのではなくて、先ほどの協議会に直接、入ってくるんです。そこに入ってきて、協議会がそこで支出をするというものでございます。ですから、この一般会計の予算書には出てこないんですけれども、ただ、この協議会は事務局が光市、それから先ほど課長が申し上げたように、光地区の猟友会であったり、JAであったり、それから鳥獣保護員であったり、漁協、周南農林等々の関係者が集まった協議会です。ここが、その予算の歳出としてお金を出す、要は事業をするということになります。

ただ、今回の事業の前提としておりますのは、地域の人に実際に設置作業をしていただく必要がございます。ですから、協議会の予算で資材費をお出しし、その資材を使って地域の皆さんに労力を御提供いただくというものでございます。会計が分かれていますので、一見わかりづらいんですけれども、今までは個人単位で防護柵を設置いただいておりますけども、今回は国の補助金を活用して、広いエリア全体を覆うといったことを考えております。

以上であります。

○大田委員

それが250万円と87万1,000円ですか。

○吉本経済部長

ではなくて、これはこれまでどおりの補助金です。一般会計には今から新規事業の予算はここにはあらわれてないんです。その協議会の予算に国からダイレクトに入るという形ですので、一般会計には今回出てないということでございます。協議会の予算では出てくるんですけど。

以上でございます。

○大田委員

はい、了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

①第3次光市地産地消プラン（案）

説 明：酒谷農業耕地課長 ～別紙

質 疑：なし

②光市観光アクションプラン（案）

説 明：芳岡商工観光課長～別紙

質 疑：なし

6 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第25号 光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

これ質疑になるかどうかかわからんのじゃけども、これやめたらどうですか、こういうの。今は管理者の分だけですけども、市長の、あるいは副市長もそうですし、特別職がそうやって減していくというのは、必ずしも私はいいとは思わないので、ぜひ考えてもらいたいということだけは言っておきたいと思います。反対はしませんけども、目ん玉、三角にはしませんけども、やめたほうがええと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第9号 平成30年度光市病院事業会計予算

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

まず、院内保育のところ、両方ともあるんですけども、どのぐらいの人たちが利用しているのか教えてもらえますか。

○田村光総合病院業務課長

院内保育の光総合病院の利用者ですが、この2月現在の登録者数が12名でございます。常時利用が9名、これは平日、毎日を利用される方です。一時利用というのがございます。

特定の日だけ利用されるという方が3名ございます。

以上です。

○土橋委員

これは両方でという意味ですか。

○田村光総合病院業務課長

今のは光総合病院の数字でございます。

○土橋委員

大和もあるでしょう。

○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院の保育所の利用人数ですけれども、2月の実績で申し上げますと、10名の子供さんが利用をされております。

以上でございます。

○土橋委員

光総合の入院収益を1億円から多く見積もっておられるわけですが、あるいは外来も1億円近くですね。これは何かこうだから多く見積もったんだという、根拠ちゅうのを教えてもらえますか。

○田村光総合病院業務課長

平成29年度、今年度の実績から平均しまして、その平均的な単価に若干ではありますが、上乘せをしまして、予算を計上しております。

○土橋委員

それで勘定は合うんかいね。入院収益が1億1,000万円ぐらい多くなるんですよ。

○田村光総合病院業務課長

平成28年度の実績で、入院単価の実績でございますが、1日平均単価が4万2,721円です。平成29年度の1月までの実績でございますけど、4万4,191円となっております。予算のほうは4万4,500円で予算を計上しております。

○土橋委員

先ほど光総合のほうで、いわゆる病床というか、ベッド数について、70%の稼働率を考えているんだということでもありますけれども、これ県内の公立病院では、大体どのぐらいの稼働率でやっているのかなというのをお聞きしたい。もう一つは、これは全国的なものですけども、いわゆる2025年ですか、医療構想、これにあわせてお尋ねをしたいんですけ

ども、70%ぐらいでやって、その分にベッドを減らせちゃうやつです。その分に影響しないだろうかというふうに思うのと、新築移転になるわけですから、稼働率をどのぐらいに上げていくのか、そのためにはどのような先生方が要するのかというようなのを考えておられると思います。その辺のところをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○田村光総合病院事務部長

まず、うちの病床利用率が70%を現在切っています。地域医療構想の中で、県内の各病院がどの程度の稼働率かというのは、周南医療圏では、基幹病院、徳山中央病院は90%から100%の間を行っていると思います、現在の時点で。

市立病院、周南医療圏では2つありますが、もう一方のほうは若干落ちているかなという気がします。うちの話、光総合病院のこれからの話をしますと、現在、今日時点の入院患者数が大体68%か69%ぐらいになっています。新病院に対して現在3名の医師の増員を検討しているというか、掲げていますので、大体申し上げているのが1人当たりの人数を申し上げていますけども、1人8名の増員というふうに考えていますので、想定をしている、極力80%とか85%とかというのを目指したいとは思いますが、それには医師の確保が今以上に必要であるというふうには考えています。当面、新病院に対してのがん診療の推進を今掲げていますので、そこを重点的にやっていって、入院患者数の増員を図りたいと思っています。

それと、現在、地域包括ケア病棟がありますけども、新しい病院でも地域包括ケア病棟を1病棟設けています。そのことによって他の一般病床から平均在院日数を求めるために、地域包括ケア病棟に移っていただくか、退院していただくか、在宅でお願いするかというふうで、一般病床の現在でいう7対1対応を図りながら収益の向上を図っています。

現在の病床数が210床ですけども、20床は緩和ケア病棟を検討していますので、地域包括ケア病棟を含めた一般病床が190になるというふうに考えています。地域包括ケア病棟と緩和ケア病棟の病床の稼働率は別にして、残りの一般病床の稼働率を80%前後に持っていければというふうには考えています。

○土橋委員

願望みたいなものも含めて、いろいろ苦勞はされているというふうには理解しますが、わからないというか、理解できないのは、一般質問でもお尋ねをしましたけども、緩和ケアなんです。緩和ケアで7割程度ということでしたから、20床で14人ぐらいの常時そういうような患者が確保できるんでしょうか。もう一回聞くんですが、いや、患者はおるんよというふうな何かを私にもわかるような言い方をしてくれると理解ができるんだがと。

○田村光総合病院事務部長

現在、光総合病院で受診されている患者さんの中で、緩和ケアに対象になる方が大体10人行かないか、その程度かなというふうには思っています。緩和ケア病棟をつくったときに、以前の管理者の話からは、岩国から徳山の間の患者さんを入れていくと、多分7割以

上は確保できるのではないかというふうに思っています。

以前から申し上げていますように、ホスピスを開設するつもりは基本的にはありませんので、緩和ケアの考え方がもうちょっと一般に浸透していただくと、緩和をやって在宅に移っていただくというふうな考え方がもうちょっと浸透していくといいかなというふうには思っていますが。

○土橋委員

いや、私は、もちろん理解はできていないんじゃないけれども、ぱらぱらっとですけども、それなりの資料なんかをしてみるのに、緩和ケア病棟をつくっているところは大体が個室であって、家族のゲストハウスみたいなのもあって、何があってというようなのが大体同じです。それとかボランティアの人たちとの協力、協働の関係だとか、あるいは代替医療というようなものがやっているところのパンフレットなんかをいろいろ見てみると、大まかに言うたら大体そういうふうになっています。そういうようなものを、今準備しているというのが何か私の目には見えんのですけども、その辺じゃうまくいっているんですか。

○田村光総合病院事務部長

内部では、ボランティアの件につきましては、募集を当然来年度の後半になると思いますが、募集をしていくようになります。どういうボランティアをしていくかという部分については、ちょっと精査をしていかないといけないと思っていますけども、あと緩和ケア病棟を担っていただける医師の確保がずっとありますけども、基本的には担当される医師ときちんと話をし、今病院の考え方は申し上げていますけども、担当医師の考えも含んだ上で推進していかないと、うまくいかないかなというふうには思っています。内部では、これはこうですよと言うのが少し難しいですけども、検討はずっと進めています。

○土橋委員

また機会があったときに、お尋ねをしたいと思います。

それと、病院に診療には来たけれども、金を払っていないと、いわゆる未納になっているというような患者さんというのはおられるんですか。

○田村光総合病院業務課長

そういう患者さんがいらっしゃいましたら、なるべく払っていただくように、直接お話ししたり、分割で納入していただいたりするようにしているんですが、それでも払っていただけない方というのはいらっしゃるということです。

○土橋委員

いや、何でもこういうことを言うかということ、これも生活保護との関連で聞いたかったんです。生活保護基準以下で生活をしている人たちが結構おられて、そういう人たちが病院にかかりたくてもかかれないうような状況がある中でお聞きするんですが、無料低

額診療事業というのがあるというのを聞いたんですけども、それはご存じですか。

○田村光総合病院事務部長

申しわけありません。ちょっと把握をしていません。

○土橋委員

社会福祉法でも明確にうたわれていると聞いておりますので、光総合、大和もそうですけども、そういったものが入り入れられるような条件づくりみたいなものを作ってもらいたいということだけをお願いしておきたいと思います。

後はほかの方にお任せします。

○大田委員

先ほど先行委員に対して、光総合病院の入院収益、約1億1,000万円から収入が上がっていると、そのときの単価が上がっているからというふうな答弁じゃったと思うんですが、その上がる1人当たりの入院収益、外来収益の上がる理由をちょっと教えてほしいと思うんですが。

○田村光総合病院業務課長

実績によるものですから、詳しく調べないとわかりませんが、入院単価が上がっている理由としましては、手術件数が増えておりますので、手術がありますと、やはり入院単価上がっていきますので、それが理由ではなかろうかと思います。

○大田委員

外来単価はどうですか。

○田村光総合病院業務課長

外来のほうにつきましては、ちょっと分析をしておりますけど、これはあくまでも実績からなので、実績をもとに計算しております。

○大田委員

これは実績ということですが、前回よりも今回のほうが上がるというのは、ちょっと何か理由がなけりや上がらんじやろうと思うんですね。ちょっとまた教えてください。

それと、出張旅費について、前回の決算のときもお伺いしたんですが、あまり前回と変わらないんですが、そのところはどういうふうにご考えておられるのかお聞きしたいと思うんですが。

○委員長

3ページですかね。

○大田委員

予算書の8ページ、上から旅費交通費、出張旅費735万9,000円と書いてあり、前回よりも少しは上がっちゃるんですが、そんなに上がっていないんです。

○田村光総合病院業務課長

研究研修費の旅費ですが、実績に基づいて計算しておりますので、今年度、もし出張費が多いようなら、来年度予算を多く組むということにしておりますけど、出張回数とかをある程度決めておりますので、その範囲内で先生方とか部門に行っていただくようにしておりますので、あまり増減はないということです。

○大田委員

今、医師の確保対策特別本部もつくられて、医師確保のためにいろいろ出張が多分多いだろうと思うんですよね。だから、今回新病院では3名の医師の増員をというふうにうたっているし、そねいなると、電話で、おい、来てくれいや、はい、わかりましたちゅうんじゃないと思うんですよ。やっぱりそこに行って、先生を説得するか、ほかの人を説得して、そうして来てもらうようになるだろうと思うんで、そうなると、当然出張旅費というのは付くじゃろうと思うんですよ。自分の金でおまえ行けというんじゃないと思うんですが、そのところはどういうふうにご考慮されるかお聞きしたいんですが。

○田村光総合病院業務課長

済みません。その旅費につきましては、3ページになりますけど、経費の中の旅費交通費というところに計上しております。数年前から、ここに100万円程度予算を入れております。前年度と同じ額、今年度、30年度も100万円を予定しております。

○委員長

田村業務課長、決算のときに大田委員が指摘をされたんですが、ようするに医師会対策本部をつくるので、旅費が増えるのが当たり前じゃないか、そういうような指摘があつての今回の発言ではないかと思うんですが。

○西村病院局管理部長

旅費の件でございますが、確かに医師対策本部ということで、昨年来から100万円計上しております。そして、今年度も100万円計上しております。

しかしながら、決算上、昨年度においてそれほど費用を使わなかったということでございまして、実際余ってしまったということでございます。ですが、昨年と同じ金額をそのまま計上しているということでご理解いただければと思っております。

以上です。

○大田委員

余ったんですか。私はちょっとという感じなんですがね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

両病院とも病院収益が上がっているんですが、予算書の13ページに業務活動のキャッシュフロー計算があります。前年度は8億6,800万円の三角じゃなかったんですが、今年はいきなり3億4,400万円の三角予算になっているんです。そこがちょっとよくわからないから教えてほしいんですが。

○西村病院局管理部長

13ページのキャッシュフロー計算書でございますが、キャッシュフロー計算書には、1の業務活動によるキャッシュフロー、それから2の投資活動によるキャッシュフロー、3の財務活動によるキャッシュフローと、三本立てになっております。今、大田委員が言われたのは業務活動によるキャッシュフローが3億4,000万円のマイナスになっていますよというお尋ねであろうと思います。

この原因につきましては、この中に長期前払消費税の増減額というのがございます。これが5億7,000万円のマイナスになっておりますが、このたび大きな投資をいたしますので、それに伴いまして仮払消費税がかなり多額に発生いたします。これを業務活動の中に入れております関係で、業務活動によるキャッシュフローが大幅にマイナスになったということでございます。

以上です。

○大田委員

長期前払消費税の増で5億7,000万円もこのたび出たから、業務活動のキャッシュフローが3億4,000万円の赤字になったと、だから別段病院経営には何ら関係ないということですか。

○西村病院局管理部長

先ほども申しましたけど、3つのキャッシュフローがございますけれども、一番下のところを見ていただければと思うんですが、資金増加額の欄、ここでは7,300万円ほど資金は増えております。期首、期末に対して7,300万円増えておりますので、その辺で恐らく問題はないでしょうというふうに考えております。

○大田委員

参考資料の11ページの最後の欄で、今説明では、新しい病院が入ったから、それに対する警備、清掃委託料を新しく発生したから1,100万円上げましたというようにお聞きしたんですが、今度から新病院になると、どのくらい増えるんですか。計算で、このたびの約2カ月ぐらいの感じで1,100万円を上げたんだらうと思うんですが。

○田村光総合病院業務課長

このたび予算に上げましたのは、病院が完成しましてから、その1月間の警備と、それから清掃の業務を見込んで上げております。警備、清掃とも、1月が220万円を見込んでおりますが、完成時にワックスがけを行うことを予定しております。この金額が560万円です。新病院につきましては、まだ今後コンサル等の支援をいただきまして、経費とかを求めていくことになろうかと思っております。

○大田委員

ワックスがけをされると言われたのは、新病院のほうの完成ワックスがけのことを言われるわけですかね。

○田村光総合病院業務課長

この数字もコンサルタントからいただいた数字ですけど、今までの新病院を建設された事例の中から、これぐらいの金額が相当ではなかろうかと聞いております。

○大田委員

大体の常識では、完成ワックスがけは元請会社のほうがいつもはするように契約上ではなっているはずなんですけど、病院のほうがこのたびはやるんですか。

○田村光総合病院業務課長

済みません。建設会社のほうに、もし入っておりましたら、この金額は使用しないことになってますが、建設会社のほうである程度ワックスをかけていただきましたら必要ないものかもしれませんが、一応コンサルタントのほうでは完成時にワックスがけが必要だということで、予算計上が必要だと聞いております。

○大田委員

何かえらいあやふやな、前回は補正予算のときにお聞きしましたが、今回も何かあやふやな、すごい答弁だなと思うんですよ。補正予算のときでも1億6,000万円の減額はどねいなっちゃよるんか聞いたら、建設のほうで決めているから、それで1億6,000万円、予算内の中だからオーケーして、出したように言われました。今回も、それは病院局は金をいっぱい持っているから、そねいなのでオーケーになるんでしょうけど、ある程度シビアにいかれなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、どのように思っておられるんですかね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村光総合病院事務部長

質問の委託料の1,130万円の件ですけども、先ほど申しましたように警備費が220万円と清掃費が220万円、560万円のワックスがけは、基本的には完成したら清掃等はしますけ

ども、床等のその上のワックスがけは病院側でやることになっています。基礎は、基本的に清掃とかはしてありますけども、その上にワックスがけをいたします。それが560万円、それともう一つ、内覧会を行いますので、そこに若干の費用を充てています。それを合わせて1,130万円ということです。

○大田委員

来年の予算になると言われるかもわかりませんが、大体この警備、清掃というのは毎月ごとを計算されるんでしょうが、560万円のワックスがけというのは毎月やられるわけですか。それとも年に一遍ぐらいやろうと思ってこういう560万円というのを上げられたんでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

今回出している金額については、完成から実際に使用するまでの間の今の3月の部分だけですので、スポットと見ていただければというふうに思っています。

○大田委員

そうすると、今度新築のとき4月からののは、また来年の予算に上がるだろうと思うんですが、それは大体どのぐらいを思っておられるんですか。そのところはわからないということですか。

○田村光総合病院事務部長

その次の年の話になりますけども、5月の開院を予定していますので、4月、5月の一応警備費と、開院までの警備費等は発生すると思います。金額は一月当たり220万円で、清掃がどこまでやっていくかというのはありますけども、警備費は確実に上がってくるというふうに思っています。

○大田委員

はい、了解しました。終わります。

○笹井委員

では、新光総合病院で今建設されておるところのトイレについて、過去の質問とかでちょっと気になるところがありますので、お尋ねしたいと思います。

身障者トイレは設けておられると思いますが、過去ほかの光市の施設で、車椅子の人が身障者用トイレに入っても、トイレの鏡が傾斜しないから自分が映らないというような例があって、新聞にも取り上げられたところがあります。光総合病院については、身障者用のトイレというのは、そういうふうに配慮した鏡になっておりますでしょうか。

○川崎病院局経営企画課長

今お話のございました身障者用トイレの鏡の傾斜についてですが、新光総合病院では、

鏡の傾斜のほうは考えておりません。車椅子の方でも見えやすいような配置にしたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。車椅子の方が映るような配慮がされておれば、よろしいと思います。

また、トイレについてちょっとお尋ねしますが、身障者用トイレの場合、特に視覚障害者の方が入られる場合は自動の場合、入るときも出るときも開閉ボタンを押して出られることになろうかと思えます。これもちょっと市内の別の施設であったんですけど、身障者の方は普通開閉ボタンというのはトイレを出ようとして、トイレの扉のところから大体手が届く範囲内にあるべきだと言われるわけなんです。

ところが、市内の施設で、相当、手すりを使って、行って押さないといけないようなトイレがあったということで、こちらのほうは何か点字ブロック等、点字表示等で改善はされたということです。新しい総合病院について、身障者トイレの扉の開閉ボタンというのはどういうふうな場所にあるように設計されていますでしょうか。

○川崎病院局経営企画課長

身障者用トイレの扉については手動式であり、自動ドアの扉ボタンを必要とするものは考えておりません。

以上です。

○笹井委員

総合病院にも身障者用トイレ、当然各階に最低1つはあると思うんですけど、それは全部手動なんですか。

○川崎病院局経営企画課長

手動式で、スライド式、軽い力で開閉できるようなものを想定しております。

○笹井委員

はい、わかりました。今、設計もあって、工事もあるから、もうちょっと設計前に何か考えておくべきだったかなと思っているところですが、状況はわかりました。

終わります。

○岸本委員

予算とは少し関係ないんですけど、病院には関係することなんで、今、話をしていけないければ、止めてください。2年前に新風会で愛知県の常滑市立病院に視察に行っていました。また、今ここにいらっしゃる病院関係の方も常滑に視察に行かれたということを知っています。その常滑市立病院の新設にあたってどうしたらいいかということで、

100人委員会というのをつくられたんですね。市民から募集して、こういう病院にしたらどうか、病院は必要じゃないんじゃないかという皆さんの意見を聞いた。初めは要らないというような意見が多かったんですけど、会議を重ねて、ああ、常滑にはこの市立病院が必要なんだということで、その委員会がずっと進んで、病院がオープンした後も、その中の100人の方が病院に残られて、ボランティア活動をされるんです。

その100人の方がユニホームをつくられて、受付ロビーで案内作業をされたり、洗濯物を畳んだり、そういう仕事をされて、市民と病院が一体になって、どうしてすばらしい病院をつくっていったらいいんじゃないかということのをされました。

ですから、103億円もかけてすばらしい病院ができますので、市民とともに一緒に歩く市立病院というのを構築していただきたいと思います。そういったボランティアの方を募集して、病院の運営とかに参加してもらおうような組織をつくられたら、より一層すばらしい病院になってくるんじゃないかと思いますので、そここのところを検討していただければと思います。

以上です。

○大田委員

一般質問で、医師の確保についてお聞きしたときに、4月から多分来られるだろうという答弁をいただいて、大変ありがたいことで、ご苦労さまと思っております。しかしながら、大和総合病院の医師給与が1人減というふうに、先ほどお聞きしまして、1人増員予定の予算をなぜ組まれないのかなと思っております。

○西村病院局管理部長

大和総合病院の医師1名減につきましては、これ予算でございますので、昨年の予算を組んだときには、院長先生、がいらっしゃいましたが、やめられましたので、1名減となっております。先般の一般質問で、1名ほど確保の見込みというお話しさせていただきましたけれども、これは予算を策定した段階では、それはまだわかっていなかったということで、その先生の人件費については、予算の計上は今の時点ではしておりません。

以上です。

○大田委員

私、勘違いだったら許してくださいね。管理者の0.5人分は、この予算の中に計算されておられるんですかね。

○西村病院局管理部長

管理者の0.5人分は計算しております。それは昨年も0.5人でありましたし、今年も0.5人でありますので、それについては変わりございません。

以上です。

○大田委員

済みませんね。大和総合病院の外来患者が来年度では1日平均140人から130人と、10人減となっています。それは28年度、29年度の実績見込みについていうと、説明で下げられたんですが、この下げられる根拠ちゅうのは、今まで28年度、29年度で減少してきたから下げられたんですか。それともまた外来患者に来てもらうようなちゅう考えはないんでしょうかお伺いします。

○小田大和総合病院業務課長

外来患者数の減につきましては、29年度、1年間通して患者数を見てまいりまして、その見込みで、10人程度減少するという見込みになりましたので、人数的には140人から130人減少をさせていただいております。

以上です。

○大田委員

確かに患者が減るといのは余り、住民にとったら減ったほうがいいんですが、それは病院にとったら多いほうがいいと思うんですね。それで、収益が上がると思うんですが、患者を増やすために、私どもは医者を増やしてほしい、一次診療で増やしてほしいと、今までずっとお願いしているんです。これからもお願いしようと思うんですが、そういうふうに減る傾向に持っていくんじゃないかと、増える傾向に持っていくような努力は何かされておられますか。

○小田大和総合病院業務課長

29年度につきましては、先ほどもお話がありましたが、産婦人科医師の猪口院長が退職をされました。ですので、1名減ということで1年間やってまいりました。

産婦人科につきましては、常勤でありましたけれども、現在、週3日の診療になっております。そのほか病棟につきましても、常勤医師1名減ということで、各先生方、時間を病棟のほうにより割いていただいて診療をしていただいておりますので、外来患者数の増について、増加したほうが収益が上がっていいのはいいんですけれども、なかなか増加の状況に至っていないという状況です。

以上です。

○大田委員

見込みですから、実績としては増えるように努力していってほしいと思います。終わります。

○土橋委員

3点ほどお伺いしたいと思うんですけれども、大和で訪問リハビリをやっていますけれども、体制はどういうような形でやっておられるのだろうか。

○小田大和総合病院業務課長

現在、リハビリテーション部の理学療法士1名が担当をしております。

○土橋委員

だから、入院をしている人もリハビリはやっていると思うんですけども、それを訪問をしてリハビリをするという背景みたいなもの、こういうものができた背景というのは何なんですか。

○小田大和総合病院業務課長

現在、大和総合病院のほうで回復期リハビリテーション病棟というのがございます。これは、急性期が終わって、リハビリがなお必要という方に関して入院できる病棟となっております。これが入院の期間が60日、90日、症状によって違うんですけども、期限がございます。期限が来ても、まだ家庭に帰って十分身の周りのことができないという方について、病院のほうから訪問してリハビリをしているという状況です。

ですので、なるべく病院で入院されてずっとされるということではなくて、自宅に帰られて日常生活を送れるようにということで訪問リハビリのほうを開始をした次第でございます。

以上です。

○土橋委員

そういう人というのは、何人ぐらい対象者がおられるんですか。

○小田大和総合病院業務課長

月単位で申し上げますと、大体18名ぐらい現在おられます。

○土橋委員

月単位ちゅう意味がちょっとよく理解ができませんんですけども、18名おればあとの人はどうなっちゃうんじゃないでしょうか。

○小田大和総合病院業務課長

1カ月間、18名の方のところにリハビリに行っているということで、1人に対して月間4回なり5回なり行っているという状況です。

○土橋委員

訪問をするのは、初めに大和病院の関係者のところに訪問リハビリに行くという認識でいいですか。

○小田大和総合病院業務課長

基本的には大和総合病院を退院された患者さんのところに行っております。

○土橋委員

そうすると、大和病院に入院をしている人というのは、大和病院の人だけとは限らないと思うんですが、そうするとリハビリを行う場合、地域は大和地域に限定をしているというふうに認識をしたらいいんですか。いや、光のほうにも、室積だろうと、三井だろうと、どこだろうと行っているよというふうにとっていいんですか。

○小田大和総合病院業務課長

旧大和町だけではなく、光市、田布施町、平生町、柳井市の方のところにもリハビリのほうを行っております。

○土橋委員

他の民間病院も含めて、そういう訪問リハビリみたいなのをやっているところというのは、この地域では大和病院しかないということですか。

○小田大和総合病院業務課長

光市の中にも訪問リハビリされているところがあると思いますし、柳井のほうにも、周東総合病院さんのほうでもされているというふうに聞いております。

○土橋委員

誤解してもらっても困るんですが、柳井に行く、室積に行く、もちろん地元に行く、浅江のほうに行くということになると、いわゆる経費的にどうなんですか。いや、誤解しないでもらいたいけど、採算が取れるのかという意味で聞いているんです。

○小田大和総合病院業務課長

ですので、車のほうで行っておるんですけども、大和病院を中心として、半径10kmぐらいのところには行くようにしております。

○土橋委員

いやいや、さすがに大和病院の人のよさみたいなのが出ているんで、それは大変結構なことだというふうには思いながらも、訪問リハビリについて、939万円で何人体制とおっしゃいましたかね。

○小田大和総合病院業務課長

1人でございます。

○土橋委員

1人。じゃ、その人が、1人が930何万円もらうわけじゃないでしょう。

○小田大和総合病院業務課長

保険請求をしますので、収入額としてそれだけ当院のほうに収入が入るということです。

○土橋委員

結構なものです。それをあれこれ言う気はないんですけども、大体のところはわかりました。退院を余儀なくされて、そこにリハビリでお伺いをするというようなことは、大和病院ならではの離れわざみたいなものですから、ぜひ続けていってほしいというふうに思います。

それと、もう一つは、これは大和も光もですけども、人間ですから、いろいろ病気になったりもするわけですけども、本日医師の都合で休診というようなのはあるんですか。

○田村光総合病院事務部長

もちろん、ないとは言えません。

○土橋委員

実は、うちにやかましゅうに言うてこられた方があって、話を聞いてみると、私は足がないからタクシーで往復する。病院に行ったら、本日都合でとなっちゃうんで、何とか、タクシー代を戻せとは言わんけど、何か患者に寄り添った病院ということになってくると、何かやりようがあるんじゃないかというふうに思うわけです。光総合は、その対応策みたいなのはどういうふうなことを考えておられたんですか。

○田村光総合病院事務部長

今回たまたま管理者の院長も休んでいます。当然休診になるんですけども、予約の患者さんには当然すぐに連絡をいたします。予約の取りかえをやります。当日、市に受診されたい方に対しては、基本的に院長、整形なので、医師をかえて受診をしていただくかどうかということはしています。1人医師の場合に、例えば薬がないとかでしたら、他の診療科の医師のほうで対応ができれば、薬の対応とかはするようにはしています。

○土橋委員

いや、別に事務部長を疑うわけじゃないけども、予約患者のところに連絡をするというようなことは、間違いないですね。そうはいうても変なところで光総合を悪く言われるのは、私も聞いちゃってせんない。もちろん大和病院だってそうですけども、今言われたように、予約者への対応というのは、急なときには大変な部分もあると思うけども、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

最後に、院外薬局のことでありますけれども、これをどうするか。1件にするか2件にするか、あそこを入札してどうするかとか、いろいろ言ってきたほうでありますけれども、この院外薬局をどうするかという方針みたいなものをちょっとお伺いしたいと。

○西村病院局管理部長

院外薬局につきましては、前回の委員会におきまして、1月ごろには募集をしたいというふうなことを申し上げたと思っておりますが、実際その辺で、スケジュール的にちょっとおくれが生まれて、実際2月になって公募をいたしました。

そして、その内容でございますけれども、病院の敷地内の一部をお貸しするという方法でございます。面積的には約1,000m²程度、そして貸付期間ですが、15年間というのを考えております。募集する店舗については1店舗ということで、2月の5日に公告を出して、現在、参加者の受け付けは終了しております、この3月23日にプレゼンテーション、そしてヒアリングを行う予定としております。

そして、その募集の内容でございますけれども、これ先ほど申し上げましたように、プロポーザル方式ということで、事業者から提案を求め、それを審査するという方法でございます。

その審査の内容でございますけれども、まず1つには、施設整備計画、いわゆる敷地における薬局の建物の配置や平面図、そういった施設のイメージパース等を提案いただくこと、またその施設の工程でございますが、設計から工事、開設までのスケジュールをどういうふうに考えているかという内容、それから保険調剤薬局の運営計画、また人員配置、薬局の営業日や営業時間をどういうふうに考えているかというふうなことも求めております。

また、地域医療の貢献ということで、保険調剤薬局として地元の医師会や薬剤師会、これとの連携をどういうふうに考えているのかということも求めております。

また、利用者への対応ということで、かかりつけ薬局、そういった今厚労省のほうでそれを推進しておりますので、このかかりつけ薬局への対応をどういうふうに考えているかということなども提案を求めております。

それと、あわせて保険調剤薬局以外の事業というのにも提案を求めております。例えば、新病院の運営を支援するような事業や地域包括ケアの構築に資するような事業、また新病院利用者のサービスに向上する事業、こういったような事業について、保険薬局以外の事業をどういったものかということも求めております。

それと、あわせて土地の賃料につきましても、事業者のほうで金額についての提案を求めているということでございます。

以上でございます。

○岸本委員

この病院会計で負債総額が143億円になると思うんですね。30年度の貸借対照表から見まして、ページ数で言えば18ページ、5番目の繰延収益のところの負債合計143億円、それでこの病院について償還するのが5年据え置きから始まるということも認識しております。5年後この償還する金額がもしわかれば教えていただければと思うんですけど、わからなければいいです。負債が143億円になったということをよく頭に入れていただいて、これからの病院経営に努めていただきたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第10号 平成30年度光市介護老人保健施設事業会計予算

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」